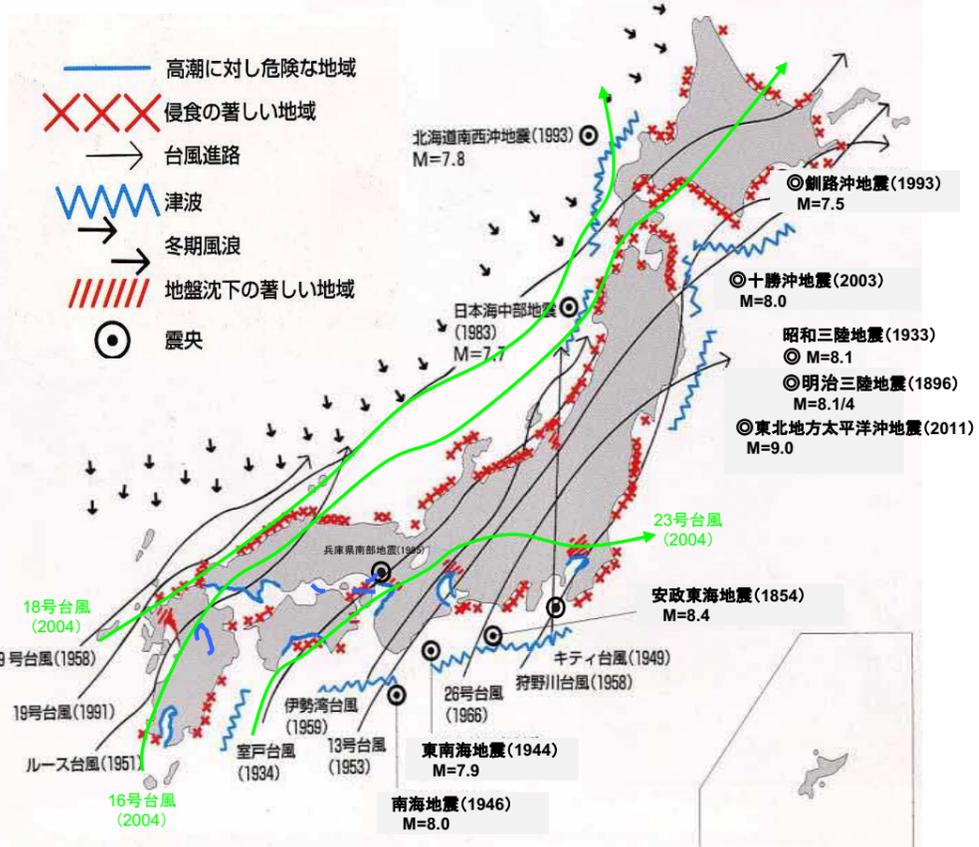
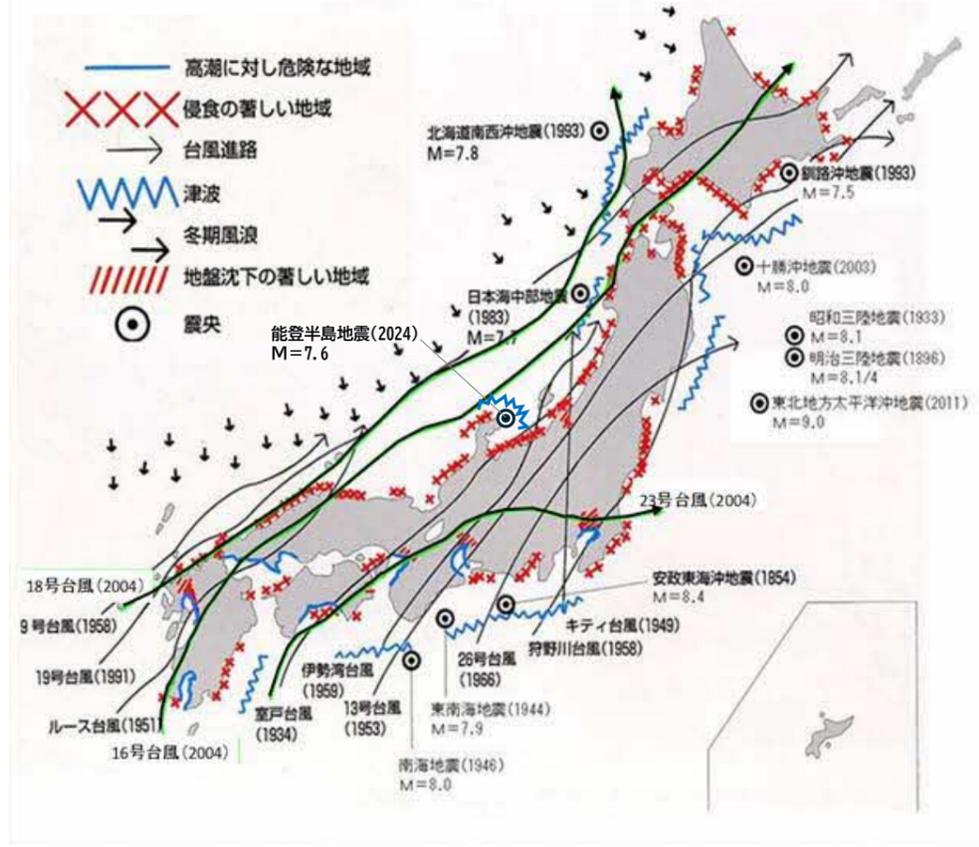


# 隠岐沿岸海岸保全基本計画

頁	現行計画（平成 29 年 3 月）	改定素案
	第 1 編 海岸の保全に関する基本的な事項 ..... 1	第 1 編 海岸の保全に関する基本的な事項 ..... 1
	第 1 章 計画の策定にあたって ..... 1	第 1 章 計画の策定にあたって ..... 1
	第 2 章 海岸の現況及び保全の方向に関する事項 ..... 3	第 2 章 海岸の現況及び保全の方向に関する事項 ..... 3
	2-1 海岸の概要 ..... 3	2-1 海岸の概要 ..... 3
	2-2 海岸事業の経緯 ..... 5	2-2 海岸事業の経緯 ..... 5
	第 3 章 沿岸の長期的なあり方 ..... 8	第 3 章 沿岸の長期的なあり方 ..... 7
	3-1 防護面からの基本方針 ..... 8	3-1 防護面からの基本方針 ..... 7
	3-2 環境面からの基本方針 ..... 17	3-2 環境面からの基本方針 ..... 23
	3-3 利用面からの基本方針 ..... 24	3-3 利用面からの基本方針 ..... 31
	3-4 ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針 ..... 28	3-4 ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針 ..... 35
	第 2 編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 ..... 34	第 2 編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 ..... 41
	第 1 章 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項 ..... 34	第 1 章 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項 ..... 41
	1-1 海岸保全施設を整備しようとする区域 ..... 35	1-1 海岸保全施設を整備しようとする区域 ..... 42
	1-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置 ..... 36	1-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置 ..... 44
	第 2 章 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項 ..... 39	第 2 章 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項 ..... 48
	2-1 海岸保全施設の存する区域 ..... 40	2-1 海岸保全施設の存する区域 ..... 49
	2-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置 ..... 41	2-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置 ..... 49
	2-3 海岸保全施設の維持又は修繕の方法 ..... 42	2-3 海岸保全施設の維持又は修繕の方法 ..... 50
	第 3 章 海岸保全施設の整備（維持・修繕および新設等）の状況 ..... 43	第 3 章 海岸保全施設の整備（維持・修繕および新設等）の状況 ..... 51
	3-1 一覧表 ..... 43	3-1 一覧表 ..... 51
	3-2 添付図 ..... 45	3-2 添付図 ..... 55
	第 3 編 その他重要事項、留意事項 ..... 48	第 3 編 その他重要事項、留意事項 ..... 58
	第 1 章 その他重要事項 ..... 48	第 1 章 その他重要事項 ..... 58
	1-1 広域的・総合的な視点からの取組の推進 ..... 48	1-1 広域的・総合的な視点からの取組の推進 ..... 58
	1-2 地域との連携の促進と海岸愛護の啓発 ..... 49	1-2 地域との連携の促進と海岸愛護の啓発 ..... 59
	第 2 章 今後の取り組みにおける留意事項 ..... 50	第 2 章 今後の取組における留意事項 ..... 60
	2-1 関連計画との整合性の確保 ..... 50	2-1 関連計画との整合性の確保 ..... 60
	2-2 関係行政機関との連携調整 ..... 50	2-2 関係行政機関との連携調整 ..... 60
	2-3 地域住民の参画と情報公開 ..... 50	2-3 地域住民の参画と情報公開 ..... 60
	2-4 計画の見直し ..... 50	2-4 計画の見直し ..... 60
	※ページ番号は現行計画のページ	※ページ番号は改定計画（素案）のページ

頁	現行計画（平成 29 年 3 月）	改定素案
1	<p data-bbox="430 222 1101 258"><b>第 1 編 海岸の保全に関する基本的な事項</b></p> <p data-bbox="430 289 923 325"><b>第 1 章 計画の策定にあたって</b></p> <p data-bbox="430 363 1513 464">海岸保全基本計画は、対象海岸*のあるべき将来像を示すものであり、国が示す海岸の保全に関する基本的な方針に基づいて、各都道府県が策定する海岸保全に関する基本的な計画である。（※本計画では、一般公共海岸区域及び海岸保全区域とする）</p> <p data-bbox="430 470 1513 642">平成 12 年 4 月に施行された改正海岸法により、<b>防護、環境及び利用の調和</b>のとれた海岸の保全を計画的に推進し、地域の実状に応じた海岸の保全を進めていくことが求められてきた。さらに、平成 26 年 6 月の海岸法の一部改正により、津波対策としての減災機能を有する海岸保全施設、海岸保全施設の計画的な維持・修繕への対応等が明示された。</p> <div data-bbox="468 936 1484 1640"> <p data-bbox="477 942 774 972"><b>海岸法の制定[昭和31年]</b></p> <ul data-bbox="492 982 1469 1087" style="list-style-type: none"> <li>■ 昭和28年9月、東海地区に上陸した台風13号による被害を受け、特別の国庫負担率の適用等を定める特別立法が制定</li> <li>■ 海岸を防護することを目的に、<b>昭和31年に「海岸法」が制定</b></li> <li>■ 津波、高潮、波浪等の海岸災害からの<b>防護</b>のための海岸保全の実施</li> </ul> <p data-bbox="477 1136 825 1165"><b>海岸法の一部改正[平成11年]</b></p> <ul data-bbox="492 1176 1469 1312" style="list-style-type: none"> <li>■ 海岸の<b>防護</b>に加え、海岸<b>環境</b>の整備・保全、公衆の海岸の適正な<b>利用</b>を法目的に追加</li> <li>■ <b>防護・環境・利用</b>の調和のとれた総合的な海岸管理制度の創設</li> <li>■ 地域の意見を反映した海岸整備の<b>計画制度</b>の創設</li> <li>■ 海岸法の対象となる海岸の拡張</li> <li>■ 国の直轄管理制度の導入</li> </ul> <p data-bbox="492 1371 572 1400"><b>原計画</b></p> <p data-bbox="492 1415 1469 1480">島根沿岸 海岸保全基本計画(H15年3月策定、H21年3月改定)      隠岐沿岸 海岸保全基本計画(H15年3月策定、H19年3月改定)</p> <p data-bbox="477 1518 825 1547"><b>海岸法の一部改正[平成26年]</b></p> <ul data-bbox="492 1558 1469 1640" style="list-style-type: none"> <li>■ 減災機能を有する堤防等の海岸保全施設への位置付け</li> <li>■ 水門・陸閘等の操作規則等の策定</li> <li>■ 海岸保全施設の維持・修繕基準の策定</li> </ul> <p data-bbox="1418 1612 1469 1640">など</p> </div> <p data-bbox="753 1650 1190 1680"><b>図- 1.1 海岸法の制定・改正の経緯</b></p>	<p data-bbox="1537 222 2208 258"><b>第 1 編 海岸の保全に関する基本的な事項</b></p> <p data-bbox="1537 289 2030 325"><b>第 1 章 計画の策定にあたって</b></p> <p data-bbox="1537 363 2620 464">海岸保全基本計画は、対象海岸*のあるべき将来像を示すものであり、国が示す海岸の保全に関する基本的な方針（以下、「<b>海岸保全基本方針</b>」という。）に基づいて、各都道府県が策定する<b>海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本計画</b>である。</p> <p data-bbox="1537 470 2620 609">平成 12 年 4 月に施行された改正海岸法により、<b>防護、環境及び利用の調和</b>のとれた海岸の保全を計画的に推進し、地域の実状に応じた海岸の保全を進めていくことが求められ、<b>本県では平成 15 年 3 月に「島根沿岸海岸保全基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定した。</b></p> <p data-bbox="1537 615 2620 716"><b>その後、平成 26 年 6 月の海岸法の一部改正により、津波対策としての減災機能を有する海岸保全施設、海岸保全施設の計画的な維持・修繕への対応等が明示されたことを受け、平成 29 年 3 月に本計画の改定を行った。</b></p> <p data-bbox="1537 722 2620 823"><b>今般、海岸保全を過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換することを目的とした「海岸保全基本方針」が令和 2 年 11 月に変更されたことを受け、本計画の改定を行った。</b></p> <p data-bbox="1872 829 2605 858">※本計画では、一般公共海岸区域及び海岸保全区域とする。</p> <div data-bbox="1546 898 2605 1759"> <p data-bbox="1555 909 1774 974"><b>海岸法の制定（昭和31年）</b></p> <ul data-bbox="1804 919 2591 949" style="list-style-type: none"> <li>・ 津波、高潮、波浪等の海岸災害からの防護のための海岸保全の実施</li> </ul> <p data-bbox="1555 1020 1774 1085"><b>海岸法の一部改正（平成11年）</b></p> <ul data-bbox="1804 989 2540 1108" style="list-style-type: none"> <li>・ 防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸管理制度の創設</li> <li>・ 地域の意見を反映した海岸整備の計画制度の創設</li> <li>・ 海岸法の対象となる海岸の拡張（一般公共海岸区域の創設）</li> <li>・ 国の直轄管理制度の導入</li> </ul> <p data-bbox="1789 1129 2347 1159"><b>隠岐沿岸海岸保全基本計画（平成15年3月策定）</b></p> <p data-bbox="1555 1220 1774 1285"><b>海岸法の一部改正（平成26年）</b></p> <ul data-bbox="1804 1199 2338 1318" style="list-style-type: none"> <li>・ 減災機能を有する海岸保全施設の整備の推進</li> <li>・ 海岸保全施設の適切な維持管理の推進</li> <li>・ 水門、陸閘等の操作規則等の策定等</li> <li>・ 海岸協力団体制度の創設</li> </ul> <p data-bbox="1789 1350 2347 1379"><b>隠岐沿岸海岸保全基本計画（平成29年3月改定）</b></p> <p data-bbox="1555 1423 1774 1453"><b>令和 2 年 7 月</b></p> <p data-bbox="1804 1423 2288 1453">気候変動を踏まえた海岸保全のあり方提言</p> <p data-bbox="1555 1484 1774 1514"><b>令和 2 年 11 月</b></p> <p data-bbox="1804 1484 2086 1514">海岸保全基本方針の変更</p> <p data-bbox="1555 1545 1774 1575"><b>令和 3 年 7 月</b></p> <p data-bbox="1804 1545 2540 1575">海岸保全施設の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令</p> <p data-bbox="1555 1606 1774 1635"><b>令和 3 年 8 月</b></p> <p data-bbox="1804 1606 2561 1656">気候変動の影響を踏まえた海岸保全施設の計画外力の設定方法等について（通知）</p> <p data-bbox="1789 1717 2347 1747"><b>隠岐沿岸海岸保全基本計画（令和 8 年 ● 月改定）</b></p> </div> <p data-bbox="1828 1768 2326 1797"><b>図-1.1 海岸保全基本計画等の改定経緯</b></p>

頁	現行計画（平成 29 年 3 月）	改定素案
2	<p>島根県には、大山隠岐国立公園をはじめとする優れた自然環境、景観を有する島根沿岸（鳥取県境から山口県境）と隠岐沿岸の 2 つの沿岸がある。 本計画は、<u>隠岐沿岸</u>についての海岸保全基本計画を策定するものである。</p>  <p style="text-align: center;">海岸線延長</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">島根県の概要</div> <p>島根県は、中国地方の北側に位置し、延長約 200 km と細長く、海上 40 km ～ 80 km 沖に隠岐諸島を有しており、歴史的、風土的に異なった背景をもつ出雲、石見、隠岐の三地域からなる。</p> <p>総面積は約 6,708 km<sup>2</sup>（竹島、宍道湖、中海含む）で、都道府県順位は 18 位であるが、約 79% が林野でおおわれているため、耕地面積としては都道府県中低位に位置する。</p> <p>平成 27 年の国勢調査によると、県内の総人口は約 69 万人であり、昭和 60 年国勢調査を境に減少している。前回調査の平成 22 年時点（約 72 万人）から約 3 万人減少している。なお、島根沿岸の市町村の総人口は約 54 万人である。年齢階級別には、65 歳以上の高齢人口が年々増加しており、高齢者の人口比率（30.7%）は全国第 2 位である。</p> <p>平成 22 年の国勢調査によると、産業別就業者の割合は、第 3 次産業が最も大きく（67.4%）、次いで第 2 次産業（24.0%）、第 1 次産業（8.6%）となっている。第 1 次産業の就業者数は減少してきているものの、全国平均（4.2%）に比べ、第 1 次産業の割合が大きく、第 2 次産業、第 3 次産業の割合が小さくなっている。</p>	<p>島根県には、大山隠岐国立公園をはじめとする優れた自然環境、景観を有する島根沿岸（鳥取県境から山口県境）と隠岐沿岸の 2 つの沿岸がある。 本計画は、<u>隠岐沿岸</u>についての海岸保全基本計画を策定するものである。</p>  <p style="text-align: center;">海岸線延長</p> <p style="text-align: center;"><b>図-1.2 島根県の海岸線延長</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">島根県の概要</div> <p>島根県は、中国地方の北側に位置し、延長約 200km と細長く、海上 40km ～ 80km 沖に隠岐諸島を有しており、歴史的、風土的に異なった背景をもつ出雲、石見、隠岐の三地域からなる。</p> <p>総面積は約 6,708km<sup>2</sup>（竹島、宍道湖、中海含む）で、都道府県順位は 19 位であるが、約 78% が林野でおおわれているため、耕地面積としては都道府県中低位に位置する。</p> <p><b>令和 2 年</b>の国勢調査によると、県内の総人口は約 67 万人であり、昭和 60 年の国勢調査を境に減少している。前回調査の平成 27 年時点（約 69 万人）からは約 2 万人減少している。なお、<b>隠岐沿岸</b>の市町村（4 町村）の総人口は約 1.9 万人であり、<b>県内人口の 3% を占めている</b>。年齢階級別には、65 歳以上の高齢人口が年々増加しており、高齢者の人口比率（34.2%）は全国第 4 位である。</p> <p>また、産業別就業者の割合は、第 3 次産業が最も大きく（69.9%）、次いで第 2 次産業（23.5%）、第 1 次産業（6.6%）となっている。第 1 次産業の就業者数は減少してきているものの、全国平均（3.5%）に比べ、第 1 次産業の割合が大きく、第 2 次産業、第 3 次産業の割合が小さくなっている。</p>
3	<p><b>第 2 章 海岸の現況及び保全の方向に関する事項</b></p> <p><b>2-1 海岸の概要</b></p> <p>隠岐沿岸は、海岸線延長約 465 km で大きく島前（西ノ島、中ノ島、知夫里島）と島後（隠岐の島）の 2 つの地域からなる。付随する小島、岩礁を含めるとその数はおよそ 180 といわれ、総面積約 350km<sup>2</sup>は、日本海では、対馬、佐渡に次ぐ規模の離島である。</p> <p>その海岸線は複雑な岩礁絶壁が続き、一部に砂浜海岸はあるものの、大半は海岸背後に山が迫る屈曲に富んだリアス式海岸である。特に冬季に季節風が吹きつける北西部の海岸の侵食は激しいため、巨大な海食崖や海食洞が多く見られる。</p>	<p><b>第 2 章 海岸の現況及び保全の方向に関する事項</b></p> <p><b>2-1 海岸の概要</b></p> <p>隠岐沿岸は、海岸線延長約 470km で大きく島前（西ノ島、中ノ島、知夫里島）と島後（隠岐の島）の 2 つの地域からなる。付随する小島、岩礁を含めるとその数はおよそ 180 といわれ、総面積約 346km<sup>2</sup>は、日本海では、対馬、佐渡に次ぐ規模の離島である。</p> <p>その海岸線は複雑な岩礁絶壁が続き、一部に砂浜海岸はあるものの、大半は海岸背後に山が迫る屈曲に富んだ<b>リアス海岸</b>である。特に冬季に季節風が吹きつける北西部の海岸の侵食は激しいため、巨大な海食崖や海食洞が多く見られる。</p>

頁	現行計画（平成 29 年 3 月）	改定素案
	<p>ほぼ全域が大山隠岐国立公園に指定され、4つの海中公園地区がある。島前の国賀海岸、知夫赤壁、島後の白島海岸、布施海岸（浄土ヶ浦）など優れた景観を有する。</p> <p>隠岐沿岸には港湾、漁港が数多く存在し、リアス式海岸の地形を利用した天然の良港が多い。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>国賀海岸（西ノ島町）</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>白島海岸（隠岐の島町）</p>  </div> </div> <p style="text-align: center;"><b>写真-1.1 隠岐沿岸の特徴的な風景</b></p>	<p>ほぼ全域が大山隠岐国立公園に指定され、4つの海中公園地区がある。島前の国賀海岸、知夫赤壁、島後の白島海岸、布施海岸（浄土ヶ浦）など優れた景観を有する。</p> <p>隠岐沿岸には港湾、漁港が数多く存在し、<b>リアス海岸</b>の地形を利用した天然の良港が多い。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>国賀海岸（西ノ島町）</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>白島海岸（隠岐の島町）</p>  </div> </div> <p style="text-align: center;"><b>写真-1.1 隠岐沿岸の特徴的な風景</b></p>
4	<p>全国的にみると、島根県は冬季風浪等にさらされて海岸侵食の激しい地域にあたる。高潮や波浪による海岸保全施設の被災が発生しており、海岸を防護し、背後の人命や財産および国土を保全することが極めて重要である。</p>  <p>出典) 国土交通省他：海岸行政の最近の動向、H27</p> <p style="text-align: center;"><b>図-1.2 日本の海岸に対する高潮・津波・海岸侵食の作用イメージ</b></p>	<p>全国的にみると、島根県は冬季風浪等にさらされて海岸侵食の激しい地域にあたる。高潮や波浪による海岸保全施設の被災が発生しており、海岸を防護し、背後の人命や財産および国土を保全することが極めて重要である。</p>  <p>出典) 国土交通省 HP 「海岸のすがた」に一部加筆</p> <p style="text-align: center;"><b>図-1.3 日本の海岸災害の特性</b></p>

頁	現行計画（平成 29 年 3 月）	改定素案
5	<p data-bbox="439 224 750 254">2-2 海岸事業の経緯</p> <p data-bbox="522 298 1516 432">本県の海岸事業は、海岸法施行前の昭和 26 年度に建設海岸において実施し、海岸法施行（昭和 31 年 11 月）後、海岸保全区域を指定し本格的な事業に着手した。以来、着実な海岸投資を図り、県土の保全・民生の安定に努めてきたところである。</p> <p data-bbox="522 438 1516 539">島根県では、海岸保全事業の取り組み方について、平成 7 年 8 月に「隠岐沿岸海岸保全施設の整備基本計画」を策定し、“基本方針”を下記のように定め事業を推進してきた。</p> <div data-bbox="439 575 1507 1297" style="border: 1px solid black; border-radius: 20px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p data-bbox="560 627 1294 657" style="text-align: center;"><b>隠岐沿岸 海岸保全施設の整備基本計画（平成 7 年 8 月）</b></p> <p data-bbox="486 674 730 703"><u>海岸事業の基本指針</u></p> <p data-bbox="504 718 1439 793">隠岐沿岸の地域特性を踏まえ、地域社会の安全性や快適性を確保するために、「国土保全」、「環境保全」、「海浜利用」を三本柱とした以下の施策を展開する。</p> <p data-bbox="504 808 685 837">(1) 国土保全</p> <p data-bbox="552 852 1454 928">隠岐沿岸を冬季風浪による侵食や越波被害から守り、安定した海浜を確保する。また、台風等の異常気象による高潮対策も実施する。</p> <p data-bbox="504 942 685 972">(2) 環境保全</p> <p data-bbox="534 987 1454 1104">海岸の自然特性や生態系の保全・回復に配慮した施設を整備する。大山隠岐国立公園や海中公園及び景勝地国賀海岸等の貴重な景観に配慮した施設を整備する。</p> <p data-bbox="504 1119 685 1148">(3) 海浜利用</p> <p data-bbox="534 1163 1454 1239">海と背後地の景観に配慮し、多様化する海洋性レクリエーションに対応した魅力ある海浜の整備を図る。</p> </div> <p data-bbox="516 1337 1516 1472">隠岐沿岸では、冬季風浪や台風による越波・飛沫対策として、高潮対策事業を重点的に進めてきた。一部、侵食の進む砂浜海岸については侵食対策事業を実施し、利用者の多い砂浜海岸では環境整備事業により利用促進を図る施設の整備を行ってきた。</p>	<p data-bbox="1546 224 1857 254">2-2 海岸事業の経緯</p> <p data-bbox="1629 298 2623 432">本県の海岸事業は、海岸法施行前の昭和 26 年度に建設海岸において実施し、海岸法施行（昭和 31 年 11 月）後、海岸保全区域を指定し本格的な事業に着手した。以来、着実な海岸投資を図り、県土の保全・民生の安定に努めてきたところである。</p> <p data-bbox="1629 438 2623 539">本県では、海岸保全事業の取り組み方について、平成 7 年 8 月に「島根沿岸海岸保全施設の整備基本計画」を策定し、「国土保全」、「環境保全」及び「海浜利用」を 3 本柱とした“基本方針”を定め事業を推進してきた。</p> <p data-bbox="1647 546 2605 611">その後、平成 15 年 3 月に策定した「隠岐沿岸 海岸保全基本計画」に基づき、「防護・環境・利用」の調和のとれた総合的な海岸保全事業を進めてきた。</p> <p data-bbox="1629 617 2623 751">隠岐沿岸では、冬季風浪や台風による越波・飛沫対策として、高潮対策事業を重点的に進めてきた。一部、侵食の進む砂浜海岸については侵食対策事業を実施し、利用者の多い砂浜海岸では環境整備事業により利用促進を図る施設の整備を行ってきた。</p>

頁	現行計画（平成 29 年 3 月）	改定素案																																				
6	<p>近年の海岸整備事業の概要および事例を以下に示す。</p> <p style="text-align: center;"><b>表-1.1 近年の海岸整備事業の概要と事例</b></p> <table border="1" data-bbox="457 348 1492 1173"> <thead> <tr> <th>事業の種類</th> <th>内容</th> <th>前回の計画改定後に海岸整備事業を実施した海岸の一例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高潮対策事業</td> <td>高潮（越波含む）等によって、背後の土地に海水の浸水被害が発生する恐れのある地域について、堤防や護岸、防波堤などの新設・改良等を行う。</td> <td>別府港海岸（西ノ島町）</td> </tr> <tr> <td>侵食対策事業</td> <td>海岸の侵食によって、背後の土地に被害が発生する恐れのある地域について、離岸堤などの新設・改良等を行う。</td> <td>美田港海岸（西ノ島町）</td> </tr> <tr> <td>海岸環境整備事業</td> <td>（上記2つの事業である）国土保全および人命財産の防護とあわせて、砂浜、遊歩道、植栽等を整備し、快適な海岸環境の保全・創出を図る。</td> <td>重栖港海岸（隠岐の島町）</td> </tr> <tr> <td>老朽化対策事業</td> <td>定期的な点検によって発見された海岸保全施設の破損や劣化箇所等の修繕を行う。</td> <td>西村港海岸（隠岐の島町） 五箇海岸（隠岐の島町）</td> </tr> <tr> <td>海岸災害復旧事業</td> <td>台風や高潮、地震など異常な自然現象によって被害を受けた海岸保全施設の災害復旧等を行う。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業の種類	内容	前回の計画改定後に海岸整備事業を実施した海岸の一例	高潮対策事業	高潮（越波含む）等によって、背後の土地に海水の浸水被害が発生する恐れのある地域について、堤防や護岸、防波堤などの新設・改良等を行う。	別府港海岸（西ノ島町）	侵食対策事業	海岸の侵食によって、背後の土地に被害が発生する恐れのある地域について、離岸堤などの新設・改良等を行う。	美田港海岸（西ノ島町）	海岸環境整備事業	（上記2つの事業である）国土保全および人命財産の防護とあわせて、砂浜、遊歩道、植栽等を整備し、快適な海岸環境の保全・創出を図る。	重栖港海岸（隠岐の島町）	老朽化対策事業	定期的な点検によって発見された海岸保全施設の破損や劣化箇所等の修繕を行う。	西村港海岸（隠岐の島町） 五箇海岸（隠岐の島町）	海岸災害復旧事業	台風や高潮、地震など異常な自然現象によって被害を受けた海岸保全施設の災害復旧等を行う。		<p>近年の海岸整備事業の概要および事例を以下に示す。</p> <p style="text-align: center;"><b>表-1.1 近年の海岸整備事業の概要と事例</b></p> <table border="1" data-bbox="1549 348 2608 1201"> <thead> <tr> <th>事業の種類</th> <th>内容</th> <th>近年に海岸整備事業を実施した海岸の一例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高潮対策事業</td> <td>高潮（越波含む）等によって、背後の土地に海水の浸水被害が発生するおそれのある地域について、堤防や護岸、防波堤などの新設・改良等を行う。</td> <td>別府港海岸（西ノ島町） 西郷港海岸（隠岐の島町）</td> </tr> <tr> <td>侵食対策事業</td> <td>海岸の侵食によって、背後の土地に被害が発生するおそれのある地域について、離岸堤などの新設・改良等を行う。</td> <td>美田港海岸（西ノ島町）</td> </tr> <tr> <td>海岸環境整備事業</td> <td>（上記2つの事業である）国土保全および人命財産の防護とあわせて、砂浜、遊歩道、植栽等を整備し、快適な海岸環境の保全・創出を図る。</td> <td>重栖港海岸（隠岐の島町） 御波港海岸（海士町）</td> </tr> <tr> <td>老朽化対策事業</td> <td>定期的な点検によって発見された海岸保全施設の破損や劣化箇所等の修繕を行う。</td> <td>西村港海岸（隠岐の島町） 五箇海岸（隠岐の島町） 浦郷漁港（西ノ島町） 西郷漁港（隠岐の島町）</td> </tr> <tr> <td>海岸災害復旧事業</td> <td>台風や高潮、地震など異常な自然現象によって被害を受けた海岸保全施設の災害復旧等を行う。</td> <td>釜海岸（隠岐の島町）</td> </tr> </tbody> </table>	事業の種類	内容	近年に海岸整備事業を実施した海岸の一例	高潮対策事業	高潮（越波含む）等によって、背後の土地に海水の浸水被害が発生するおそれのある地域について、堤防や護岸、防波堤などの新設・改良等を行う。	別府港海岸（西ノ島町） 西郷港海岸（隠岐の島町）	侵食対策事業	海岸の侵食によって、背後の土地に被害が発生するおそれのある地域について、離岸堤などの新設・改良等を行う。	美田港海岸（西ノ島町）	海岸環境整備事業	（上記2つの事業である）国土保全および人命財産の防護とあわせて、砂浜、遊歩道、植栽等を整備し、快適な海岸環境の保全・創出を図る。	重栖港海岸（隠岐の島町） 御波港海岸（海士町）	老朽化対策事業	定期的な点検によって発見された海岸保全施設の破損や劣化箇所等の修繕を行う。	西村港海岸（隠岐の島町） 五箇海岸（隠岐の島町） 浦郷漁港（西ノ島町） 西郷漁港（隠岐の島町）	海岸災害復旧事業	台風や高潮、地震など異常な自然現象によって被害を受けた海岸保全施設の災害復旧等を行う。	釜海岸（隠岐の島町）
事業の種類	内容	前回の計画改定後に海岸整備事業を実施した海岸の一例																																				
高潮対策事業	高潮（越波含む）等によって、背後の土地に海水の浸水被害が発生する恐れのある地域について、堤防や護岸、防波堤などの新設・改良等を行う。	別府港海岸（西ノ島町）																																				
侵食対策事業	海岸の侵食によって、背後の土地に被害が発生する恐れのある地域について、離岸堤などの新設・改良等を行う。	美田港海岸（西ノ島町）																																				
海岸環境整備事業	（上記2つの事業である）国土保全および人命財産の防護とあわせて、砂浜、遊歩道、植栽等を整備し、快適な海岸環境の保全・創出を図る。	重栖港海岸（隠岐の島町）																																				
老朽化対策事業	定期的な点検によって発見された海岸保全施設の破損や劣化箇所等の修繕を行う。	西村港海岸（隠岐の島町） 五箇海岸（隠岐の島町）																																				
海岸災害復旧事業	台風や高潮、地震など異常な自然現象によって被害を受けた海岸保全施設の災害復旧等を行う。																																					
事業の種類	内容	近年に海岸整備事業を実施した海岸の一例																																				
高潮対策事業	高潮（越波含む）等によって、背後の土地に海水の浸水被害が発生するおそれのある地域について、堤防や護岸、防波堤などの新設・改良等を行う。	別府港海岸（西ノ島町） 西郷港海岸（隠岐の島町）																																				
侵食対策事業	海岸の侵食によって、背後の土地に被害が発生するおそれのある地域について、離岸堤などの新設・改良等を行う。	美田港海岸（西ノ島町）																																				
海岸環境整備事業	（上記2つの事業である）国土保全および人命財産の防護とあわせて、砂浜、遊歩道、植栽等を整備し、快適な海岸環境の保全・創出を図る。	重栖港海岸（隠岐の島町） 御波港海岸（海士町）																																				
老朽化対策事業	定期的な点検によって発見された海岸保全施設の破損や劣化箇所等の修繕を行う。	西村港海岸（隠岐の島町） 五箇海岸（隠岐の島町） 浦郷漁港（西ノ島町） 西郷漁港（隠岐の島町）																																				
海岸災害復旧事業	台風や高潮、地震など異常な自然現象によって被害を受けた海岸保全施設の災害復旧等を行う。	釜海岸（隠岐の島町）																																				

頁	現行計画（平成 29 年 3 月）	改定素案
7	<p>【高潮対策】別府港海岸（西ノ島町）  </p> <p>【侵食対策】美田港海岸（西ノ島町）  </p> <p>【環境整備】重栖港海岸（隠岐の島町）  </p> <p>【老朽化対策】西村港海岸（隠岐の島町）  </p> <p>【老朽化対策】五箇海岸重栖地区（隠岐の島町）  </p> <p>写真-1.2 海岸整備事業の事例</p>	<p>【高潮対策】別府港海岸（西ノ島町）  </p> <p>【高潮対策】西郷港海岸（隠岐の島町）  </p> <p>【侵食対策】美田港海岸（西ノ島町）  </p> <p>【環境整備】重栖港海岸（隠岐の島町）  </p> <p>【環境整備】御波港海岸（海士町）  </p> <p>【老朽化対策】西村港海岸（隠岐の島町）  </p> <p>【老朽化対策】五箇海岸重栖地区（隠岐の島町）  </p> <p>【海岸災害復旧】釜海岸（隠岐の島町）  </p> <p>写真-1.2 海岸整備事業の事例</p>

頁	現行計画（平成 29 年 3 月）	改定素案
8	<p>第 3 章 沿岸の長期的なあり方</p> <p>3-1 防護面からの基本方針</p> <p>3-1-1 防護面の基本方針</p> <p>(1) 地域を守る安全な海岸の整備</p> <p>① 高潮（越波含む）への対応</p> <p>隠岐沿岸は、日本海特有の激しい冬季波浪や度重なる台風の襲来を受ける地域であり、高潮・波浪による海岸侵食や越波などの災害対策として海岸保全施設の整備を進めてきたが、未整備箇所、施設の老朽化箇所等があるため保全機能が十分とはいえない。背後地の人命・財産等を災害から守るために、海岸保全施設の新設・改良、老朽化対策など、防災機能の向上を図っていくものとする。</p> <p>なお、海岸保全施設の日常的な点検や維持管理についても、施設の損傷や異常個所の早期発見・補修等を図ることができるよう継続的かつ適切に行うものとする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="468 758 917 1094"> <p>久見漁港海岸（隠岐の島町）</p>  </div> <div data-bbox="943 758 1478 1094"> <p>別府港海岸（西ノ島町）</p>  </div> </div> <p style="text-align: center;">写真-1.3 冬季風浪時の越波事例</p>	<p>第 3 章 沿岸の長期的なあり方</p> <p>3-1 防護面からの基本方針</p> <p>3-1-1 防護面の基本方針</p> <p>(1) 地域を守る安全な海岸の整備</p> <p>① 高潮（越波含む）への対応</p> <p>隠岐沿岸は、日本海特有の激しい冬季波浪や度重なる台風の襲来を受ける地域であり、高潮・波浪による海岸侵食や越波などの災害への対策として海岸保全施設の整備を進めてきたが、未整備箇所、施設の老朽化箇所等があるため保全機能が十分とはいえない。また、気候変動の影響による平均海面水位の上昇は既に顕在化しつつあり、今後、さらなる平均海面水位の上昇や台風の強大化等による影響が懸念されている。</p> <p>そのため、背後地の人命・財産等を災害から守るために、海岸保全施設の新設・改良、老朽化対策などにより、防災機能の向上を図っていくものとする。</p> <p><del>なお、海岸保全施設の日常的な点検や維持管理についても、施設の損傷や異常個所の早期発見・補修等を図ることができるよう継続的かつ適切に行うものとする。</del></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1576 825 2024 1161"> <p>久見漁港海岸（隠岐の島町）</p>  </div> <div data-bbox="2050 825 2585 1161"> <p>別府港海岸（西ノ島町）</p>  </div> </div> <p style="text-align: center;">写真-1.3 冬季風浪時の越波事例</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>釜海岸（隠岐の島町）</p>  </div> <p style="text-align: center;">写真-1.4 被害状況</p>

頁	現行計画（平成 29 年 3 月）	改定素案
	<p>② 海岸侵食への対応</p> <p>侵食の著しい箇所は、土砂の供給源も含めた広域的な土砂収支の把握に努めつつ、砂浜の維持・復元を図っていくものとする。その際には、土砂の供給源である河川の管理者と連携するとともに海岸管理者相互で連携を図り、一連の海岸において堆積箇所から侵食箇所への砂を供給する等、構造物によらない対策も含めた土砂の適切な管理を推進する。</p>	<p>② 海岸侵食への対応</p> <p>波浪等による海岸侵食に対して、必要に応じて海岸保全施設の新設・改良・老朽化対策などにより防災機能の向上を図る。</p> <p>特に侵食の著しい箇所については、土砂の供給源も含めた広域的な土砂収支の把握に努めつつ、砂浜の維持・復元を図っていくものとする。その際には、土砂の供給源である河川の管理者と連携するとともに海岸管理者相互で連携を図り、一連の海岸において堆積箇所から侵食箇所への砂を供給する等、構造物によらない対策も含めた土砂の適切な管理を推進する。</p> <p>さらに、気候変動による平均海面水位の上昇は汀線（水際線）を後退させるおそれがあるため、これによる背後地への被害が予測される地域については、海岸利用や背後地の状況も踏まえたうえで、継続的なモニタリングを行い、予測を重視した順応的砂浜管理に努める。</p>
9	<p>③ 地震・津波への対応</p> <p>住民の生命を守ることを最優先とし、ハード・ソフト両面からの総合的な津波対策を推進する。</p> <p>発生頻度の高い津波（以下、レベル 1 津波と呼ぶ）による設計津波高よりも現況の海岸保全施設の高さが低い海岸については、経済性・維持管理の容易性・施工性・公衆の利用等を総合的に議論した上で関係市町村や地元と合意形成を図り、施設整備（ハード対策）の必要性を検討する。</p> <p>その結果、海岸保全施設の整備を実施すると判断された場合でも、施設整備は時間と費用を要するため、（緊急時の避難体制や情報管理等の）ソフト対策の整備・推進を地域住民・行政が一体となり、ハード対策と並行して行っていくことが重要である。また、津波は高潮（波浪含む）よりも波長が長く施設に作用する水の圧力（エネルギー）も大きくなる傾向にある。そのため、仮に高潮外力で決まった施設高がレベル 1 津波による設計津波高より高いとしても、津波作用時の既存施設の安定性（健全性）を保証するものではないことに注意する必要がある。さらに、近海で生じる地震等、震度の大きな地震が発生した際の施設の安定性も事前に調査し、必要に応じて耐震補強対策を実施しておくことも重要となる。</p> <div data-bbox="468 1281 1478 1585"> </div> <p>出典) 気象庁：「波浪と津波の違い」</p> <p>図-1.2 波浪と津波のイメージ</p>	<p>③ 地震・津波への対応</p> <p>住民の生命を守ることを最優先とし、ハード・ソフト両面からの総合的な津波対策を推進する。</p> <p>数十年から百数十年に一度程度発生する比較的発生頻度の高い津波（以下、「L1 津波」という。）による設計津波高よりも現況の海岸保全施設の高さが低い海岸については、経済性・維持管理の容易性・施工性・公衆の利用等を総合的に議論した上で関係市町村や地元と合意形成を図り、施設整備（ハード対策）の必要性を検討する。</p> <p>その結果、海岸保全施設の整備を実施すると判断された場合でも、施設整備は時間と費用を要するため、<del>（緊急時の避難体制や情報管理等の）</del>ソフト対策の整備・推進を地域住民・行政が一体となり、ハード対策と並行して行っていくことが重要である。また、津波は高潮（波浪含む）よりも波長が長く施設に作用する水の圧力（エネルギー）も大きくなる傾向にある。そのため、仮に高潮外力で決まった施設高が L1 津波による設計津波高より高いとしても、津波作用時の既存施設の安定性（健全性）を保証するものではないことに注意する必要がある。さらに、近海で生じる地震等、震度の大きな地震が発生した際の施設の安定性も事前に調査し、必要に応じて耐震補強対策を実施しておくことも重要となる。</p> <div data-bbox="1715 1281 2448 1585"> </div> <p>出典) 気象庁：「波浪と津波の違い」</p> <p>図-1.4 波浪と津波のイメージ</p>

発生頻度は高くないが、甚大な被害をもたらす恐れのある最大クラスのレベル 2 津波に対しては、全てを施設整備（ハード対策）で対応することは現実的ではないため、「津波浸水想定」に基づいて住民の避難等（ソフト対策）を軸とした総合的な津波対策を実施していく。また、津波が設計外力を超えて海岸堤防等を越流した場合でも、施設が破壊・倒壊するまでの時間（つまり、住民等の避難可能時間）を少しでも長くし、施設の減災効果が発揮できる粘り強い構造上の工夫も検討する。また、過去の被害をふまえて、特にソフト面での防災・減災体制を充実するように地域防災計画等で配慮していく。

**島根県の総合的津波対策の基本方針**

- ・発生頻度の高いレベル1津波への対応
  - ➡現況堤防高が設計津波高（水位）より低い海岸を中心に、ハード対策の必要性を総合的に議論し、関係市町村や地元と合意形成を図る
- ・甚大な被害をもたらす最大クラスのレベル2津波への対応
  - ➡住民の避難対応力強化を軸としたソフト対策を実施

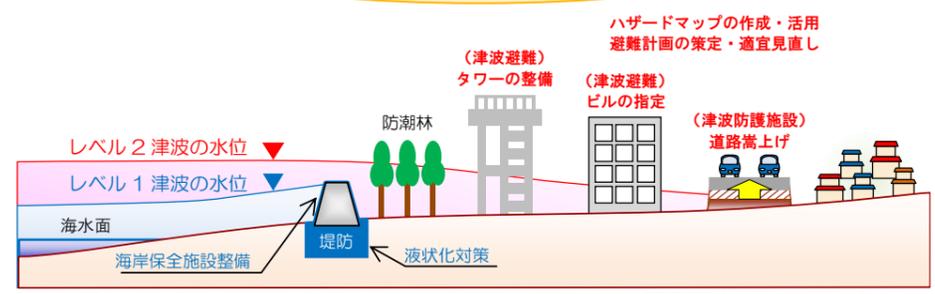


図-1.3 2つのレベルの津波に対応した総合的津波対策のイメージ

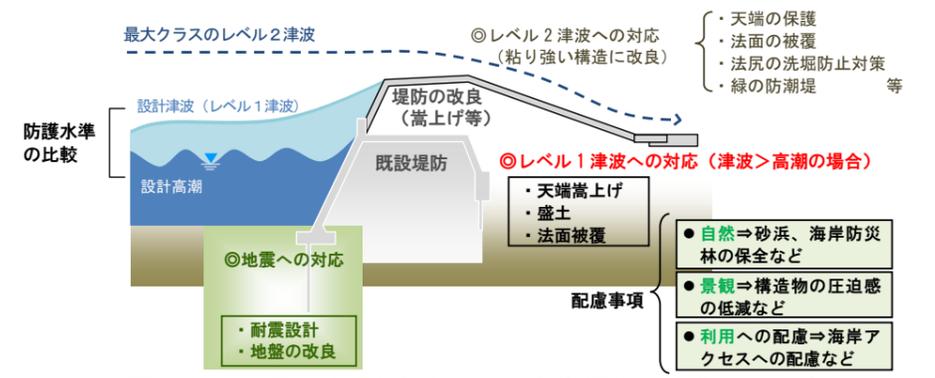


図-1.4 地震・津波対策としての海岸堤防の整備イメージ



写真-1.4 津波来襲状況（1983日本海中部地震津波）



発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらすおそれのある最大クラスの津波（以下、「L2津波」という。）に対しては、全てを施設整備（ハード対策）で対応することは現実的ではない。本県では、津波災害警戒区域を指定しており、住民の避難等（ソフト対策）を軸とした総合的な津波対策を実施していく。また、津波が設計外力を超えて海岸堤防等を越流した場合でも、施設が破壊・倒壊するまでの時間（つまり、住民等の避難可能時間）を少しでも長くし、施設の減災効果が発揮できる粘り強い構造上の工夫も検討する。また、過去の被害をふまえて、特にソフト面での防災・減災体制を充実するように地域防災計画等で配慮していく。

**島根県の総合的津波対策の基本方針**

- ・発生頻度の高いL1津波への対応
  - ➡現況堤防高が設計津波高（水位）より低い海岸を中心に、ハード対策の必要性を総合的に議論し、関係市町村や地元と合意形成を図る
- ・甚大な被害をもたらす最大クラスのL2津波への対応
  - ➡住民の避難対応力強化を軸としたソフト対策を実施



図-1.5 2つのレベルの津波に対応した総合的津波対策のイメージ

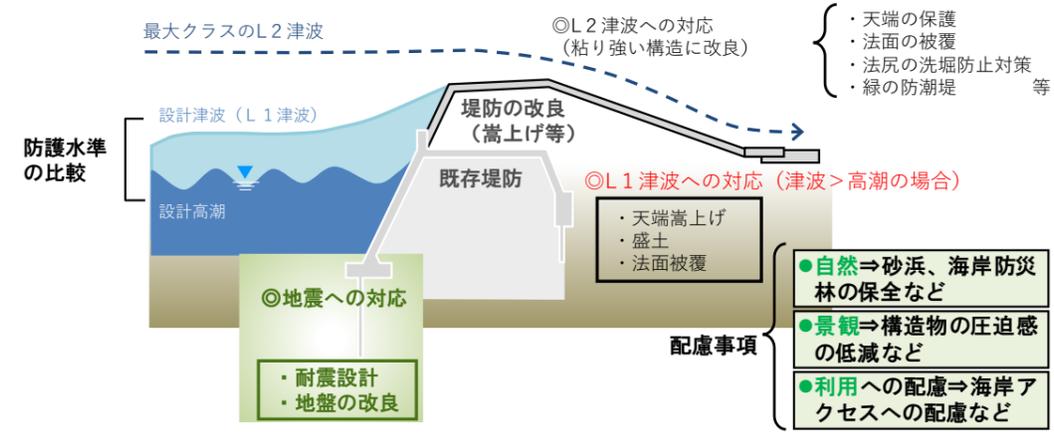
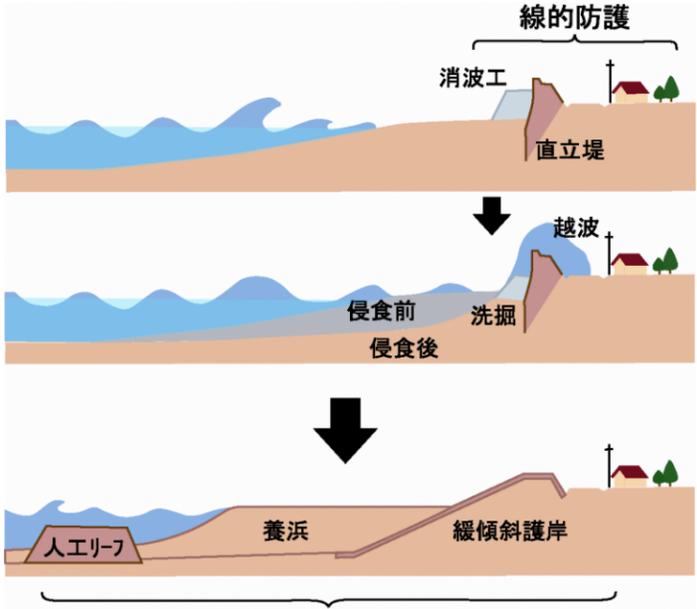
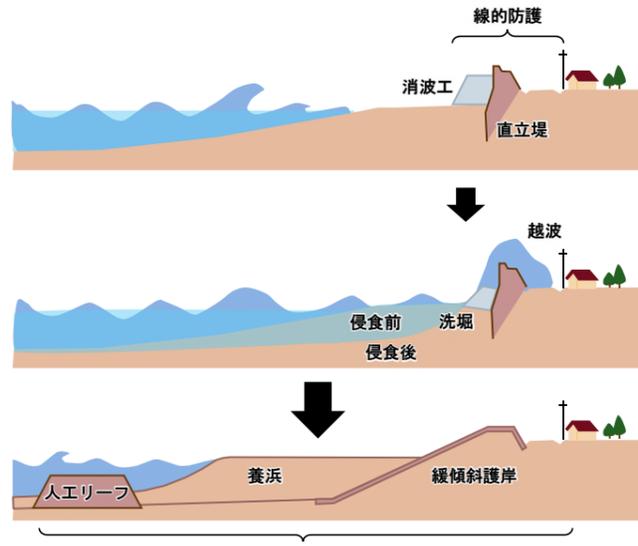


図-1.6 地震・津波対策としての海岸堤防の整備イメージ



写真-1.5 津波来襲状況（1983日本海中部地震津波）

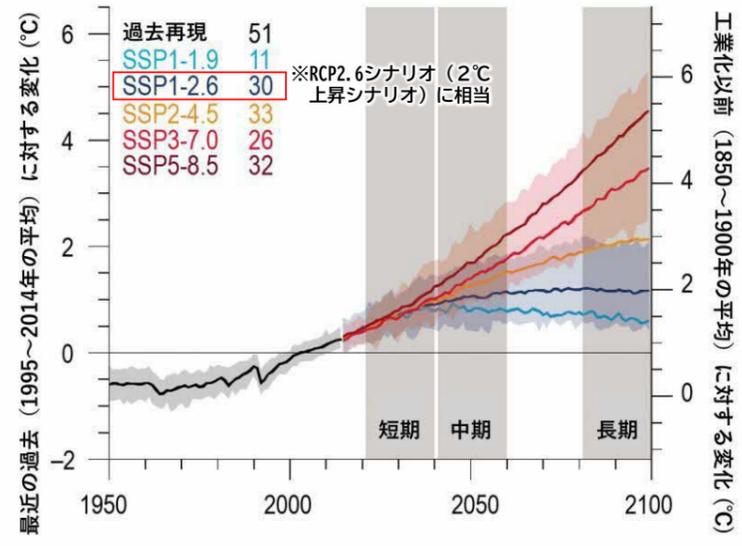


頁	現行計画（平成 29 年 3 月）	改定素案
		<p><b>④ 適切な維持管理</b>  本県の護岸、防潮堤等の海岸保全施設は、1970 年代から 1990 年代に多くの施設が整備されており、海岸保全施設の老朽化が急速に進んでいる。  既存の海岸保全施設については、持続的に施設の機能を確保するため、定期的な巡視や施設点検を行うとともに予防保全の考え方に基づく適切な維持管理に努める。</p>
11	<p><b>④ 施設の整備にあたっての留意事項</b>  背後地の状況を考慮しつつ、高潮や津波等から海水の侵入および砂浜等の侵食を防止するとともに、海水が堤防等を越流した場合にも背後地の被害が軽減されるものとする。</p>	<p><b>⑤ 施設の整備にあたっての留意事項</b>  背後地の状況を考慮しつつ、高潮や津波等から海水の侵入および砂浜等の侵食を防止するとともに、海水が堤防等を越流した場合にも背後地の被害が軽減されるものとする。</p>
	<p><b>⑤ 水門・陸閘等の効果的な管理運用体制の構築</b>  水門・陸閘等は現場作業員の安全確保を第一とし、以下の対応によって効果的な管理運用体制を構築していく。  A) 施設の統廃合・常時閉鎖・自動化・遠隔操作化による閉鎖の確実性向上  B) H27 年度に策定した「水門等の操作規則」に基づく平常時の訓練  ここで、台風や地震・津波時の水門・陸閘等の施設操作は、高齢者を含む地元住民に委託している場合もある。そのため、現場作業員に対する配慮として、水門・陸閘等の開閉点検や施設操作が短時間で簡潔にできるような構造上の工夫も推進していく。</p>	<p><b>⑥ 水門・陸閘等の効果的な管理運用体制の構築</b>  水門・陸閘等は現場作業員の安全確保を第一とし、以下の対応によって効果的な管理運用体制を構築していく。  A) 施設の統廃合・常時閉鎖・自動化・遠隔操作化による閉鎖の確実性向上  B) <b>H27 年度に策定した</b>「水門等の操作規則」等に基づく平常時の訓練  ここで、台風や地震・津波時の水門・陸閘等の施設操作は、高齢者を含む地元住民に委託している場合もある。そのため、現場作業員に対する配慮として、水門・陸閘等の開閉点検や施設操作が短時間で簡潔にできるような構造上の工夫も推進していく。</p>
12	<p><b>⑥ 面的防護方式による環境・景観・利用への配慮</b>  隠岐沿岸は、豊かな自然環境や景観を有し、沿岸のほぼ全域が大山隠岐国立公園に指定されている。また、箇所数は少ないもののポケットビーチ的に存在する砂浜は、海水浴を中心とした海洋性レクリエーションの場として利用されている。  よって、施設の整備を進めるにあたっては、単に防護だけでなく、必要に応じて面的防護方式<sup>*1</sup>を採用するほか、人工岩、人工リーフ<sup>*2</sup>、構造物への着色、階段護岸といった方法で、自然環境、景観、利用にも配慮する。  また、当沿岸の沖合には、対馬暖流の影響を受けた豊かな漁場があり、漁業利用が盛んであるため、施設の整備を進めるにあたっては、漁業利用にも配慮する。</p>  <p style="text-align: center;"><b>面的防護</b></p> <p>※1 面的防護方式：護岸・離岸堤・リーフ・人工海浜を適切に配置し、それぞれの機能</p>	<p><b>⑦ 面的防護方式による環境・景観・利用への配慮</b>  隠岐沿岸は、豊かな自然環境や景観を有し、沿岸のほぼ全域が大山隠岐国立公園に指定されている。また、箇所数は少ないもののポケットビーチ的に存在する砂浜は、海水浴を中心とした海洋性レクリエーションの場として利用されている。  <b>このような海岸で堤防等の整備を行うと、景観や利用に影響を与えるおそれがある。</b>  <b>そのため、施設の整備を進めるにあたっては、単に防護だけでなく、必要に応じて面的防護方式<sup>*1</sup>を採用するほか、人工岩、人工リーフ<sup>*2</sup>、構造物への着色、階段護岸といった方法で、自然環境、景観、利用にも配慮する。</b>  また、当沿岸の沖合には、対馬暖流の影響を受けた豊かな漁場があり、漁業利用が盛んであるため、施設の整備を進めるにあたっては、漁業利用にも配慮する。</p>  <p style="text-align: center;"><b>面的防護</b></p> <p>※1 面的防護方式：護岸・離岸堤・リーフ・人工海浜を適切に配置し、それぞれの機能</p>

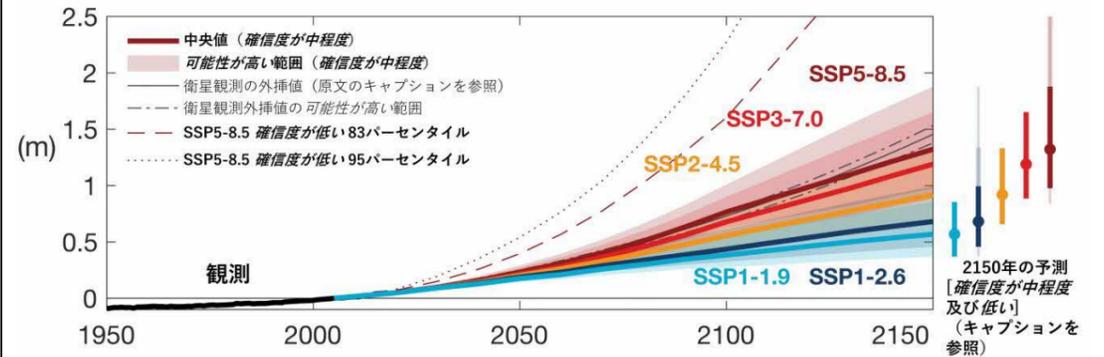
頁	現行計画（平成 29 年 3 月）	改定素案
	<p>を複合せせることで、粘り強い防護効果が発揮できる。また、海岸とのふれあいの場を創出することもできる。</p> <p>※2 人工リーフ：人工的につくる幅広い浅瀬であり、波浪の減水効果を有する。捨石やコンクリートブロックで築造し、魚介類の生息の場にもなる。また、水没構造であるため景観を損なうことがない。</p> <p style="text-align: center;"><b>図-1.5 面的防護方式</b></p>	<p>を複合せせることで、粘り強い防護効果が発揮できる。また、海岸とのふれあいの場を創出することもできる。</p> <p>※2 人工リーフ：人工的につくる幅広い浅瀬であり、波浪の減水効果を有する。捨石やコンクリートブロックで築造し、魚介類の生息の場にもなる。また、水没構造であるため景観を損なうことがない。</p> <p style="text-align: center;"><b>図-1.7 面的防護方式</b></p>
		<p><b>⑧ 災害に強い地域づくりの推進</b></p> <p>災害による被害を最小限にとどめるため、海岸保全施設の整備とあわせて、高潮浸水想定区域の指定や警戒避難体制の強化、避難場所の確保、地域の防災力の向上等により、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な対策の検討に努める。</p> <p>また、市町村における立地適正化計画や土地利用に関する計画等の各種計画の策定時において、各種ハザードに配慮した土地利用やまちづくりの検討を促し、災害に強い地域づくりの実現を目指す。</p>
		<p><b>⑨ 気候変動の影響による外力の変化等への対応</b></p> <p>気候変動の影響による気象・海象の変化や長期的な平均海面水位の上昇は、高潮・波浪における被害の甚大化や海岸侵食の進行等を引き起こし、海岸保全の観点から深刻な影響が生ずるおそれがある。</p> <p>そのため、将来の気候変動の影響を踏まえた施設整備を見据えるとともに、継続的なモニタリングや影響の予測・評価を実施し、適切な対策に取り組む。</p> <p><b>■気候変動を踏まえた海岸保全の考え方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外力は、RCP2.6（2℃上昇）シナリオを前提とする。</li> <li>・基本計画改定後 20～30 年程度を整備期間とし、耐用年数（50 年）後の気候変動の影響を見込み防護水準を定める（図-1.8）。</li> <li>・平均海面水位は線形に増加することを仮定して、2100 年までの上昇を見込む。</li> <li>・潮位偏差、波高は気温上昇に追随すると想定して、2040 年から 2050 年までに増加を見込む（図-1.9）。</li> <li>・気候変動の不確実性、背後地の将来変化等を考慮し、必要に応じて基本計画の点検・見直しをしていく。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1537 1333 1958 1753"> <p>気候変動に伴い、港湾の施設に影響のある①平均海面水位、②潮位偏差、③波高が増加することが見込まれる。気温の2℃上昇シナリオの場合には概ね、2040年までの間は①平均海面水位、②潮位偏差、③波高が増加し、その後2100年までの間は、①平均海面水位のみが増加する。</p> <p>出典：港湾における気候変動適応策の実装方針、R6.3.14</p> <p style="text-align: center;"><b>図-1.8 外力の将来推計</b></p> </div> <div data-bbox="1973 1333 2611 1753"> <p style="text-align: center;"><b>図-1.9 気候変動を踏まえた整備の考え方</b></p> <p>参照：島根県海岸保全気候変動検討委員会（第4回資料）</p> </div> </div>

**【参考】**  
 IPCC 第 5 次評価報告書における RCP2.6 シナリオ（2℃上昇シナリオ）とは、将来の気候変動を予測する際の一つのシナリオであり、パリ協定の 2℃目標が達成された世界で生じ得る気候の状態に相当する。「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方 提言」では、「海岸保全の目標は、2℃上昇相当を前提」とすること、「広域的・総合的な視点からの取組は、平均海面水位が 2100 年に 1 m 程度上昇する予測（4℃上昇相当（RCP8.5）も考慮）することが位置付けられている。

2℃上昇シナリオでは、気温は 2040 年から 2050 年頃にピークを迎え、以降横ばいになる（図 1）。また、日本沿岸の年平均海面水位は 21 世紀中に上昇し続けると予測されている（図 2）。



**図-1.10 気候モデルによる政界平均地表気温の変化予測**  
 参照：日本の気候変動 2025 詳細版 p. 61 気象庁 令和 7 年 3 月 26 日



**図-1.11 異なる気温上昇シナリオの下での世界平均海面水位予測**  
 参照：日本の気候変動 2025 詳細版 p. 204 気象庁 令和 7 年 3 月 26 日

また、「日本の気候変動 2025」（気象庁、2025 年 3 月）では、上記のほか、第 11 章 高潮・高波において下記の記述がある。

- ・地球温暖化に伴う台風の接近数の減少が、高頻度かつ小規模の高潮の発生頻度を減少させるが、強い台風の増加と台風経路の将来変化が低頻度かつ大規模な高潮の発生頻度を増加させる。
- ・冬季の日本海側における極端な高潮の将来変化については、顕著な増加傾向は

頁	現行計画（平成 29 年 3 月）	改定素案
		<p>評価されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本周辺の台風による高波の変化を解析した結果、10 年当たり一回の確率で発生する波高においては、21 世紀末と 20 世紀末を比較して、日本周辺の多くの海域で高くなる。</li> </ul>
13	<p><b>3-1-2 防護面の目標</b></p> <p>(1) 防護すべき地域の設定          防護すべき地域は、海岸保全施設を新設または改良しない場合に、防護水準として設定した高潮・津波等による浸水や、現在進行中の砂浜侵食により海岸背後の家屋や土地に対して被害の発生が想定される地域とする。</p>	<p><b>3-1-2 防護面の目標</b></p> <p>(1) 防護すべき地域の設定          防護すべき地域は、海岸保全施設を新設または改良しない場合に、防護水準として設定した高潮・津波等による浸水や、現在進行中の砂浜侵食により海岸背後の家屋や土地に対して被害の発生が想定される地域とする。</p>
	<p>(2) 防護水準の設定</p> <p>① 高潮（越波含む）          過去に発生した高潮の記録に基づく既往最高潮位または適切に推算した潮位に、適切に推算した波浪の影響を考慮したものを防護水準とする。          ➡ 本計画では「設計高潮高」と呼ぶ</p> <p>② 津波          発生頻度の高いレベル 1 津波が沿岸に到達した際の設計津波水位を防護水準とする。          ➡ 本計画では「設計津波高」と呼ぶ</p> <p>③ 侵食          基本的に現状の汀線（水際線）を保全・維持することを防護水準とするが、侵食が著しく背後地に被害が生じる可能性が高い場合のほか、砂浜による消波機能を考慮した面的防護を必要とする場合には、汀線の回復を図ることを防護水準とする。</p>	<p>(2) 防護水準の設定          防護水準を以下に定める。なお、本計画を改定した時点で事業継続中の海岸については、それまでの計画諸元を用いることを原則とする。</p> <p>① 高潮（越波含む）          気候変動による海面上昇量を見据えた朔望平均満潮位に、将来予測される高潮による潮位偏差と計画波浪を加味した必要高さから背後地を防護することを目標とする。          ➡ <del>本計画では「設計高潮高」と呼ぶ</del></p> <p>② 津波          比較的発生頻度の高い L 1 津波が沿岸に到達した際の設計津波水位から背後地を防護することを目標とする。          なお、平成 28 年度に設定した設計津波水位に対し、気候変動による海面上昇量を考慮した設計津波水位とする。          ➡ <del>本計画では「設計津波高」と呼ぶ</del></p> <p>③ 侵食          基本的に現状の汀線（水際線）を保全・維持することを防護水準とするが、侵食が著しく背後地に被害が生じる可能性が高い場合のほか、砂浜による消波機能を考慮した面的防護を必要とする場合には、汀線の回復を図ることを<b>目標</b>とする。</p>

(3) 高潮対策のための必要高さ（高潮必要天端高）

① 気候変動の影響を踏まえた必要高さ

気候変動の影響による外力の長期変化量の把握として「朔望平均満潮位」と「潮位偏差」、「設計沖波」について推算する。

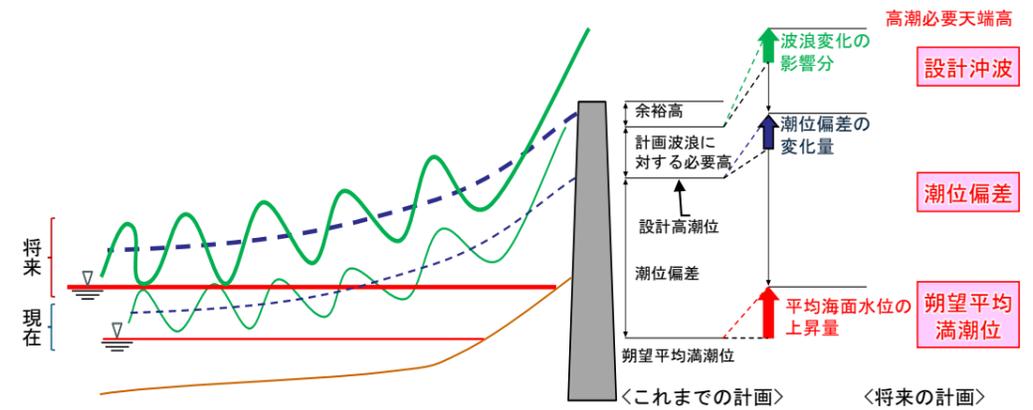


図-1.12 気候変動による外力変化イメージ

気候変動に伴う海面上昇量は、IPCC 第 6 次報告書にて公表された「領域データ」から日本周辺を抽出し、2℃上昇相当（SSP1-2.6 シナリオ）の中央値（0.42m）とした。これを朔望平均満潮位の T.P. +0.37m に加算し、気候変動を踏まえた朔望平均満潮位を T.P. +0.79m とする。

潮位偏差は、想定台風の気候変動前後のシミュレーション結果から変化率（隠岐沿岸の平均値）を算出（1.12）し、既往最大潮位偏差の 0.52m に乗じて、気候変動を踏まえた潮位偏差を 0.58m とする。

設計沖波は、代表地点で気候変動前後の波浪シミュレーションを実施し、各地点の波高別の変化率を算定した。気候変動を踏まえた設計沖波は、「確率波高計算処理システム」で算定した結果に、変化率を乗じることとする。

【参考：用語説明】

- 朔望平均満潮位：朔（新月）及び望（満月）の日から前 2 日後 4 日以内に観測された、最高潮位の平均値
- 潮位偏差：天体の動きから算出した天文潮位と気象などの影響を受けた実際の潮位との差
- 設計沖波：設計に用いる波浪の沖波。沖波は、地形の影響を受ける前の水深が深い位置での波浪。

頁	現行計画（平成 29 年 3 月）	改定素案																																							
		<p>表-1.2 気候変動の影響による外力の長期変化量の検討結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>隠岐沿岸</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">条件前提</td> <td>気候変動シナリオ</td> <td>2℃上昇シナリオ (RCP2.6)</td> </tr> <tr> <td>防護水準の想定年次</td> <td>2100年</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">朔望平均満潮位</td> <td>朔望平均満潮位(現況)</td> <td>T.P.+0.37m (西郷検潮所)</td> </tr> <tr> <td>海面上昇量※1</td> <td>0.42m</td> </tr> <tr> <td>朔望平均満潮位(将来気候)</td> <td>T.P.+0.79m</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">潮位偏差</td> <td>潮位偏差(既往最大)</td> <td>0.52 m (西郷検潮所)</td> </tr> <tr> <td>変化率</td> <td>1.12</td> </tr> <tr> <td>潮位偏差(将来気候)</td> <td>0.58m</td> </tr> <tr> <td>想定台風</td> <td>2004年台風15号の経路を基に合計8経路設定(北に3本平行移動、南に4本平行移動) 中心気圧: 想定台風 963 hPa 移動速度: 想定台風 53 km/h 台風半径: 想定台風 227 km</td> </tr> <tr> <td colspan="2">設計高潮位(既往の計画)</td> <td>T.P.+0.72 ~ +0.83m</td> </tr> <tr> <td colspan="2">設計高潮位(将来気候)</td> <td>T.P.+1.37 m</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">波浪(設計沖波)</td> <td>既往の計画(令和4年)</td> <td>「確率波高計算処理システム」にて、事業実施箇所沖の地点の設計沖波を算定</td> </tr> <tr> <td>変化率</td> <td>波向ごとに波高の変化率を設定</td> </tr> <tr> <td>想定台風</td> <td>・想定台風(2004年台風15号)条件は潮位偏差と同様 ・既往最大の台風(1991年台風19号) 中心気圧: 想定台風 934 hPa 移動速度: 想定台風 75 km/h 台風半径: 想定台風 234 km</td> </tr> <tr> <td>将来気候</td> <td>「確率波高計算処理システム」にて、事業実施箇所沖の地点の設計沖波を算定し、対象となる波向に応じた変化率を乗じる</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 地殻変動の影響は考慮していない。なお、地盤沈降の影響については、島根・隠岐沿岸では、1996年～2023年で最大9cm程度の地盤沈降が観測されており、施設設計時に余裕高で考慮する。</p> <p>※2 IPCC第6次評価報告書で示された世界平均海面水位の上昇量の緯度経度1度間隔地点ごとの上昇量を収録したデータ</p> <p>※3 島根・隠岐沿岸に影響を与える台風範囲：潮位偏差が高まった台風は対馬海峡付近を南西→北東に通過することから抽出ライン①(E130.5,N33.5)と(E127.5,N36.5)、抽出ライン②(E133.0,N35.0)と(E128.0,N40.0)の両方を通過する範囲を設定</p>	項目	隠岐沿岸	内容	条件前提	気候変動シナリオ	2℃上昇シナリオ (RCP2.6)	防護水準の想定年次	2100年	朔望平均満潮位	朔望平均満潮位(現況)	T.P.+0.37m (西郷検潮所)	海面上昇量※1	0.42m	朔望平均満潮位(将来気候)	T.P.+0.79m	潮位偏差	潮位偏差(既往最大)	0.52 m (西郷検潮所)	変化率	1.12	潮位偏差(将来気候)	0.58m	想定台風	2004年台風15号の経路を基に合計8経路設定(北に3本平行移動、南に4本平行移動) 中心気圧: 想定台風 963 hPa 移動速度: 想定台風 53 km/h 台風半径: 想定台風 227 km	設計高潮位(既往の計画)		T.P.+0.72 ~ +0.83m	設計高潮位(将来気候)		T.P.+1.37 m	波浪(設計沖波)	既往の計画(令和4年)	「確率波高計算処理システム」にて、事業実施箇所沖の地点の設計沖波を算定	変化率	波向ごとに波高の変化率を設定	想定台風	・想定台風(2004年台風15号)条件は潮位偏差と同様 ・既往最大の台風(1991年台風19号) 中心気圧: 想定台風 934 hPa 移動速度: 想定台風 75 km/h 台風半径: 想定台風 234 km	将来気候	「確率波高計算処理システム」にて、事業実施箇所沖の地点の設計沖波を算定し、対象となる波向に応じた変化率を乗じる
項目	隠岐沿岸	内容																																							
条件前提	気候変動シナリオ	2℃上昇シナリオ (RCP2.6)																																							
	防護水準の想定年次	2100年																																							
朔望平均満潮位	朔望平均満潮位(現況)	T.P.+0.37m (西郷検潮所)																																							
	海面上昇量※1	0.42m																																							
	朔望平均満潮位(将来気候)	T.P.+0.79m																																							
潮位偏差	潮位偏差(既往最大)	0.52 m (西郷検潮所)																																							
	変化率	1.12																																							
	潮位偏差(将来気候)	0.58m																																							
	想定台風	2004年台風15号の経路を基に合計8経路設定(北に3本平行移動、南に4本平行移動) 中心気圧: 想定台風 963 hPa 移動速度: 想定台風 53 km/h 台風半径: 想定台風 227 km																																							
設計高潮位(既往の計画)		T.P.+0.72 ~ +0.83m																																							
設計高潮位(将来気候)		T.P.+1.37 m																																							
波浪(設計沖波)	既往の計画(令和4年)	「確率波高計算処理システム」にて、事業実施箇所沖の地点の設計沖波を算定																																							
	変化率	波向ごとに波高の変化率を設定																																							
	想定台風	・想定台風(2004年台風15号)条件は潮位偏差と同様 ・既往最大の台風(1991年台風19号) 中心気圧: 想定台風 934 hPa 移動速度: 想定台風 75 km/h 台風半径: 想定台風 234 km																																							
	将来気候	「確率波高計算処理システム」にて、事業実施箇所沖の地点の設計沖波を算定し、対象となる波向に応じた変化率を乗じる																																							

表-1.3 波向別の変化率（波高）（設計沖波 30年確率波）

N	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW
1.03	1.07	1.08	1.08	1.08	1.08	1.08	1.08	1.08	1.08	1.06	1.06	1.03	1.01	1.00	1.00

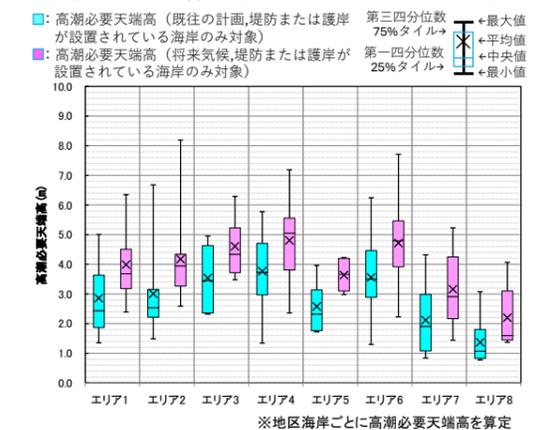
※周期は「確率波高計算処理システム」による算定値とする。

② 気候変動の影響を踏まえた必要高さの算定結果

県内の地区海岸 229 海岸（うち隠岐沿岸 78 海岸）のうち、堤防または護岸が設置されている 151 海岸（うち隠岐沿岸 50 海岸）を対象に、気候変動の影響を踏まえた必要高さの試算を行った。

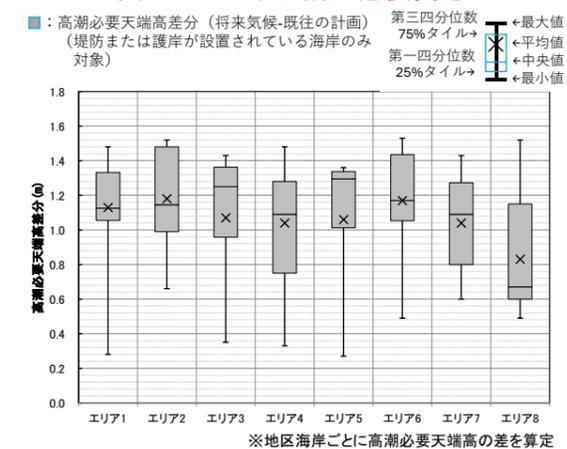
なお、必要高さの試算は、海岸ごとに代表的な位置及び断面等で試算したものであり、設計等における計画高さを示したのではないことに留意する必要がある。

隠岐沿岸（エリア 7～エリア 8）の気候変動の影響を踏まえた必要高さは、既往の計画よりエリア平均値が 0.83～1.04m 程度上昇することとなる。このうち、0.60 m が将来気候の設計高潮位の変化によるものであり、0.28～0.44m が、波浪の変化や水深の増加により越波流量が増加することによるものといえる。



※地区海岸ごとに高潮必要天端高を算定

図-1.13 エリア別の必要高さ



※地区海岸ごとに高潮必要天端高の差を算定

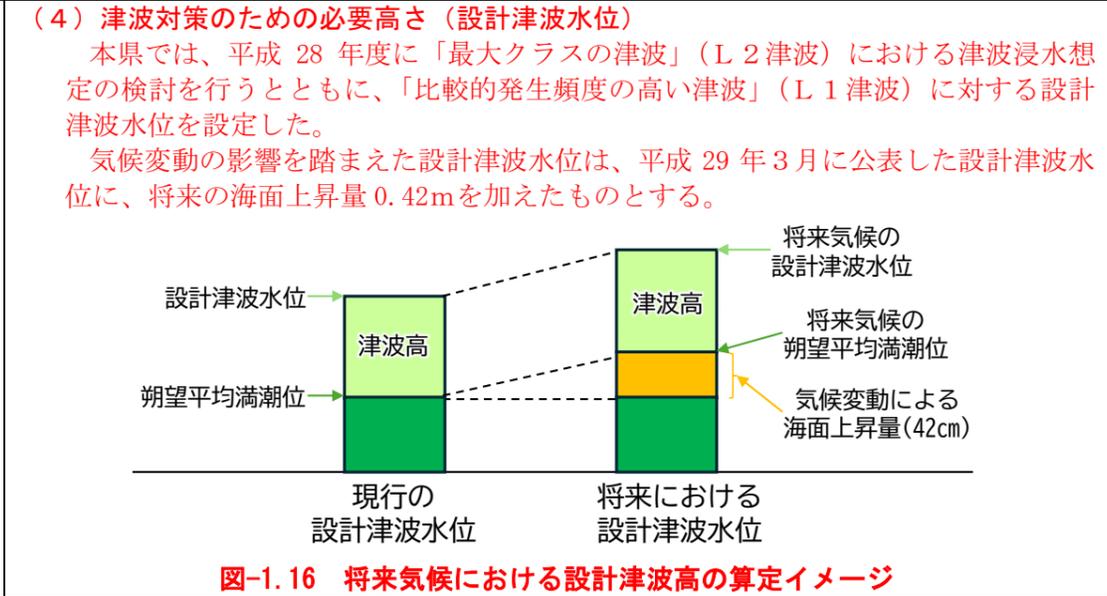
図-1.14 エリア別の必要高さの差分（将来気候－既存の計画）



図-1.15 評価エリア区分

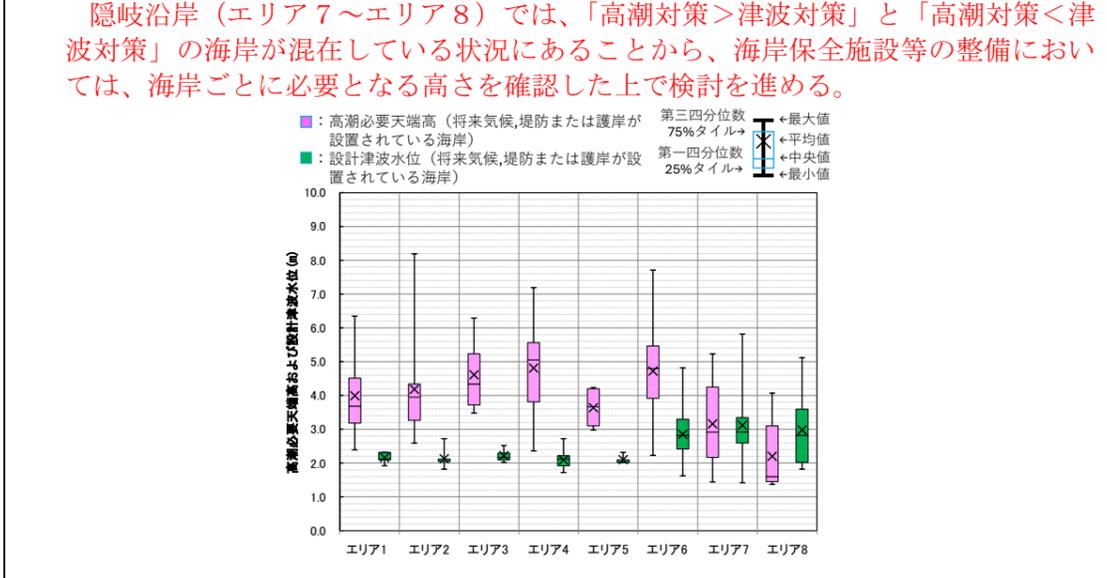
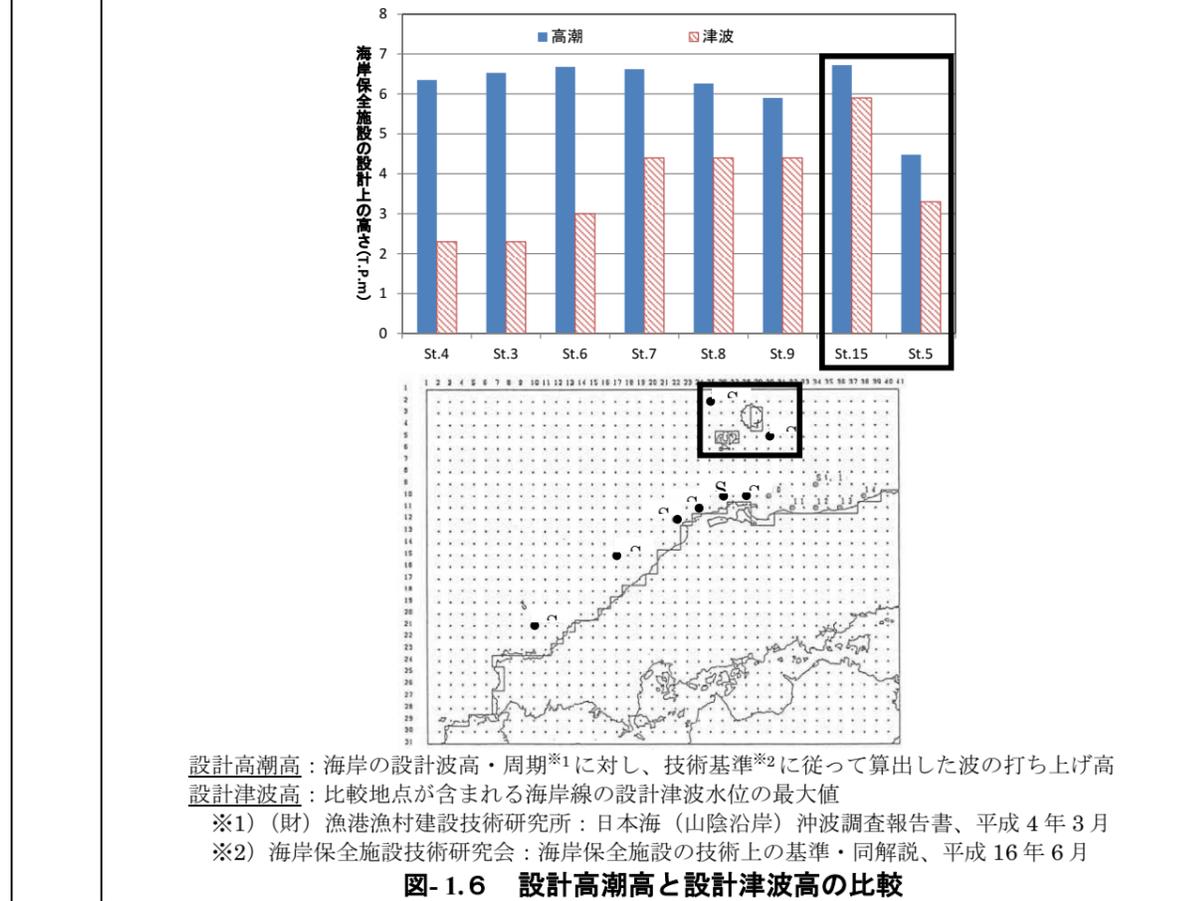
頁	現行計画（平成 29 年 3 月）	改定素案
---	-------------------	------

（4）津波対策のための必要高さ（設計津波水位）  
 本県では、平成 28 年度に「最大クラスの津波」（L2 津波）における津波浸水想定  
 の検討を行うとともに、「比較的発生頻度の高い津波」（L1 津波）に対する設計  
 津波水位を設定した。  
 気候変動の影響を踏まえた設計津波水位は、平成 29 年 3 月に公表した設計津波水  
 位に、将来の海面上昇量 0.42m を加えたものとする。



14 次頁に示すとおり、新たに算定した「設計津波高」、現況施設の設計外力である「設  
 計高潮高」を概略比較すると、県全体の傾向として「津波<高潮」となっていることか  
 ら、引き続き高潮および海岸侵食に対する対策を優先的に推進していく。ただし、現況  
 施設高が設計津波高より低い海岸も一部存在するため、地域の実情を踏まえて高潮・海  
 岸侵食対策を中心とした海岸整備を進めて行く必要がある。

（5）高潮対策と津波対策の必要高さの比較  
 気候変動の影響を踏まえた高潮対策における必要天端高と津波対策における設計  
 津波水位を比較した。隠岐沿岸を2つのエリア（エリア7～エリア8）に分け、高  
 潮と津波の必要天端高を平均すると、高潮対策における必要天端高で 2.20～3.16  
 m、津波対策における設計津波水位で 2.98～3.12m となっている。

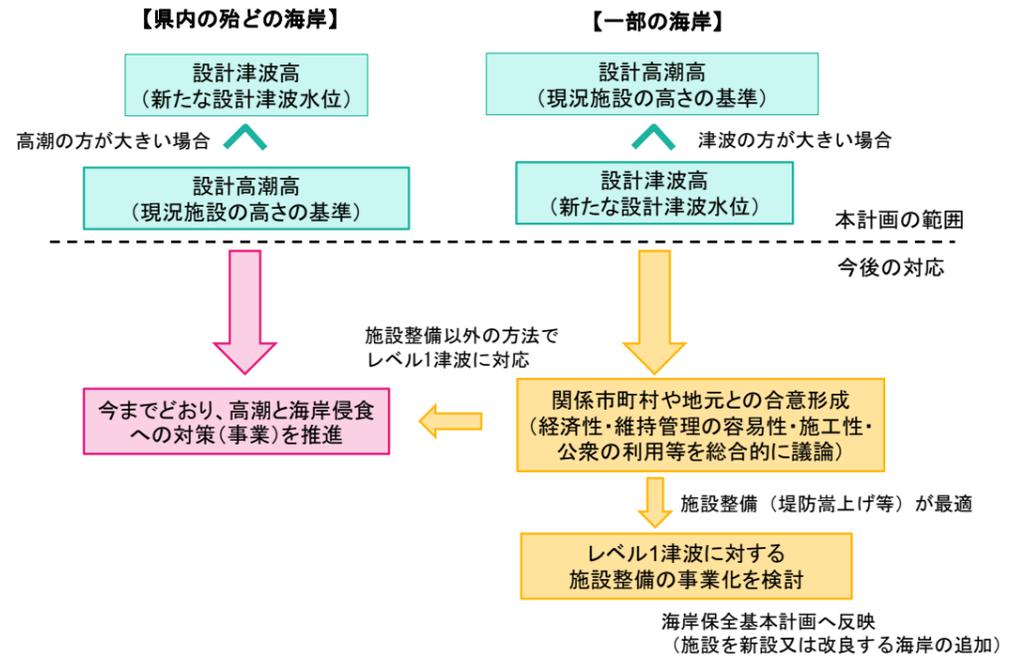


15 下表に示すとおり、隠岐沿岸は設計津波高よりも既設施設高が1m<sup>\*</sup>（次頁参照）以上低い海岸が2割弱存在する。施設高が設計津波高より低い区域については、経済性・維持管理の容易性・施工性・公衆の利用等を総合的に議論し、関係市町村や地元と合意形成を図っていく必要がある。その結果、施設の嵩上げ等の対策が必要と判断された区域は、施設整備の事業化も含めて検討を行う。

【削除】

**表-1.2 設計津波高に対し、既設施設高が1m以上低い海岸の割合**

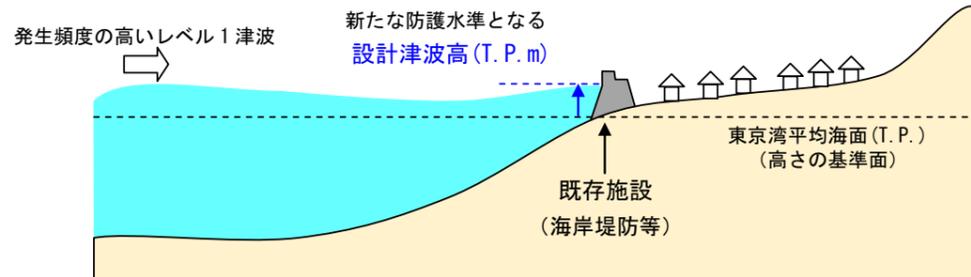
	全海岸数	該当海岸数	全海岸に占める該当海岸の割合
島根沿岸	146	3	2.1%
隠岐沿岸（島後）	38	6	15.8%
隠岐沿岸（島前）	39	7	17.9%



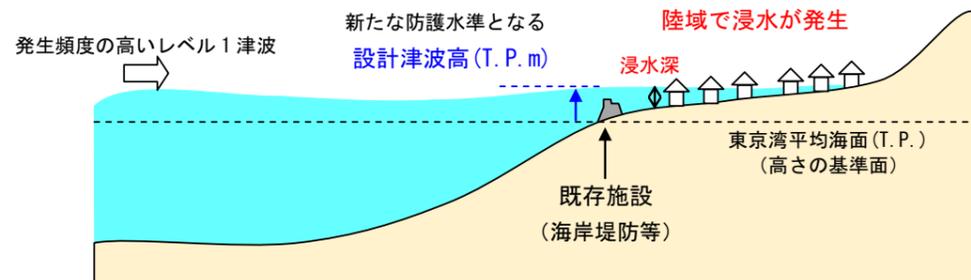
**図-1.7 新たに設定された設計津波高を踏まえた海岸保全施設整備の考え方**

※【参考：既存施設の高さが設計津波高（水位）より 1m 以上低い海岸とは？】  
 2011 年の東北地方太平洋沖地震津波では非常に多くの建物等の被害が発生した。  
 内閣府が整理した資料によると、津波が海岸堤防を越流するなどして陸域に進入した場合、地盤からの浸水深が 1 m を超えると全壊する建物が急激に増えることが分かっている。すなわち、既存施設の高さが設計津波高よりも 1m 以上低い場所においては、背後地の浸水による建物被害リスクが高いと考えられる。

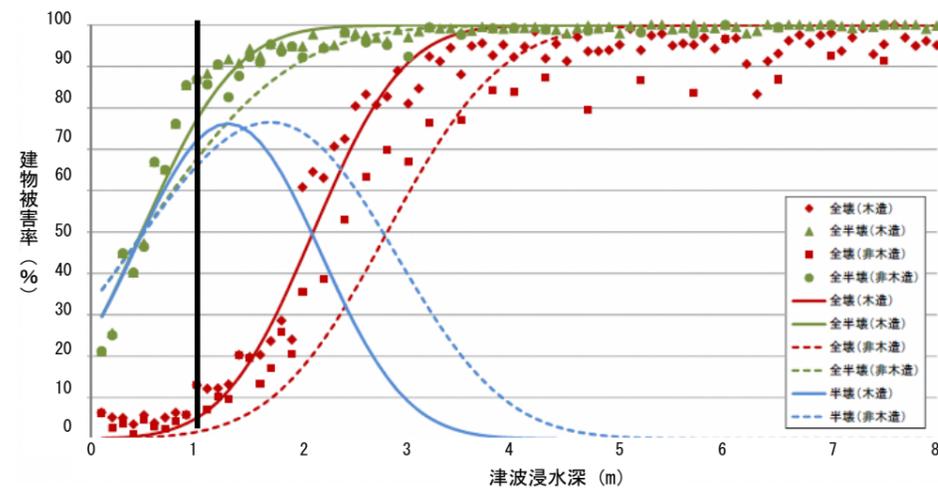
【既存施設が津波より高い場合】



【既存施設が津波より低い場合】



津波越流と浸水深のイメージ



出典) 内閣府：南海トラフ巨大地震の被害想定（第 1 次報告）、平成 24 年 8 月に加筆

図- 18 津波の浸水深と建物被害率の関係（人口集中地区以外）

【削除】

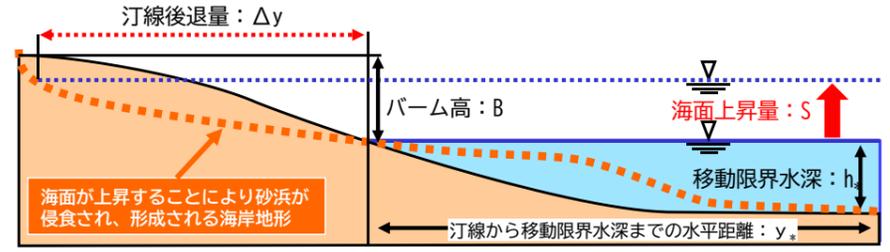
頁	現行計画（平成 29 年 3 月）	改定素案
		<p><b>（6）余裕高の設定</b></p> <p>護岸の天端高の決定にあたっては、若干の不確実性を考慮して余裕高を設定する必要がある。不確実性を有する要素としては、気候変動による外力の変化や地盤変動など多岐にわたるが、余裕高をいたずらに大きくとれば工費の増大を招き、不経済となる。</p> <p>そのため、将来の地盤変動を考慮した余裕高として、県下一律で <b>10cm</b> を見込むものとする。なお、施設設計時は、所要天端高に余裕高 <b>10cm</b> を足して、<b>10cm</b> 刻みで切り上げた値で天端高を決定する。</p>

**(7) 侵食対策**  
 気候変動がもたらす海面上昇（2℃上昇シナリオ）による砂浜への影響把握として、汀線後退量を試算した。なお、汀線後退量は、Bruun 則にて算定したものであり、海面上昇以外の影響（波浪の将来変化、沿岸漂砂、海岸保全施設の影響等）は未考慮となっている。

表-1.4 Bruun 則の概要

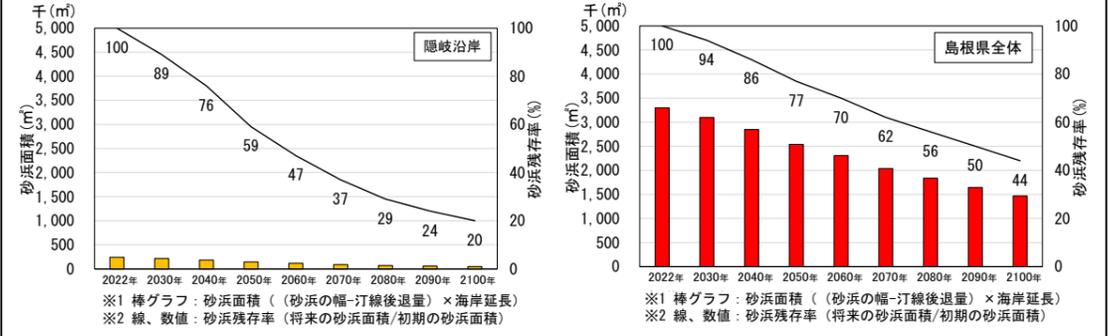
	算定式	備考
Bruun 則	$\Delta y/y_s = -S/(h_s + B_h)$	S:海面上昇量(m), y:汀線後退量(m), h <sub>s</sub> :移動限界水深(m) y <sub>s</sub> :汀線から移動限界水深までの水平距離(m), B <sub>h</sub> :バーム高
前提条件 (汀線付近の断面地形)	$h = Ay2/3$	h:水深(m), A:海浜断面係数, y:岸沖方向距離(m) 断面地形が底質粒形と波浪条件から決定されると仮定。 h <sub>s</sub> における縦断地形データと適合するように A を設定。y <sub>s</sub> を算出。
以下、諸係数の算定式※2		
Hallemeier(1978)	$h_s = 2.28\bar{H}m - 68.5(\bar{H}m3/g\bar{T}m3)$	g:重力加速度, $\bar{H}m$ :年最大有義波高の平均値, $\bar{T}m$ :年最大有義波周期の平均値
武田、砂村(1983)	$B_h = 0.125\bar{H}b5/8(g\bar{T}s2)3/8$	$\bar{H}b$ : $\bar{H}s$ に対する砕波波高, $\bar{H}s$ :年平均有義波高の平均値
砂村(1983)	$\bar{H}b/\bar{H}s = (\tan\alpha)0.2(\bar{H}s/\bar{L}s) - 0.25$	$\bar{L}s$ :年平均有義波波長 (1.56 $\bar{T}s2$ ) の平均値, $\bar{T}s$ :年平均有義波周期の平均値

※1 Bruun 則の適用に必要な入力データである地形データを表中に赤字、波浪データを表中に青字で記載。  
 ※2 諸係数の算定式は、「須川ら（2011）、海面上昇に伴う全国砂浜侵食量の推定、土木学会論文集, Vol. 67, No. 2, I\_1196-I\_1200」に準じた。  
 海浜断面係数の設定は、「三村ら（1993）、砂浜に対する海面上昇の影響評価、海岸工学論文集, 第 40 巻, pp. 1046-1050」に準じた。  
 ※3 tan α（海底勾配）は、0.01～0.1 の範囲とした。



出典：沿岸部(海岸)における気候変動の影響及び適応の方向性検討委員会の資料を基に作図  
**図-1.19 海面上昇による砂浜の消失イメージ**

試算の結果、2090～2100 年頃には、現況の浜幅より汀線後退量が大きくなり、隠岐沿岸全体では砂浜面積が 2 割程度まで減少・消失する可能性がある。



**図-1.20 砂浜の面積と砂浜の残存率の試算**

上記試算の砂浜残存率は、既往文献※4に示される「0.10～1.00m の海面上昇量に対する砂浜消失率の将来予測結果」の島根沿岸の傾向と概ね整合している。  
 ※4 「土木学会論文集 G(環境), Vol. 69, No. 5」 「最新の海面水位予測データを用いた海面上昇による全国砂浜侵食量の将来予測」

頁	現行計画（平成 29 年 3 月）	改定素案
17	<p><b>3-2 環境面からの基本方針</b></p> <p><b>(1) 郷土色豊かな海岸環境の保全</b></p> <p>海岸は、陸域と海域とが相接する空間で、砂浜、岩礁、藻場（大型海産植物群落）など、生物にとって多様な生息・生育環境を有しているため、そこには、種類豊富な生物が存在している。</p> <p>当沿岸の海中では、一般的に藻場と呼ばれる大型海産植物群落（海藻群落、海産種子植物群落）が広く分布している。これらの大型海産植物群落は魚類をはじめ多様な海産動物の生息場所、産卵場及び幼生の発育場として重要な生態系を構成している。例えば、海藻類の中では唯一、国の天然記念物に指定され、島根県では隠岐沿岸でのみ生育が確認されているクロキヅタ生息地（絶滅危惧Ⅱ類）や、当地域を原産地とする新種等の海藻（平成 25 年、応用藻類学研究所、和名アマノソゾ）が確認されているなど、学術的にも貴重な場となっている。環境省によると、島根半島沿岸東部や隠岐沿岸は「生物多様性の観点から重要度の高い海域」に指定されている*（次頁参照）。</p> <p>また、陸上部では、当沿岸のほぼ全域で「しまねレッドデータブック 2014 動物編」において絶滅危惧種Ⅰ類とされているハヤブサがほぼ全域に生息し、我が国におけるハヤブサの重要な繁殖地でもあるとともに、今津海岸イワタイゲキ自生地、今津トウテイラン群生地、蛸木エゾヨロイグサ群落、油井モクゲンジ林など多くの特定植物群落が分布している。</p> <p>こうした貴重な自然環境資源や、生態系の基盤となる藻場等に配慮し、郷土色豊かな海岸環境の保全に努める。</p> <p>絶滅危惧Ⅱ類： クロキヅタ生息地</p>  <p>出典) 改訂しまねレッドデータブック 2013 植物編</p> <p><b>写真-1.5 天然記念物</b></p> <p>絶滅危惧種Ⅰ類：ハヤブサ</p>  <p><b>写真-1.6 絶滅危惧種</b></p>	<p><b>3-2 環境面からの基本方針</b></p> <p><b>(1) 郷土色豊かな海岸環境の保全</b></p> <p>海岸は、陸域と海域とが相接する空間で、砂浜、岩礁、藻場<del>（大型海産植物群落）</del>など、生物にとって多様な生息・生育環境を有しているため、そこには、種類豊富な生物が存在している。</p> <p>当沿岸の海中では、一般的に藻場と呼ばれる<b>大型海藻類（大型の褐藻類や海産被子植物（海草））の群落</b>が広く分布している。これらの<b>藻場</b>は、魚類をはじめ多様な海産動物の生息場所、産卵場及び幼生の発育場として重要な生態系を構成している。例えば、海藻類の中では唯一、国の天然記念物に指定され、島根県では隠岐沿岸でのみ生育が確認されている<b>ハマベンケイソウ（絶滅危惧Ⅰ類）、ハチジョウナ（絶滅危惧Ⅰ類）、クロキヅタ生育地（絶滅危惧Ⅱ類）が存在するなど</b>、学術的にも貴重な場となっている。環境省によると、島根半島沿岸東部や隠岐沿岸は「生物多様性の観点から重要度の高い海域」に指定されている*（次頁参照）。</p> <p>また、陸上部では、当沿岸のほぼ全域で「しまねレッドデータブック 2014 動物編」において絶滅危惧種Ⅰ類とされているハヤブサがほぼ全域に生息し、<b>絶滅危惧Ⅱ類のコアジサシ、準絶滅危惧種のシロチドリが生息する</b>。我が国におけるハヤブサの重要な繁殖地でもあるとともに、今津海岸イワタイゲキ自生地、今津トウテイラン群生地、蛸木エゾヨロイグサ群落、油井モクゲンジ林など多くの特定植物群落が分布している。</p> <p><b>一方、気候変動による海面上昇等は、砂浜の消失を引き起こすなどにより、沿岸の貴重な生物の生息・生育環境等に大きな影響を与えるおそれがある。</b></p> <p>こうした貴重な自然環境資源や、生態系の基盤となる藻場等に配慮し、郷土色豊かな海岸環境の保全に努める。</p> <p>絶滅危惧Ⅱ類： クロキヅタ<b>生育地</b></p>  <p>出典) 改訂しまねレッドデータブック 2013 植物編</p> <p><b>写真-1.6 天然記念物</b></p> <p>絶滅危惧種Ⅰ類：ハヤブサ</p>  <p><b>写真-1.7 絶滅危惧種</b></p> <p>絶滅危惧Ⅱ類：コアジサシ</p>  <p>出典：しまねレッドデータブック 2014 動物編</p>

頁	現行計画（平成 29 年 3 月）	改定素案																																																																																		
18	<p>※【参考：生物多様性の観点から重要度の高い海域（環境省指定）】</p> <p><b>海域指定の概要</b>            生物多様性条約（CBD）の国際条約を受けた生物多様性国家戦略 2012－2020 を踏まえ、我が国周辺海域の生物多様性を保全していく上で重要度が高い海域を、生態学のおよび生物学的観点から、科学的そして客観的に明らかにしたものの。            学識経験者から構成される検討会を設置して平成 23 年度からの 3 年間にわたる検討の結果、沿岸域で 270 ヶ所、沖合表層域で 20 カ所、沖合海底域で 31 か所が抽出されている。</p> <p><b>隠岐沿岸の指定海域の特徴</b>            下表のとおり島前・島後の 2 カ所が指定されている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>指定No.</th> <th>沿岸域 22501</th> <th>沿岸域 16105</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海域名</td> <td>隠岐諸島、島後</td> <td>隠岐諸島、島前</td> </tr> <tr> <td>該当市区町村</td> <td>隠岐の島町</td> <td>海士町、西ノ島町、知夫村</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td style="text-align: center;">179km<sup>2</sup></td> <td style="text-align: center;">284km<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>特徴</td> <td>隠岐諸島周辺の沿岸は日本海の中で海藻の種類が最多であり、希少種も多い。 沖島オオミズナギドリ繁殖地が天然記念物となっている。</td> <td>隠岐諸島周辺の沿岸は日本海の中で海藻の種類が最多であり、希少種も多い。 クロキツタや星神島オオミズナギドリ繁殖地が天然記念物となっている他、当該海域はカンムリウミスズメ（IUCNの絶命危惧種）の繁殖コロニー海域でもある。</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">環境情報</td> <td>干潟</td> <td style="text-align: center;">※1</td> </tr> <tr> <td>藻場</td> <td style="text-align: center;">9.9km<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>自然海岸の長さ</td> <td style="text-align: center;">120.7km</td> </tr> <tr> <td>自然海岸の占める割合</td> <td style="text-align: center;">78.9%</td> </tr> <tr> <td>砂堆</td> <td style="text-align: center;">※1</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">代表的な生物情報</td> <td>維管束植物</td> <td>スゲアマモ タチアマモ アマモ ウミヒルモ</td> </tr> <tr> <td>藻類</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>鳥類</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>魚類</td> <td>カタクチイワシ ヒラメ ブリ マイワシ マサバ マダイ ウナギ シロウオ ミミズハゼ</td> </tr> <tr> <td>頭足類</td> <td>ケンサキイカ スルメイカ</td> <td>ケンサキイカ スルメイカ</td> </tr> <tr> <td>天然記念物</td> <td>沖島オオミズナギドリ繁殖地</td> <td>星神島オオミズナギドリ繁殖地 クロキツタ生息地</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1) 環境省の調査で存在が確認されなかったもの            ※2) 他の種を用いて海域指定の妥当性を判定しているもの（存在しないということではない）</p>	指定No.	沿岸域 22501	沿岸域 16105	海域名	隠岐諸島、島後	隠岐諸島、島前	該当市区町村	隠岐の島町	海士町、西ノ島町、知夫村	面積	179km <sup>2</sup>	284km <sup>2</sup>	特徴	隠岐諸島周辺の沿岸は日本海の中で海藻の種類が最多であり、希少種も多い。 沖島オオミズナギドリ繁殖地が天然記念物となっている。	隠岐諸島周辺の沿岸は日本海の中で海藻の種類が最多であり、希少種も多い。 クロキツタや星神島オオミズナギドリ繁殖地が天然記念物となっている他、当該海域はカンムリウミスズメ（IUCNの絶命危惧種）の繁殖コロニー海域でもある。	環境情報	干潟	※1	藻場	9.9km <sup>2</sup>	自然海岸の長さ	120.7km	自然海岸の占める割合	78.9%	砂堆	※1	代表的な生物情報	維管束植物	スゲアマモ タチアマモ アマモ ウミヒルモ	藻類	※2	鳥類	※2	魚類	カタクチイワシ ヒラメ ブリ マイワシ マサバ マダイ ウナギ シロウオ ミミズハゼ	頭足類	ケンサキイカ スルメイカ	ケンサキイカ スルメイカ	天然記念物	沖島オオミズナギドリ繁殖地	星神島オオミズナギドリ繁殖地 クロキツタ生息地	<p>※【参考：生物多様性の観点から重要度の高い海域（環境省指定）】</p> <p><b>海域指定の概要</b>            生物多様性条約（CBD）の国際条約を受けた生物多様性国家戦略 2012－2020 を踏まえ、我が国周辺海域の生物多様性を保全していく上で重要度が高い海域を、生態学のおよび生物学的観点から、科学的そして客観的に明らかにしたものの。            学識経験者から構成される検討会を設置して平成 23 年度からの 3 年間にわたる検討の結果、沿岸域で 270 ヶ所、沖合表層域で 20 カ所、沖合海底域で 31 か所が抽出されている。</p> <p><b>隠岐沿岸の指定海域の特徴</b>            下表のとおり島前・島後の 2 カ所が指定されている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>指定No.</th> <th>沿岸域 22501</th> <th>沿岸域 16105</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海域名</td> <td>隠岐諸島、島後</td> <td>隠岐諸島、島前</td> </tr> <tr> <td>該当市区町村</td> <td>隠岐の島町</td> <td>海士町、西ノ島町、知夫村</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td style="text-align: center;">179k m<sup>2</sup></td> <td style="text-align: center;">284k m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>特徴</td> <td>隠岐諸島周辺の沿岸は日本海の中で海藻の種類が最多であり、希少種も多い。 沖島オオミズナギドリ繁殖地が天然記念物となっている。</td> <td>隠岐諸島周辺の沿岸は日本海の中で海藻の種類が最多であり、希少種も多い。 クロキツタや星神島オオミズナギドリ繁殖地が天然記念物となっている他、当該海域はカンムリウミスズメ（IUCNの絶命危惧種）の繁殖コロニー海域でもある。</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">環境情報</td> <td>干潟</td> <td style="text-align: center;">※1</td> </tr> <tr> <td>藻場</td> <td style="text-align: center;">9.9 k m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>資源海岸の長さ</td> <td style="text-align: center;">120.7 km</td> </tr> <tr> <td>自然海岸の占める割合</td> <td style="text-align: center;">78.9%</td> </tr> <tr> <td>砂堆</td> <td style="text-align: center;">※1</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">代表的な生物情報</td> <td>維管束植物</td> <td>スゲアマモ タチアマモ アマモ ウミヒルモ</td> </tr> <tr> <td>藻類</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>鳥類</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>魚類</td> <td>カタクチイワシ ヒラメ ブリ マアジ マイワシ マサバ マダイ ウナギ シロウオ ミミズハゼ</td> </tr> <tr> <td>頭足類</td> <td>ケンサキイカ スルメイカ</td> <td>ケンサキイカ スルメイカ</td> </tr> <tr> <td>天然記念物</td> <td>沖島オオミズナギドリ繁殖地</td> <td>星神島オオミズナギドリ繁殖地 クロキツタ生息地</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1) 環境省の調査で存在が確認されなかったもの            ※2) 他の種を用いて海域指定の妥当性を判定しているもの（存在しないということではない）</p>	指定No.	沿岸域 22501	沿岸域 16105	海域名	隠岐諸島、島後	隠岐諸島、島前	該当市区町村	隠岐の島町	海士町、西ノ島町、知夫村	面積	179k m <sup>2</sup>	284k m <sup>2</sup>	特徴	隠岐諸島周辺の沿岸は日本海の中で海藻の種類が最多であり、希少種も多い。 沖島オオミズナギドリ繁殖地が天然記念物となっている。	隠岐諸島周辺の沿岸は日本海の中で海藻の種類が最多であり、希少種も多い。 クロキツタや星神島オオミズナギドリ繁殖地が天然記念物となっている他、当該海域はカンムリウミスズメ（IUCNの絶命危惧種）の繁殖コロニー海域でもある。	環境情報	干潟	※1	藻場	9.9 k m <sup>2</sup>	資源海岸の長さ	120.7 km	自然海岸の占める割合	78.9%	砂堆	※1	代表的な生物情報	維管束植物	スゲアマモ タチアマモ アマモ ウミヒルモ	藻類	※2	鳥類	※2	魚類	カタクチイワシ ヒラメ ブリ マアジ マイワシ マサバ マダイ ウナギ シロウオ ミミズハゼ	頭足類	ケンサキイカ スルメイカ	ケンサキイカ スルメイカ	天然記念物	沖島オオミズナギドリ繁殖地	星神島オオミズナギドリ繁殖地 クロキツタ生息地
指定No.	沿岸域 22501	沿岸域 16105																																																																																		
海域名	隠岐諸島、島後	隠岐諸島、島前																																																																																		
該当市区町村	隠岐の島町	海士町、西ノ島町、知夫村																																																																																		
面積	179km <sup>2</sup>	284km <sup>2</sup>																																																																																		
特徴	隠岐諸島周辺の沿岸は日本海の中で海藻の種類が最多であり、希少種も多い。 沖島オオミズナギドリ繁殖地が天然記念物となっている。	隠岐諸島周辺の沿岸は日本海の中で海藻の種類が最多であり、希少種も多い。 クロキツタや星神島オオミズナギドリ繁殖地が天然記念物となっている他、当該海域はカンムリウミスズメ（IUCNの絶命危惧種）の繁殖コロニー海域でもある。																																																																																		
環境情報	干潟	※1																																																																																		
	藻場	9.9km <sup>2</sup>																																																																																		
	自然海岸の長さ	120.7km																																																																																		
	自然海岸の占める割合	78.9%																																																																																		
	砂堆	※1																																																																																		
代表的な生物情報	維管束植物	スゲアマモ タチアマモ アマモ ウミヒルモ																																																																																		
	藻類	※2																																																																																		
	鳥類	※2																																																																																		
	魚類	カタクチイワシ ヒラメ ブリ マイワシ マサバ マダイ ウナギ シロウオ ミミズハゼ																																																																																		
頭足類	ケンサキイカ スルメイカ	ケンサキイカ スルメイカ																																																																																		
天然記念物	沖島オオミズナギドリ繁殖地	星神島オオミズナギドリ繁殖地 クロキツタ生息地																																																																																		
指定No.	沿岸域 22501	沿岸域 16105																																																																																		
海域名	隠岐諸島、島後	隠岐諸島、島前																																																																																		
該当市区町村	隠岐の島町	海士町、西ノ島町、知夫村																																																																																		
面積	179k m <sup>2</sup>	284k m <sup>2</sup>																																																																																		
特徴	隠岐諸島周辺の沿岸は日本海の中で海藻の種類が最多であり、希少種も多い。 沖島オオミズナギドリ繁殖地が天然記念物となっている。	隠岐諸島周辺の沿岸は日本海の中で海藻の種類が最多であり、希少種も多い。 クロキツタや星神島オオミズナギドリ繁殖地が天然記念物となっている他、当該海域はカンムリウミスズメ（IUCNの絶命危惧種）の繁殖コロニー海域でもある。																																																																																		
環境情報	干潟	※1																																																																																		
	藻場	9.9 k m <sup>2</sup>																																																																																		
	資源海岸の長さ	120.7 km																																																																																		
	自然海岸の占める割合	78.9%																																																																																		
	砂堆	※1																																																																																		
代表的な生物情報	維管束植物	スゲアマモ タチアマモ アマモ ウミヒルモ																																																																																		
	藻類	※2																																																																																		
	鳥類	※2																																																																																		
	魚類	カタクチイワシ ヒラメ ブリ マアジ マイワシ マサバ マダイ ウナギ シロウオ ミミズハゼ																																																																																		
頭足類	ケンサキイカ スルメイカ	ケンサキイカ スルメイカ																																																																																		
天然記念物	沖島オオミズナギドリ繁殖地	星神島オオミズナギドリ繁殖地 クロキツタ生息地																																																																																		

頁	現行計画（平成 29 年 3 月）	改定素案
19	<p><b>（２）優れた海岸景観との調和</b>            海岸は白砂青松等の名勝や自然公園等の優れた自然景観を形成するための重要な要素である。            当沿岸のほぼ全域が大山隠岐国立公園に指定され、島後には、白島海岸、名勝・海苔田ノ鼻、布施海岸（浄土ヶ浦）、島前には、名勝・天然記念物の国賀海岸、知夫赤壁といった景勝地が多数存在する。このような隠岐の自然や文化が有する価値が世界から認められ、平成 25 年 9 月には島前（西ノ島、中ノ島、知夫里島）・島後（隠岐の島）全体が「隠岐ユネスコ世界ジオパーク」に認定されている。            また、当沿岸の景勝地の価値が全国的にも評価され、平成 28 年 7 月、大山隠岐国立公園が国立公園満喫プロジェクト（環境省）の先行的・集中的フィールドに指定された。今後は観光客誘致のための各種施策が強化・実施される予定である。さらに、平成 28 年 12 月には世界ジオパーク認定後の各種活動や施設整備が評価され、「日本ジオパーク」に再認定されている。            対象海岸の保全にあたっては対象区域に隣接する、こうした名勝や自然公園等の優れた海岸景観との調和にも配慮する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>国賀海岸（西ノ島町）</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>知夫赤壁（知夫村）</p>  </div> </div> <p style="text-align: center;"><b>写真-1.7 隠岐を代表する海岸景観</b></p>	<p><b>（２）優れた海岸景観との調和</b>            海岸は白砂青松等の名勝や自然公園等の優れた自然景観を形成するための重要な要素である。            当沿岸のほぼ全域が大山隠岐国立公園に指定され、島後には、白島海岸、名勝・海苔田ノ鼻、布施海岸（浄土ヶ浦）、島前には、名勝・天然記念物の国賀海岸、知夫赤壁といった景勝地が多数存在する。このような隠岐の自然や文化が有する価値が世界から認められ、平成 25 年 9 月には島前（西ノ島、中ノ島、知夫里島）・島後（隠岐の島）全体が「隠岐ユネスコ世界ジオパーク」に認定されている。            また、平成 28 年 12 月には世界ジオパーク認定後の各種活動や施設整備が評価され、「日本ジオパーク」に再認定されている。            当沿岸の景勝地の価値が全国的にも評価され、平成 28 年 7 月には、大山隠岐国立公園が国立公園満喫プロジェクト（環境省）において、先行的・集中的に取り組むを行う国立公園に指定され、「<b>大山隠岐国立公園ステップアッププログラム 2025</b>」（令和 4 年 1 月一部改訂）を作成し、<b>多様な主体による多角的な観光地づくりが進められている。</b>            対象海岸の保全にあたっては対象区域に隣接する、こうした名勝や自然公園等の優れた海岸景観との調和にも配慮する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>国賀海岸（西ノ島町）</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>知夫赤壁（知夫村）</p>  </div> </div> <p style="text-align: center;"><b>写真-1.8 隠岐を代表する海岸景観</b></p>
	<p><b>（３）環境保全への適切な対応</b>            海岸環境の適切な保全のため、必要に応じ、貴重な生物の生息・生育地への車の乗り入れ規制の実施、環境に悪影響を及ぼす恐れのある油等の漂着物への対処など、適切に対応する。島根県では、「海岸漂着物処理推進法」の策定を契機とした「島根県海岸漂着物対策推進地域計画」を平成 25 年 3 月に策定し、海岸漂着物への対応を計画的に実施している。</p>	<p><b>（３）環境保全への適切な対応</b>            海岸環境の適切な保全のため、必要に応じ、貴重な生物の生息・生育地への車の乗り入れ規制の実施、環境に悪影響を及ぼすおそれのある油等の漂着物への対処など、適切に対応する。<b>本県では、国における「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」の制定、「海岸漂着物対策を総合的かつ効率的に推進するための基本的な方針」の閣議決定を踏まえ、「島根県海岸漂着物対策推進地域計画」を平成 25 年 3 月に策定、令和 7 年 3 月に一部改訂し、海岸漂着物への対応を計画的に実施している。</b></p>

20 (4) 保全活動の支援  
 自然環境の保全を適切かつ効果的に進めていくため、地域住民や団体と連携し、地域の海岸愛護の啓発を図る。島根県では、「ハートフルしまね（島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度）」を平成 21 年度に創設し、地域住民や団体等による海岸保全活動を支援しているところである。  
 下図に示すとおり、H21 年度以降、海岸保全活動に携わる団体と構成人数は増えている。しかし、構成人数（団体）と実績人数（団体）に開きがあること、実際に活動に参加した人数が近年減少傾向にあることが課題といえる。

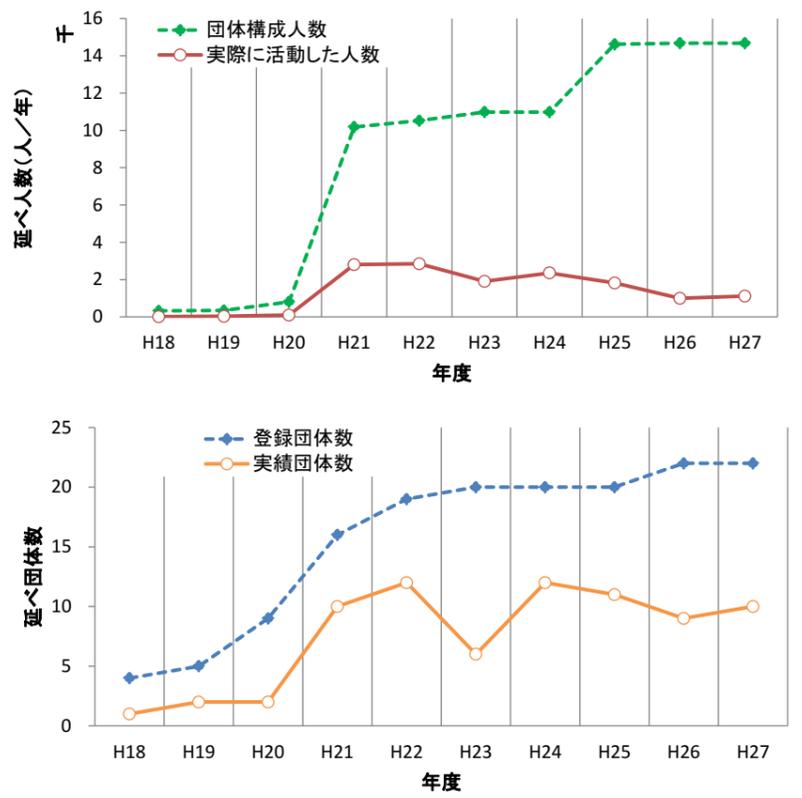


図-19 海岸保全活動に携わる団体および人の推移（県全体）

(4) 保全活動の支援  
 自然環境の保全を適切かつ効果的に進めていくため、地域住民や団体と連携し、地域の海岸愛護の啓発を図る。本県では、**地域住民や各種団体等による海岸清掃活動や河岸植物の定植活動等の海岸保全活動が行われており、これらの海岸保全活動に対する支援を行うため、「ハートフルしまね（島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度）」を平成 21 年度に創設した。**  
 海岸を活動区域としている登録団体数は増加傾向を見せているが、新型コロナウイルス感染症等の影響もあり、構成員や実際に活動した団体数・人数については一時的に減少を見せている。令和 6 年度時点で登録団体は 27 団体、12,022 人（うち隠岐沿岸は 2 団体、95 人）、そのうち、実際に活動している団体は、島根沿岸の 11 団体、734 人となっている。  
 このような活動は、海岸環境の保全において貴重な役割を担っており、引き続き、登録団体の募集や活動に対する支援の継続を図る。

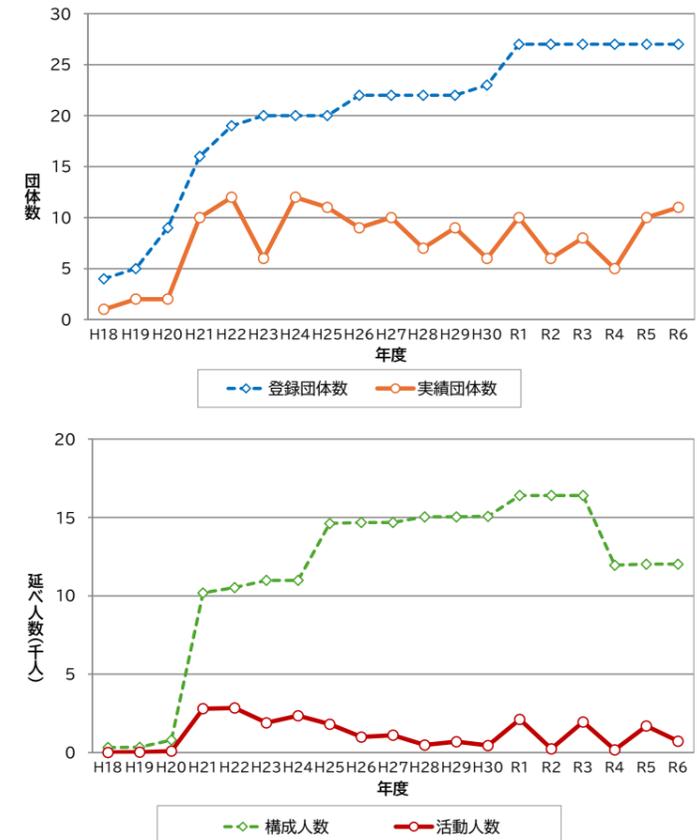
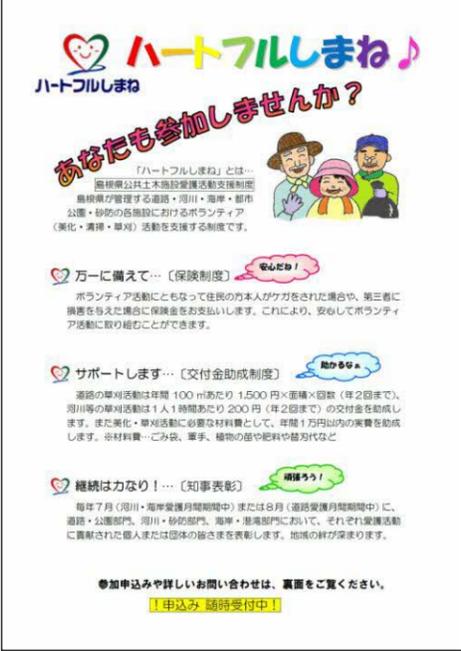
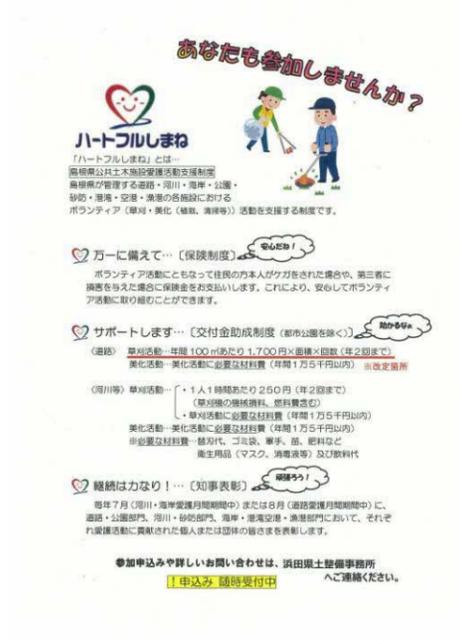
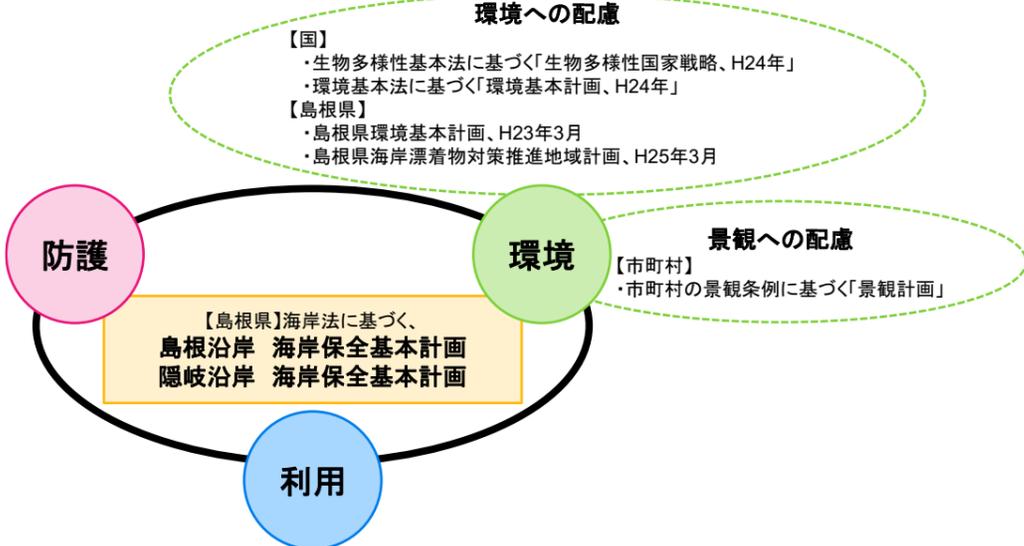
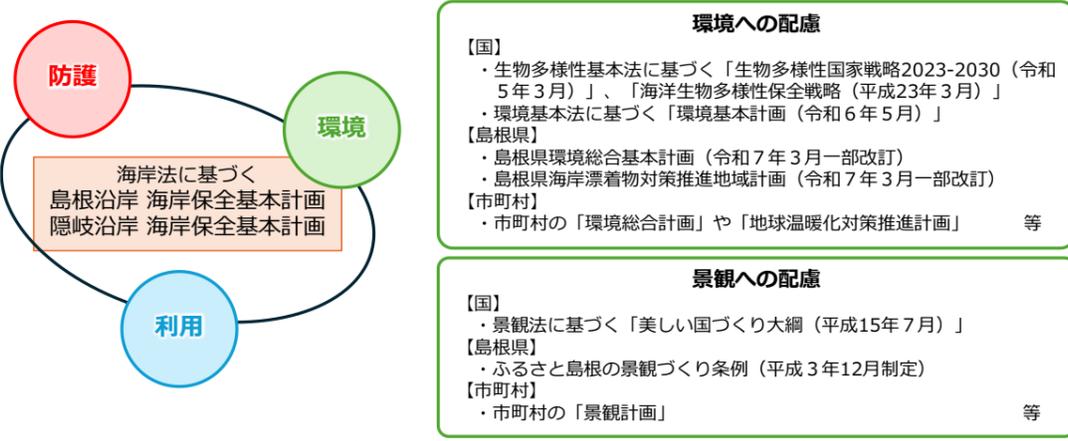


図-1.21 海岸保全活動に携わる団体及び人数の推移（県全体）

頁	現行計画（平成 29 年 3 月）	改定素案
21	 <p>図-1.10 ハートフルしまねの紹介パンフレット</p>	 <p>図-1.22 ハートフルしまねの紹介パンフレット</p>
	<p>隠岐沿岸は全域が大山隠岐国立公園に指定されており、美しい自然景観や貴重な動植物の生息地が数多く存在する。「しまねの自然お宝 MAP」によると、隠岐沿岸における自然環境の価値が高い地域や場所は次頁の表のとおりとなる。</p>	<p>隠岐沿岸は全域が大山隠岐国立公園に指定されており、美しい自然景観や貴重な動植物の生息・生育地が数多く存在する。「しまねの自然お宝 MAP」によると、隠岐沿岸における自然環境の価値が高い地域や場所は次頁の表のとおりとなる。</p>

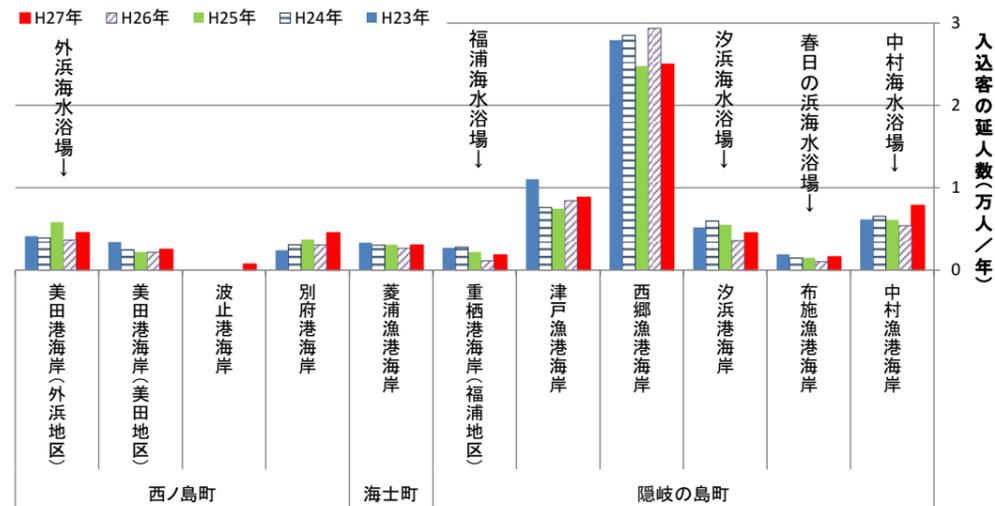


頁	現行計画（平成 29 年 3 月）	改定素案
23	<p>(5) 調査の実施 海岸の整備にあたっては、環境保全に関する事前の調査を行い、自然環境へ配慮するとともに、モニタリングの導入等を実施する。</p>	<p>(5) 調査の実施 海岸の整備にあたっては、環境保全に関する事前の調査を行い、自然環境へ配慮するとともに、モニタリングの導入等を実施する。</p>
	<p>(6) 環境保全に関する他の法や計画も踏まえた海岸保全 前述のように、本県の海岸は自然的・景観的な価値が非常に高く、海岸保全においては環境省等の国家プロジェクトの動きも鑑みつつ、自然・景観に関する以下の法（条例）や計画と調和するものとする。</p> <p>【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性基本法に基づく「生物多様性国家戦略、H24 年」</li> <li>・環境基本法に基づく「環境基本計画、H24 年」</li> </ul> <p>【島根県】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・島根県環境基本計画、H23 年 3 月</li> <li>・島根県海岸漂着物対策推進地域計画、H25 年 3 月</li> </ul> <p>【市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の景観条例に基づく「景観計画」</li> </ul>  <p>図-1.11 本計画と環境に関する他の計画との関連図</p>	<p>(6) 環境保全に関する他の法や計画も踏まえた海岸保全 前述のように、本県の海岸は自然的・景観的な価値が非常に高く、海岸保全においては環境省等の国家プロジェクトの動きも鑑みつつ、自然・景観に関する以下の法（条例）や計画と調和するものとする。</p> <p>【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性基本法に基づく「生物多様性国家戦略 2023-2030（令和 5 年 3 月）」、「海洋生物多様性保全戦略（平成 23 年 3 月）」</li> <li>・環境基本法に基づく「環境基本計画（令和 6 年 5 月）」</li> <li>・景観法に基づく「美しい国づくり大綱（平成 15 年 7 月）」</li> </ul> <p>【島根県】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・島根県環境総合基本計画（令和 7 年 3 月一部改訂）</li> <li>・島根県海岸漂着物対策推進地域計画（令和 7 年 3 月一部改訂）</li> <li>・ふるさと島根の景観づくり条例（平成 3 年 12 月制定）</li> </ul> <p>【市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の「環境総合計画」や「地球温暖化対策推進計画」等</li> <li>・市町村の「景観計画」</li> </ul>  <p>図-1.23 本計画と環境に関する他の計画との関連図</p>

頁	現行計画（平成 29 年 3 月）	改定素案
24	<p data-bbox="439 224 839 256"><b>3-3 利用面からの基本方針</b></p> <p data-bbox="439 296 955 327"><b>（1）多様なニーズに対応した海岸づくり</b></p> <p data-bbox="439 331 1507 401">海岸は生活の場、漁業活動の場、レクリエーションの場、交通・運輸の場など多種・多様な利用がなされている。</p> <p data-bbox="439 405 1507 506">特にレクリエーション利用を考慮する海岸においては、国土の保全と併せて海岸の利用増進に役立つ施設（水辺へ近づきやすい階段護岸、砂浜、植栽等）や飛砂防止施設の整備を推進する。</p> <p data-bbox="439 510 1507 579">その際には、自然環境や景観に配慮するとともにユニバーサルデザインに配慮した海岸づくり※（次頁参照）を推進する。</p> <p data-bbox="439 583 1507 684">また、小学生を中心に行われている環境学習の場としての海岸利用については、各自治体や地域住民と連携し、その拡大を図っていくとともに、生物観察に適した磯浜などの保全に配慮していく。</p> <div data-bbox="507 722 872 753" style="text-align: center;"> <p><b>あいランドパーク（隠岐の島町）</b></p> </div> <div data-bbox="498 753 1451 1108">  </div> <p data-bbox="774 1108 1172 1140" style="text-align: center;"><b>写真- 1.8 多様な海岸利用の事例</b></p>	<p data-bbox="1546 224 1947 256"><b>3-3 利用面からの基本方針</b></p> <p data-bbox="1546 296 2062 327"><b>（1）多様なニーズに対応した海岸づくり</b></p> <p data-bbox="1546 331 2614 401">海岸は生活の場、漁業活動の場、レクリエーションの場、交通・運輸の場など多種・多様な利用がなされている。</p> <p data-bbox="1546 405 2614 506">特にレクリエーション利用を考慮する海岸においては、国土の保全と併せて、<b>必要に応じ、海岸の利用増進に役立つ施設（親水護岸や遊歩道、砂浜、植栽等）や飛砂防止施設の整備を推進する。</b></p> <p data-bbox="1546 510 2614 653"><b>一方、気候変動による影響等を踏まえた海岸保全施設の整備は、これまで以上の高さの堤防等が必要となる。そのため、堤防等によって海辺へのアクセスが分断されることのないよう、必要に応じ階段の設置等施設の構造への配慮を行うとともに、階段護岸や緩傾斜堤防等による整備を検討する。</b></p> <p data-bbox="1546 657 2614 726">その際には、自然環境や景観に配慮するとともにユニバーサルデザインに配慮した海岸づくり※（次頁参照）を推進する。</p> <p data-bbox="1546 730 2614 831"><b>さらに、小学生を中心に行われている環境学習の場としての海岸利用については、各自治体や地域住民と連携し、その拡大を図っていくとともに、生物観察に適した磯浜などの保全に配慮していく。</b></p> <div data-bbox="1614 869 1979 900" style="text-align: center;"> <p><b>あいランドパーク（隠岐の島町）</b></p> </div> <div data-bbox="1605 900 2558 1255">  </div> <p data-bbox="1881 1255 2279 1287" style="text-align: center;"><b>写真- 1.9 多様な海岸利用の事例</b></p>

頁	現行計画（平成 29 年 3 月）	改定素案
25	<p>※【参考：ユニバーサルデザインに配慮した海岸づくりとは】</p> <p><u>概念</u> 「ユニバーサルデザイン」は、より多くの人たちが利用しやすい施設や環境を整備する考え方であり、主に高齢者や障がい者を対象とした「バリアフリー」に代わる概念として提唱されたものである。また、“多くの方に使いやすいもの（環境）を作ろう”というユニバーサルデザインの思想には『心の優しさや思いやり』が根本にある。</p> <p><u>海岸保全施設や環境整備における留意点</u> 島根県においては、平成 19 年に「ユニバーサルデザイン推進指針」が策定されている。 海岸保全施設の整備においても、上記指針や取り組みを参考としつつ、可能な限りユニバーサルデザインに配慮していくことが重要である。 一方、例えば、優れた景観を有する海岸の保全や施設整備において、ユニバーサルデザインにこだわり過ぎて、防護を基本とした本来の目的やその魅力を著しく失うようなことになっては意味がない。 そのため、(周辺も含めた自然環境や利用形態などの) 海岸特性と施設整備の目的とを勘案し、地元住民や利用者の方々との合意形成を図ったうえで、可能な限りユニバーサルデザインの考え方に則った施設整備の実施が肝要となる。</p> <p><u>海岸保全施設や環境整備における具体例</u> 海岸利用者に対するユニバーサルデザイン配慮の具体例としては以下のものが挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ (外国から来た方や子供達に配慮した) 海岸案内板や避難表示板</li> <li>➤ (子供達の遊び場、環境学習の場にもなる) タイドプール※の併設 ※干潮時に出現する潮だまり</li> </ul> <p>以下は、「ユニバーサルデザイン」の考えのもとで「バリアフリー」に対応した事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ (車いす利用者や高齢者が使い易い) 浜へのアクセス道</li> <li>➤ (色覚障がいのある方に配慮した) 配色を採用した案内板や表示板</li> <li>➤ (車いす利用者に配慮した) ビーチマットの敷設</li> </ul>	<p>※【参考：ユニバーサルデザインに配慮した海岸づくりとは】</p> <p><u>概念</u> 「ユニバーサルデザイン」は、より多くの人たちが利用しやすい施設や環境を整備する考え方であり、主に高齢者や障がい者を対象とした「バリアフリー」に代わる概念として提唱されたものである。また、“多くの方に使いやすいもの（環境）を作ろう”というユニバーサルデザインの思想には『心の優しさや思いやり』が根本にある。</p> <p><u>海岸保全施設や環境整備における留意点</u> 島根県においては、平成 19 年に「ユニバーサルデザイン推進指針」が策定されている。 海岸保全施設の整備においても、上記指針や取り組みを参考としつつ、可能な限りユニバーサルデザインに配慮していくことが重要である。 一方、例えば、優れた景観を有する海岸の保全や施設整備において、ユニバーサルデザインにこだわり過ぎて、防護を基本とした本来の目的やその魅力を著しく失うようなことになっては意味がない。 そのため、(周辺も含めた自然環境や利用形態などの) 海岸特性と施設整備の目的とを勘案し、地元住民や利用者の方々との合意形成を図ったうえで、可能な限りユニバーサルデザインの考え方に則った施設整備の実施が肝要となる。</p> <p><u>海岸保全施設や環境整備における具体例</u> 海岸利用者に対するユニバーサルデザイン配慮の具体例としては以下のものが挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ (外国から来た方や子供達に配慮した) 海岸案内板や避難表示板</li> <li>➤ (子供達の遊び場、環境学習の場にもなる) タイドプール※の併設 ※干潮時に出現する潮だまり</li> </ul> <p>以下は、「ユニバーサルデザイン」の考えのもとで「バリアフリー」に対応した事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ (車いす利用者や高齢者が使い易い) 浜へのアクセス道</li> <li>➤ (色覚障がいのある方に配慮した) 配色を採用した案内板や表示板</li> <li>➤ (車いす利用者に配慮した) ビーチマットの敷設</li> </ul>

海岸の観光利用の実態として、海岸別の観光入込客の延べ人数を以下に示す。  
 隠岐沿岸で最も観光入込客が多いのは西郷漁港海岸（隠岐の島町）であり、2.5～3.0 万人／年である。西郷漁港海岸は七類港との定期船が就航する海の玄関口であるためと考えられる。一方、島前側の海の玄関口である菱浦漁港海岸（海士町）をはじめ、他の海岸においては観光入込客が 1 万人／年に満たない状況が続いている。  
 隠岐沿岸の海岸利用（観光）に関連する近年の社会動向としては、「環境省 国立公園満喫プロジェクト 先行的・集中的フィールド」への指定、「世界ジオパーク」認定、「日本ジオパーク」再認定が挙げられ、利用客増加の好材料になるものと考えられる。  
 前述のとおり、隠岐沿岸には希少価値の高い優れた自然環境、海岸景勝地が存在し、島根景観賞も多数受賞していることから、観光施策と十分に連携した施設整備や維持管理が重要といえる。

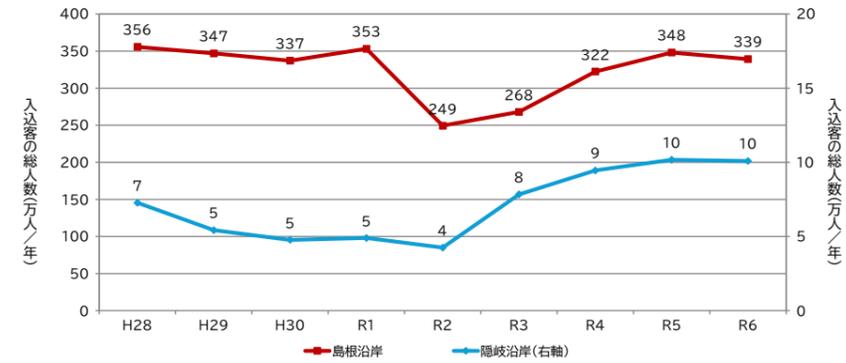


資料) 隠岐沿岸の全海岸のうち、観光動態調査（島根県観光振興課）の対象海岸※を整理対象海岸内の海水浴場を併記

※) 以下の3つの要件を満たす場所および（公社）日本観光振興協会刊行「全国観光統計基準」による地点を追加  
 ①非日常利用が多いこと、②入込客数が適切に把握できること、③前年の入込客数が年間 1 万人以上、もしくは前年の特定月の入込客数が 5 千人以上であること

図-1.12 観光入込客の延べ人数（海岸別の集計結果）

海岸の観光利用の実態として、隠岐沿岸の観光入込客数の推移をみると、令和 2 年以降に増加傾向に転じ、令和 6 年の観光入込客数は約 10.1 万人となっており、多くの利用者が訪れている。



※ 島根沿岸・隠岐沿岸：平成 28 年～令和 6 年の期間、島根県観光動態調査結果に調査地点が継続して掲載されている沿岸部の観光地点を対象に集計

図-1.24 観光入込客数の推移

海岸別の観光入込客の延べ人数をみると、七類港との定期船が就航する海の玄関口である西郷漁港海岸（西郷お魚センターりょうばなど）が突出して多く、令和 3 年以降は 6 万人～7.5 万人となっている。

一方、島前側の海の玄関口である菱浦漁港海岸（海士町）をはじめとした他の海岸においては、観光入込客が 1 万人／年に満たない状況が続いている。

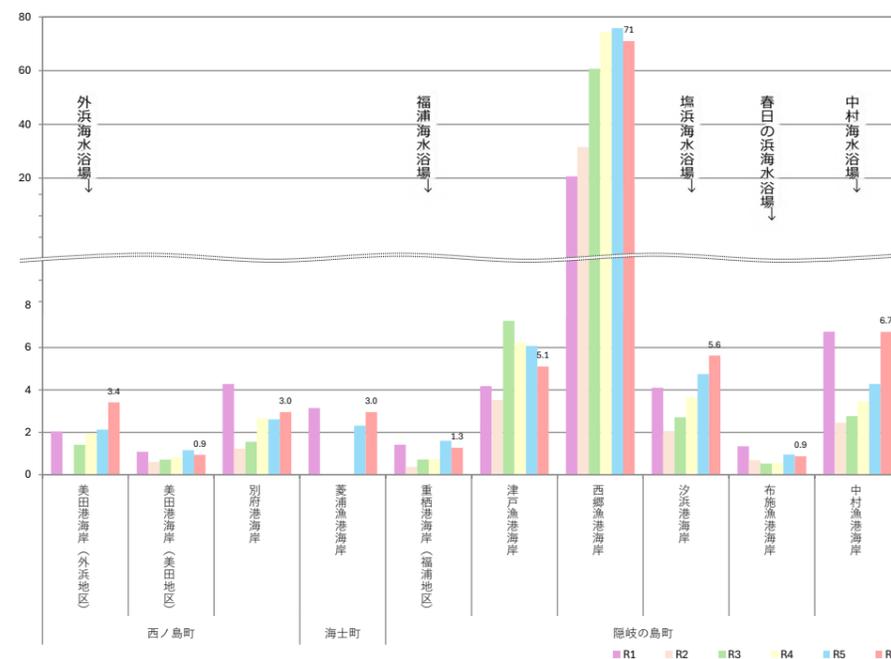
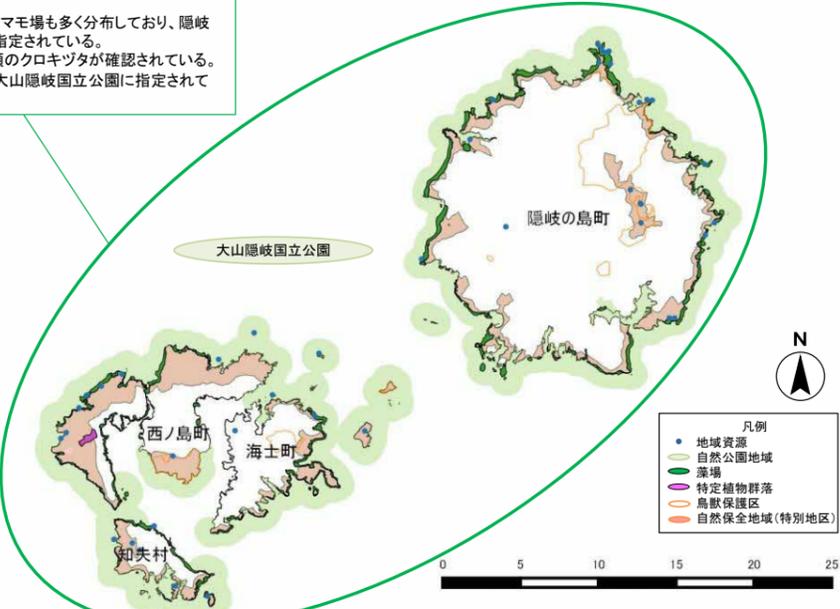
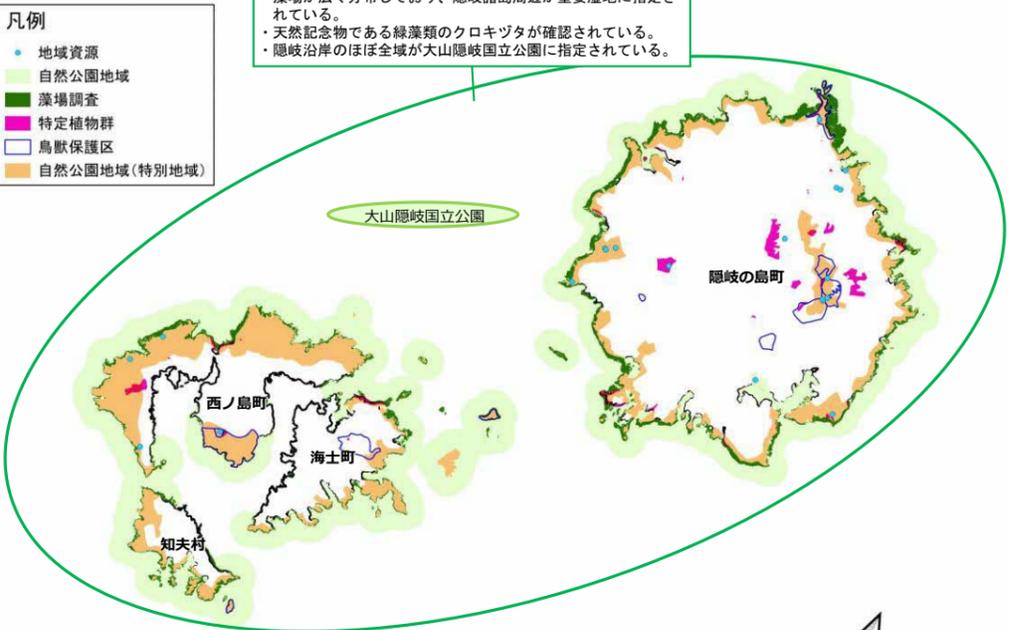
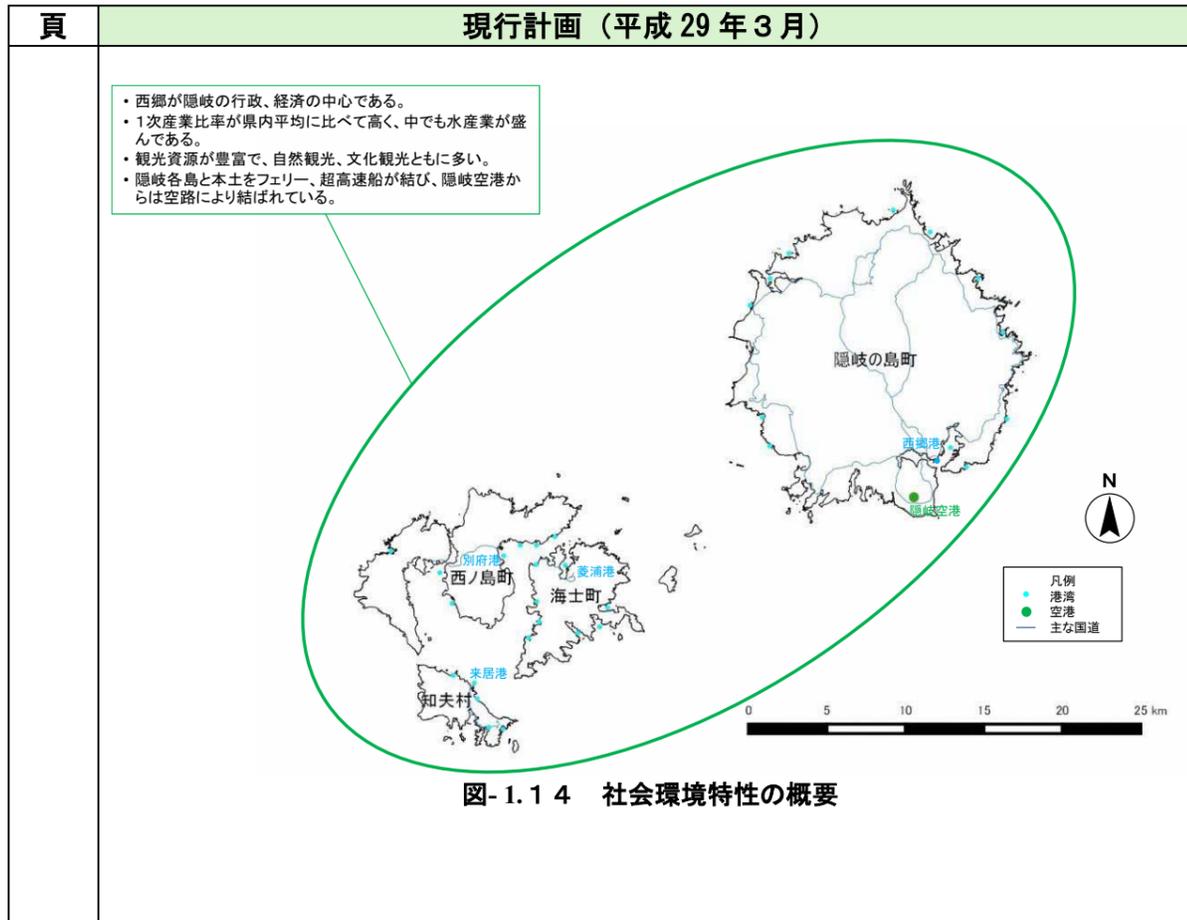
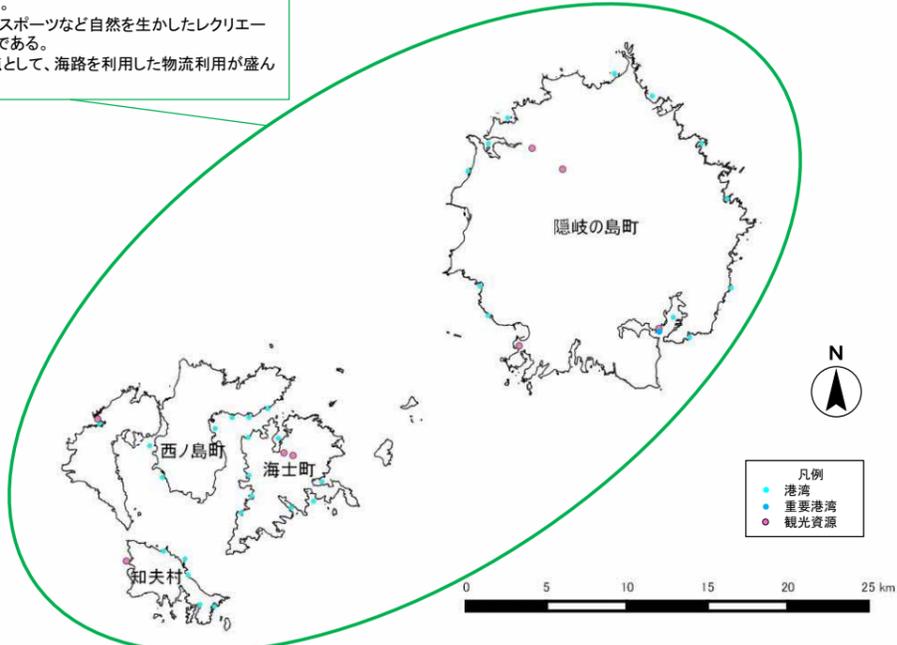
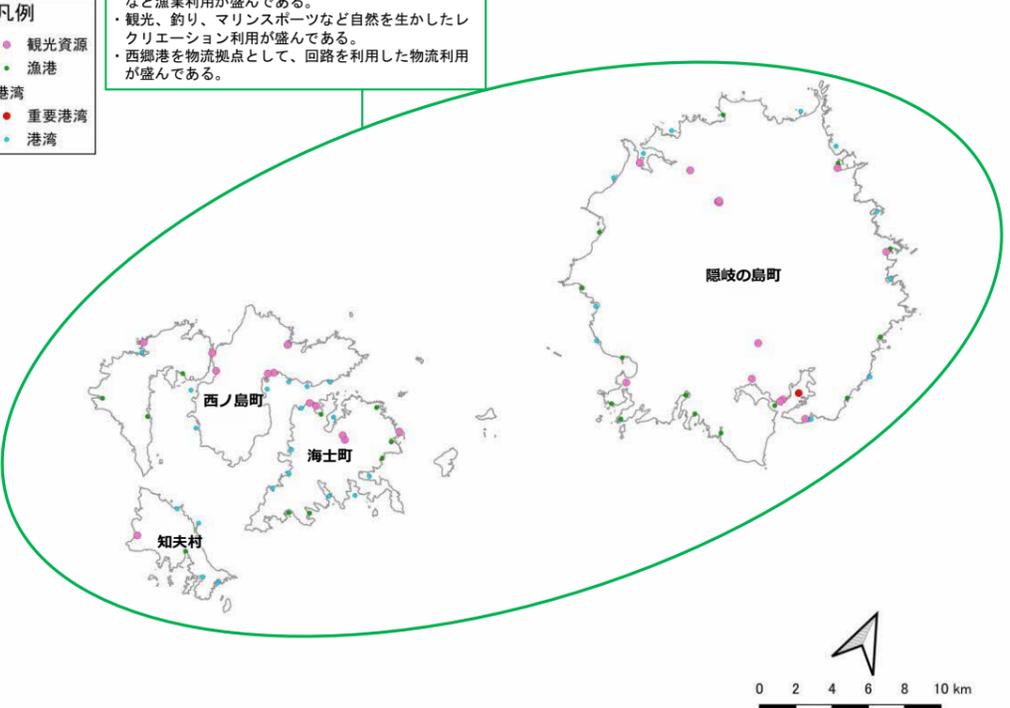
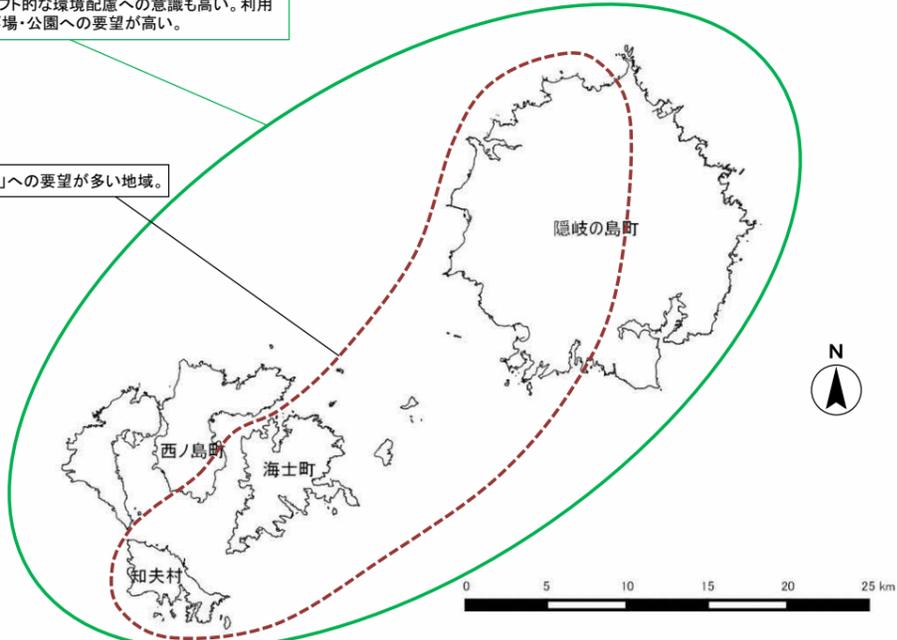


図-1.25 海岸別の観光入込客数

頁	現行計画（平成 29 年 3 月）	改定素案
27	<p>（２）安全で適正な海岸利用の確保</p> <p>誰もが快適に海岸を利用するため、利用者が他の迷惑になる行為や海岸環境に悪影響を及ぼす行為を自粛するといったマナー、モラルの向上が必要である。これらの啓発を図るとともに、（案内板等を含む）海岸保全の関連施設に落書きする等の迷惑行為に対する取り締まりを強化する。</p>	<p>（２）安全で適正な海岸利用の確保</p> <p>誰もが快適に海岸を利用するため、利用者が他の迷惑になる行為や海岸環境に悪影響を及ぼす行為を自粛するといったマナー、モラルの向上が必要である。これらの啓発を図るとともに、（案内板等を含む）海岸保全の関連施設に落書きする等の迷惑行為に対する取り締まりを強化する。</p>
	<p>（３）地域と連携した海岸愛護活動</p> <p>現在ある美しい海岸は、地元住民やボランティアによる海岸清掃を中心とする海岸愛護活動によって維持されている。こういった海岸愛護活動は海岸環境に対する意識の向上の面からも重要であり、これらの活動の広がりや海岸利用のモラルの向上にもつながることから、可能な限りの支援を行っていく。</p>	<p>（３）地域と連携した海岸愛護活動</p> <p>現在ある美しい海岸は、地元住民やボランティアによる海岸清掃を中心とする海岸愛護活動によって維持されている。こういった海岸愛護活動は海岸環境に対する意識の向上の面からも重要であり、これらの活動の広がりや海岸利用のモラルの向上にもつながることから、可能な限りの支援を行っていく。</p>
28	<p>3-4 ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針</p> <p>3-4-1 ゾーン区分</p> <p>隠岐沿岸は、海岸線延長が約 465km と長く、地形や利用状況、住民意識などの特性が地域によって変化することが考えられる。このため、隠岐沿岸を、自然環境特性、社会環境特性、海岸特性、利用特性および住民意識の 5 つの特性に着目して整理を行った。</p> <p>以降に、その概要を示すが、5 つの特性を総合的に勘案すると、隠岐沿岸は、地域による特性の違いが大きくないため、ゾーン区分を行わないこととした。</p>	<p>3-4 ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針</p> <p>3-4-1 ゾーン区分</p> <p>隠岐沿岸は、海岸線延長が約 470km と長く、地形や利用状況、<del>住民意識</del>などの特性が地域によって変化することが考えられる。このため、隠岐沿岸を、自然環境特性、社会環境特性、海岸特性、利用特性の 4 つの特性に着目して整理を行った。</p> <p>以降に、その概要を示すが、4 つの特性を総合的に勘案すると、隠岐沿岸は、地域による特性の違いが大きくないため、ゾーン区分を行わないこととした。</p>
	<div data-bbox="439 1031 857 1188" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複雑な岩礁絶壁が続き、砂浜海岸は少ない。</li> <li>・季節風が吹き付ける北西部海岸では、海食崖や海食台が見られる。</li> <li>・藻場はガラモ場以外にアマモ場も多く分布しており、隠岐諸島周辺が重要湿地に指定されている。</li> <li>・天然記念物である緑藻類のクロキツタが確認されている。</li> <li>・隠岐沿岸のほぼ全域が大山隠岐国立公園に指定されている。</li> </ul> </div>  <p style="text-align: center;">図-1.13 自然環境特性の概要</p>	<div data-bbox="1834 1031 2267 1167" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複雑な岩礁絶壁が続き、砂浜海岸は少ない。</li> <li>・季節風が吹き付ける北西部海岸では海食崖や海食台が見られる。</li> <li>・藻場が広く分布しており、隠岐諸島周辺が重要湿地に指定されている。</li> <li>・天然記念物である緑藻類のクロキツタが確認されている。</li> <li>・隠岐沿岸のほぼ全域が大山隠岐国立公園に指定されている。</li> </ul> </div>  <p style="text-align: center;">図-1.26 自然環境特性の概要</p>



頁	現行計画（平成 29 年 3 月）	改定素案
	<p> <ul style="list-style-type: none"> <li>複雑な海岸地形を利用した漁港・港湾が沿岸一帯に多数存在し、沿岸漁業、内湾の静穏水域には養殖業など漁業利用が盛んである。</li> <li>観光、釣り、マリンスポーツなど自然を生かしたレクリエーション利用が盛んである。</li> <li>西郷港を物流拠点として、海路を利用した物流利用が盛んである。</li> </ul> </p>  <p style="text-align: center;"><b>図- 1.16 利用特性の概要</b></p>	<p> <ul style="list-style-type: none"> <li>複雑な海岸地形を利用した漁港・港湾が沿岸一帯に多数存在し、沿岸漁業、内湾の静穏水域には養殖業など漁業利用が盛んである。</li> <li>観光、釣り、マリンスポーツなど自然を生かしたレクリエーション利用が盛んである。</li> <li>西郷港を物流拠点として、回路を利用した物流利用が盛んである。</li> </ul> </p>  <p style="text-align: center;"><b>図-1.29 利用特性の概要</b></p>
	<p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全に対する意識及び災害への危機感が高い地域</li> <li>また、環境保全に配慮した上での防護面・利用面の整備と、モラルの向上等ソフト的な環境配慮への意識も高い。利用面では安全な遊び場・公園への要望が高い。</li> </ul> </p> <p>「海水浴場など砂浜」への要望が多い地域。</p>  <p style="text-align: center;"><b>図- 1.17 住民意識の概要</b></p>	<p>○住民意識 … 平成 13 年の調査となっており削除</p>

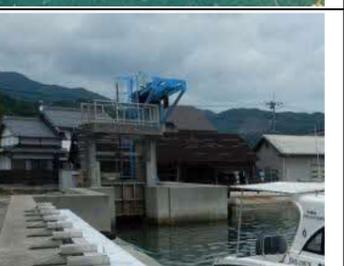
頁	現行計画（平成 29 年 3 月）	改定素案
		<p><b>3-4-2 ゾーン毎の基本方針</b>            隠岐沿岸は、地域全体を一つのゾーンとして、以下のような基本方針を示す。</p> <p><b>[防護]</b>            ○集落、農地において、高潮（越波等）又は津波による被害を受ける海岸については、高潮・津波対策を推進する。            ○砂浜海岸は限られているが、侵食傾向の海岸については、侵食対策を推進する。            ○過去に津波被害を受けており、緊急時の避難体制や情報管理といったソフト面における防災体制の充実に努める。</p> <p><b>[環境]</b>            ○全域が大山隠岐国立公園に指定されており、その優れた景観の保全に配慮する。            ○藻場などの貴重な植生の保全に配慮する。</p> <p><b>[利用]</b>            ○島外からの利用者を含めた幅広い利用者に対して、マナー、モラルの向上に向けた啓発活動を進める。</p>

頁	現行計画（平成29年3月）	改定素案
34	<p data-bbox="433 222 1240 262"><b>第2編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項</b></p> <p data-bbox="433 289 1240 329"><b>第1章 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項</b></p> <p data-bbox="433 333 1516 401">海岸保全施設の新設又は改良にあたっては、防護・環境・利用面からの施設整備、海岸従事者の安全性確保、施設の長寿命化等の観点から以下を基本的な配慮事項とする。</p> <p data-bbox="433 438 655 474"><b>安全な海岸の整備</b></p> <ul data-bbox="457 478 1516 831" style="list-style-type: none"> <li>➤ 線的防護方式から、防護のみならず環境や利用の面からも優れた面的防護方式への転換をより一層推進</li> <li>➤ 高潮・津波等に対する施設整備を進め、(必要に応じて)施設を複合的かつ効果的に組み合わせた対策を推進</li> <li>➤ 設計の防護目標を超える高潮・津波等の作用に対し、「緑の防潮堤」等の施設の粘り強さを発揮するための多様な構造を背後地の状況等を考慮して推進</li> <li>➤ 水門・陸閘等の統廃合又は常時閉鎖を推進。自動化・遠隔操作化の取組を計画的に進めて現場操作員の安全又は利用者の利便性を確保</li> <li>➤ 構造物によらない土砂移動制御も含めた総合的土砂管理による侵食対策の推進</li> <li>➤ 施設の機能、背後地の重要度等を考慮し、(必要に応じて)耐震性の強化を推進</li> </ul> <p data-bbox="433 877 715 913"><b>自然豊かな海岸の整備</b></p> <ul data-bbox="457 917 1486 1058" style="list-style-type: none"> <li>➤ 各海岸の有する自然特性に応じた海岸保全施設の整備を推進</li> <li>➤ 防護・環境・利用の3役を担える「砂浜」の保全と回復を主体とした整備の推進</li> <li>➤ 自然環境の保全、海岸景観に配慮した施設整備の推進</li> <li>➤ 多様な生物の生息・生育の場となり得る「離岸堤や人工リーフ等」整備の推進</li> </ul> <p data-bbox="433 1094 715 1129"><b>親しまれる海岸の整備</b></p> <ul data-bbox="457 1134 1418 1274" style="list-style-type: none"> <li>➤ 海岸利用上の利便性や地域社会の生活環境の向上に配慮した施設の工夫</li> <li>➤ 特に、海辺への円滑なアクセスが可能な構造への配慮</li> <li>➤ だれもが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した海岸づくりの推進</li> <li>➤ 既存施設を環境や利用に配慮した施設に変化させていく取り組みの推進</li> </ul>	<p data-bbox="1540 222 2347 262"><b>第2編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項</b></p> <p data-bbox="1540 289 2347 329"><b>第1章 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項</b></p> <p data-bbox="1540 333 2629 401">海岸保全施設の新設又は改良にあたっては、防護・環境・利用面からの施設整備、海岸従事者の安全性確保、施設の長寿命化等の観点から以下を基本的な配慮事項とする。</p> <p data-bbox="1540 438 1762 474"><b>安全な海岸の整備</b></p> <ul data-bbox="1564 478 2623 867" style="list-style-type: none"> <li>➤ 線的防護方式から、防護のみならず環境や利用の面からも優れた面的防護方式への転換をより一層推進</li> <li>➤ 高潮・津波等に対する施設整備を進め、(必要に応じて)施設を複合的かつ効果的に組み合わせた対策を推進</li> <li>➤ 設計の防護目標を超える高潮・津波等の作用に対し、「緑の防潮堤」等の施設の粘り強さを発揮するための多様な構造を背後地の状況等を考慮して推進</li> <li>➤ 水門・陸閘等の統廃合又は常時閉鎖を推進。自動化・遠隔操作化の取組を計画的に進めて現場操作員の安全又は利用者の利便性を確保</li> <li>➤ 構造物によらない土砂移動制御も含めた総合的土砂管理及び予測を重視した順応的砂浜管理による侵食対策の推進</li> <li>➤ 施設の機能、背後地の重要度等を考慮し、(必要に応じて)耐震性の強化を推進</li> </ul> <p data-bbox="1540 913 1822 949"><b>自然豊かな海岸の整備</b></p> <ul data-bbox="1564 953 2614 1163" style="list-style-type: none"> <li>➤ 各海岸の有する自然特性に応じた海岸保全施設の整備を推進</li> <li>➤ 防護・環境・利用において多様な役割を担う「砂浜」の保全と回復を主体とした整備の推進</li> <li>➤ 自然環境の保全、海岸景観に配慮した施設整備の推進</li> <li>➤ 多様な生物の生息・生育の場となり得る「離岸堤や潜堤、人工リーフ等」整備の推進</li> </ul> <p data-bbox="1540 1199 1822 1234"><b>親しまれる海岸の整備</b></p> <ul data-bbox="1564 1239 2525 1379" style="list-style-type: none"> <li>➤ 海岸利用上の利便性や地域社会の生活環境の向上に配慮した施設の工夫</li> <li>➤ 特に、海辺への円滑なアクセスが可能な構造への配慮</li> <li>➤ だれもが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した海岸づくりの推進</li> <li>➤ 既存施設を環境や利用に配慮した施設に変化させていく取り組みの推進</li> </ul>

頁	現行計画（平成 29 年 3 月）	改定素案								
35	<p><b>1-1 海岸保全施設を整備しようとする区域</b></p> <p>「第 1 編 3-1-2 防護面の目標」で定めた防護すべき地域のうち、高潮、侵食に対する対策が必要な海岸は、以下の 8 海岸である。</p> <p>なお、「第 1 編 3-1-2 防護面の目標」で示したように、発生頻度の高いレベル 1 津波に対する設計津波高よりも設計高潮高が高い傾向にある。そのため、津波対策よりも高潮・海岸侵食への対応を優先的に実施していく。</p>	<p><b>1-1 海岸保全施設を整備しようとする区域</b></p> <p><b>(1) 整備しようとする区域の考え方</b></p> <p>「第 1 編 3-1-2 防護面の目標」で定めた防護すべき地域や防護目標を踏まえると、気候変動による海面上昇や潮位偏差の強大化等により、高潮や津波、侵食に対する対策が必要な海岸が大きく増加することとなる。</p> <p>一方、現在の海面水位や外力に基づいて想定される高潮や津波等に対して対策が必要な海岸で既に設計等に着手している海岸もあることから、これについては優先的に整備を進めるものとする。</p> <p>また、今後整備等に着手する海岸については、将来にわたって安全性を確保するため、気候変動を踏まえた防護水準に基づき整備を行うものとし、整備にあたっては、施設の規模や期待される被害の軽減効果、背後地の状況（人口や重要な施設の立地等）、地元との合意形成の状況等を踏まえながら、効率的に実施していく。</p>								
		<p><b>【参考】</b></p> <p>堤防又は護岸がある 50 の海岸を対象に、現況の堤防高（下限高）と将来気候において必要な堤防の高さを比較した。なお、必要な堤防高さは代表的な場所で算出しているものであること、下限高の背後地の状況等は踏まえていないことから、海岸ごとに精査する必要がある。</p> <p>試算結果として、将来気候において堤防高が不足する海岸数は 39 海岸となる。</p> <p><b>表-2.1 対策が必要な海岸（隠岐沿岸）</b></p> <table border="1" data-bbox="1543 1008 2611 1144"> <thead> <tr> <th></th> <th>将来気候</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>十分な堤防等の高さを満足している海岸<sup>※1</sup></td> <td>11 海岸</td> </tr> <tr> <td>高潮又は津波対策として堤防等の高さが不足している海岸<sup>※2</sup></td> <td>39 海岸</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>50 海岸</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 現況の堤防高さの下限値&gt;「高潮対策に必要な堤防高さ（必要天端高<sup>※3</sup>）と津波対策として必要な堤防高さ（設計津波水位）の高い方」</p> <p>※2 現況の堤防高さの下限値&lt;「高潮対策に必要な堤防高さ（必要天端高）と津波対策として必要な堤防高さ（設計津波水位）の高い方」</p> <p>※3 高潮対策としての必要天端高さは、既設の海岸保全施設による波浪低減効果を見込んで算出</p>		将来気候	十分な堤防等の高さを満足している海岸 <sup>※1</sup>	11 海岸	高潮又は津波対策として堤防等の高さが不足している海岸 <sup>※2</sup>	39 海岸	合計	50 海岸
	将来気候									
十分な堤防等の高さを満足している海岸 <sup>※1</sup>	11 海岸									
高潮又は津波対策として堤防等の高さが不足している海岸 <sup>※2</sup>	39 海岸									
合計	50 海岸									

頁	現行計画（平成29年3月）	改定素案																																																																																										
	<p style="text-align: center;"><b>表-2.2 施設を新設・改良する予定の海岸一覧</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>海岸番号</th> <th>海岸名 (市町村名)</th> <th>所管</th> <th>背後地</th> <th>整備計画※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>大久漁港海岸 (隠岐の島町)</td> <td>農林水産省水産庁</td> <td>住宅地</td> <td>護岸等</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>西郷港海岸 (隠岐の島町)</td> <td>国土交通省港湾局</td> <td>住宅地、農地、山林</td> <td>護岸等</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>都万漁港海岸 (隠岐の島町)</td> <td>農林水産省水産庁</td> <td>住宅地、山林、観光地</td> <td>沖合消波施設</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>中村漁港海岸 (隠岐の島町)</td> <td>農林水産省水産庁</td> <td>住宅地、山林</td> <td>護岸等</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>御波港海岸 (海士町)</td> <td>国土交通省港湾局</td> <td>住宅地、山林</td> <td>護岸等</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>美田港海岸 (西ノ島町)</td> <td>国土交通省港湾局</td> <td>住宅地、農地、山林</td> <td>護岸等 沖合消波施設</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>別府港海岸 (西ノ島町)</td> <td>国土交通省港湾局</td> <td>住宅地、山林</td> <td>護岸等 沖合消波施設</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>波止港海岸 (西ノ島町)</td> <td>国土交通省港湾局</td> <td>住宅地、山林</td> <td>護岸等 沖合消波施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>※護岸等：直立護岸、緩傾斜護岸、消波堤、養浜等  ※沖合消波施設：離岸堤、人工リーフ、潜堤</p>	海岸番号	海岸名 (市町村名)	所管	背後地	整備計画※	1	大久漁港海岸 (隠岐の島町)	農林水産省水産庁	住宅地	護岸等	2	西郷港海岸 (隠岐の島町)	国土交通省港湾局	住宅地、農地、山林	護岸等	3	都万漁港海岸 (隠岐の島町)	農林水産省水産庁	住宅地、山林、観光地	沖合消波施設	4	中村漁港海岸 (隠岐の島町)	農林水産省水産庁	住宅地、山林	護岸等	5	御波港海岸 (海士町)	国土交通省港湾局	住宅地、山林	護岸等	6	美田港海岸 (西ノ島町)	国土交通省港湾局	住宅地、農地、山林	護岸等 沖合消波施設	7	別府港海岸 (西ノ島町)	国土交通省港湾局	住宅地、山林	護岸等 沖合消波施設	8	波止港海岸 (西ノ島町)	国土交通省港湾局	住宅地、山林	護岸等 沖合消波施設	<p style="text-align: center;"><b>表-2.2 施設を新設・改良する予定の海岸一覧</b></p> <p style="color: red;">(2) 海岸保全施設の整備を行う海岸</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>海岸番号</th> <th>海岸名 (市町村名)</th> <th>所管</th> <th>背後地</th> <th>整備計画※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>大久漁港海岸 (隠岐の島町)</td> <td>農林水産省水産庁</td> <td>住宅地</td> <td>護岸等</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">2</td> <td style="color: red;"><del>西郷港海岸 (隠岐の島町)</del></td> <td style="color: red;">国土交通省港湾局</td> <td style="color: red;"><del>住宅地、農地、山林</del></td> <td style="color: red;">護岸等</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>都万漁港海岸 (隠岐の島町)</td> <td>農林水産省水産庁</td> <td>住宅地、山林、観光地</td> <td>沖合消波施設</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>中村漁港海岸 (隠岐の島町)</td> <td>農林水産省水産庁</td> <td>住宅地、山林</td> <td>護岸等</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>御波港海岸 (海士町)</td> <td>国土交通省港湾局</td> <td>住宅地、山林</td> <td>護岸等</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>美田港海岸 (西ノ島町)</td> <td>国土交通省港湾局</td> <td>住宅地、農地、山林</td> <td>護岸等 沖合消波施設</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">7</td> <td style="color: red;"><del>別府港海岸 (西ノ島町)</del></td> <td style="color: red;">国土交通省港湾局</td> <td style="color: red;"><del>住宅地、山林</del></td> <td style="color: red;">護岸等 沖合消波施設</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>波止港海岸 (西ノ島町)</td> <td>国土交通省港湾局</td> <td>住宅地、山林</td> <td>護岸等 沖合消波施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>※護岸等：直立護岸、緩傾斜護岸、消波堤、養浜等  ※沖合消波施設：離岸堤、人工リーフ、潜堤</p>	海岸番号	海岸名 (市町村名)	所管	背後地	整備計画※	1	大久漁港海岸 (隠岐の島町)	農林水産省水産庁	住宅地	護岸等	2	<del>西郷港海岸 (隠岐の島町)</del>	国土交通省港湾局	<del>住宅地、農地、山林</del>	護岸等	2	都万漁港海岸 (隠岐の島町)	農林水産省水産庁	住宅地、山林、観光地	沖合消波施設	3	中村漁港海岸 (隠岐の島町)	農林水産省水産庁	住宅地、山林	護岸等	4	御波港海岸 (海士町)	国土交通省港湾局	住宅地、山林	護岸等	5	美田港海岸 (西ノ島町)	国土交通省港湾局	住宅地、農地、山林	護岸等 沖合消波施設	7	<del>別府港海岸 (西ノ島町)</del>	国土交通省港湾局	<del>住宅地、山林</del>	護岸等 沖合消波施設	6	波止港海岸 (西ノ島町)	国土交通省港湾局	住宅地、山林	護岸等 沖合消波施設
海岸番号	海岸名 (市町村名)	所管	背後地	整備計画※																																																																																								
1	大久漁港海岸 (隠岐の島町)	農林水産省水産庁	住宅地	護岸等																																																																																								
2	西郷港海岸 (隠岐の島町)	国土交通省港湾局	住宅地、農地、山林	護岸等																																																																																								
3	都万漁港海岸 (隠岐の島町)	農林水産省水産庁	住宅地、山林、観光地	沖合消波施設																																																																																								
4	中村漁港海岸 (隠岐の島町)	農林水産省水産庁	住宅地、山林	護岸等																																																																																								
5	御波港海岸 (海士町)	国土交通省港湾局	住宅地、山林	護岸等																																																																																								
6	美田港海岸 (西ノ島町)	国土交通省港湾局	住宅地、農地、山林	護岸等 沖合消波施設																																																																																								
7	別府港海岸 (西ノ島町)	国土交通省港湾局	住宅地、山林	護岸等 沖合消波施設																																																																																								
8	波止港海岸 (西ノ島町)	国土交通省港湾局	住宅地、山林	護岸等 沖合消波施設																																																																																								
海岸番号	海岸名 (市町村名)	所管	背後地	整備計画※																																																																																								
1	大久漁港海岸 (隠岐の島町)	農林水産省水産庁	住宅地	護岸等																																																																																								
2	<del>西郷港海岸 (隠岐の島町)</del>	国土交通省港湾局	<del>住宅地、農地、山林</del>	護岸等																																																																																								
2	都万漁港海岸 (隠岐の島町)	農林水産省水産庁	住宅地、山林、観光地	沖合消波施設																																																																																								
3	中村漁港海岸 (隠岐の島町)	農林水産省水産庁	住宅地、山林	護岸等																																																																																								
4	御波港海岸 (海士町)	国土交通省港湾局	住宅地、山林	護岸等																																																																																								
5	美田港海岸 (西ノ島町)	国土交通省港湾局	住宅地、農地、山林	護岸等 沖合消波施設																																																																																								
7	<del>別府港海岸 (西ノ島町)</del>	国土交通省港湾局	<del>住宅地、山林</del>	護岸等 沖合消波施設																																																																																								
6	波止港海岸 (西ノ島町)	国土交通省港湾局	住宅地、山林	護岸等 沖合消波施設																																																																																								
36	<p><b>1-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置</b></p> <p><b>(1) 海岸保全施設の種類</b>  整備する海岸保全施設は、設定した防護目標のもと、海象や地形等の各種条件、景観、背後地の利用形態、周辺の整備内容等を総合的に判断して決定するものとする。  主要な海岸保全施設の種類（特徴と事例）を表-2.3～表-2.4に示す。</p>	<p><b>1-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置</b></p> <p><b>(1) 海岸保全施設の種類</b>  整備する海岸保全施設は、設定した防護目標のもと、海象や地形等の各種条件、景観、背後地の利用形態、周辺の整備内容等を総合的に判断して決定するものとする。  主要な海岸保全施設の種類（特徴と事例）を表-2.3～表-2.4に示す。</p>																																																																																										
	<p><b>(2) 海岸保全施設の規模</b>  海岸保全施設は、整備地区毎に施設延長及び代表天端高を定める。代表天端高は、各地区単独、又は複数地区にまたがり、標準的な海岸保全施設を想定して設定する。設定にあたっては、必要に応じて周辺海岸の施設整備内容との調整を図る。</p>	<p><b>(2) 海岸保全施設の規模</b>  海岸保全施設は、整備地区毎に施設延長及び代表天端高を定める。代表天端高は、各地区単独、又は複数地区にまたがり、標準的な海岸保全施設を想定して設定する。設定にあたっては、必要に応じて周辺海岸の施設整備内容との調整を図る。</p>																																																																																										

頁	現行計画（平成 29 年 3 月）	改定素案																																										
37	<p data-bbox="439 224 765 254"><b>（３）海岸保全施設の配置</b></p> <p data-bbox="439 260 1516 359">海岸保全施設の配置は、受益地域とその地域の実情を考慮して設定する。設定にあたっては、防護が必要な地域及び背後地の利用状況、さらには海岸の利用面・環境面に配慮して適切に行う。</p> <p data-bbox="685 401 1249 430" style="text-align: center;"><b>表-2.3 各施設の特徴と写真の一覧表（その１）</b></p> <table border="1" data-bbox="439 430 1516 1843"> <thead> <tr> <th data-bbox="439 430 715 472">施設の種類</th> <th data-bbox="715 430 1121 472">整備目的、効果</th> <th data-bbox="1121 430 1516 472">整備事例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="439 472 715 724">（緩傾斜構造を含む） 堤防</td> <td data-bbox="715 472 1121 724">海水の侵入を防止するとともに、陸地が侵食されるのを防止する施設</td> <td data-bbox="1121 472 1516 724"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="439 724 715 947">（緩傾斜構造を含む） 護岸</td> <td data-bbox="715 724 1121 947">陸地が侵食されるのを直接防止する施設</td> <td data-bbox="1121 724 1516 947"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="439 947 715 1199">胸壁</td> <td data-bbox="715 947 1121 1199">利用上の制約から海岸線付近に堤防・護岸等を設置することが困難な場合に海水の侵入を防止する施設</td> <td data-bbox="1121 947 1516 1199"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="439 1199 715 1409">（ヘッドランド含む） 突堤</td> <td data-bbox="715 1199 1121 1409">海岸から海に突き出た形に築いた構造物。海岸に平行した流れによる砂の移動を止める施設</td> <td data-bbox="1121 1199 1516 1409"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="439 1409 715 1619">離岸堤</td> <td data-bbox="715 1409 1121 1619">海岸から少し沖に海岸線とほぼ平行に築いた構造物。波を直接ぶつけて弱めるもので、上部が海面上に現れている施設</td> <td data-bbox="1121 1409 1516 1619"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="439 1619 715 1843">（消波工含む） 消波堤</td> <td data-bbox="715 1619 1121 1843">汀線(ていせん・波打ちぎわ)に沿って連続または不連続に築いた構造物。波を低減する効果がある施設</td> <td data-bbox="1121 1619 1516 1843"></td> </tr> </tbody> </table>	施設の種類	整備目的、効果	整備事例	（緩傾斜構造を含む） 堤防	海水の侵入を防止するとともに、陸地が侵食されるのを防止する施設		（緩傾斜構造を含む） 護岸	陸地が侵食されるのを直接防止する施設		胸壁	利用上の制約から海岸線付近に堤防・護岸等を設置することが困難な場合に海水の侵入を防止する施設		（ヘッドランド含む） 突堤	海岸から海に突き出た形に築いた構造物。海岸に平行した流れによる砂の移動を止める施設		離岸堤	海岸から少し沖に海岸線とほぼ平行に築いた構造物。波を直接ぶつけて弱めるもので、上部が海面上に現れている施設		（消波工含む） 消波堤	汀線(ていせん・波打ちぎわ)に沿って連続または不連続に築いた構造物。波を低減する効果がある施設		<p data-bbox="1546 224 1872 254"><b>（３）海岸保全施設の配置</b></p> <p data-bbox="1546 260 2623 359">海岸保全施設の配置は、受益地域とその地域の実情を考慮して設定する。設定にあたっては、防護が必要な地域及び背後地の利用状況、さらには海岸の利用面・環境面に配慮して適切に行う。</p> <p data-bbox="1792 401 2356 430" style="text-align: center;"><b>表-2.3 各施設の特徴と写真の一覧表（その１）</b></p> <table border="1" data-bbox="1546 430 2623 1879"> <thead> <tr> <th data-bbox="1546 430 1822 472">施設の種類</th> <th data-bbox="1822 430 2228 472">整備目的、効果</th> <th data-bbox="2228 430 2623 472">整備事例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1546 472 1822 724">堤防 <span style="color: red;">（緩傾斜構造を含む）</span></td> <td data-bbox="1822 472 2228 724">海水の侵入を防止するとともに、陸地が侵食されるのを防止する施設</td> <td data-bbox="2228 472 2623 724"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1546 724 1822 947">護岸 <span style="color: red;">（緩傾斜構造を含む）</span></td> <td data-bbox="1822 724 2228 947">陸地が侵食されるのを直接防止する施設</td> <td data-bbox="2228 724 2623 947"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1546 947 1822 1199">胸壁</td> <td data-bbox="1822 947 2228 1199">利用上の制約から海岸線付近に堤防・護岸等を設置することが困難な場合に海水の侵入を防止する施設</td> <td data-bbox="2228 947 2623 1199"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1546 1199 1822 1409">突堤 <span style="color: red;">（ヘッドランド含む）</span></td> <td data-bbox="1822 1199 2228 1409">海岸から海に突き出た形に築いた構造物。海岸に平行した流れによる砂の移動を止める施設</td> <td data-bbox="2228 1199 2623 1409"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1546 1409 1822 1619">離岸堤</td> <td data-bbox="1822 1409 2228 1619">海岸から少し沖に海岸線とほぼ平行に築いた構造物。波を直接ぶつけて弱めるもので、上部が海面上に現れている施設</td> <td data-bbox="2228 1409 2623 1619"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1546 1619 1822 1879">消波堤 <span style="color: red;">（消波工含む）</span></td> <td data-bbox="1822 1619 2228 1879">汀線(<span style="color: red;">ていせん・波打ちぎわ</span>)に沿って連続または不連続に築いた構造物。波を低減する効果がある施設</td> <td data-bbox="2228 1619 2623 1879"></td> </tr> </tbody> </table>	施設の種類	整備目的、効果	整備事例	堤防 <span style="color: red;">（緩傾斜構造を含む）</span>	海水の侵入を防止するとともに、陸地が侵食されるのを防止する施設		護岸 <span style="color: red;">（緩傾斜構造を含む）</span>	陸地が侵食されるのを直接防止する施設		胸壁	利用上の制約から海岸線付近に堤防・護岸等を設置することが困難な場合に海水の侵入を防止する施設		突堤 <span style="color: red;">（ヘッドランド含む）</span>	海岸から海に突き出た形に築いた構造物。海岸に平行した流れによる砂の移動を止める施設		離岸堤	海岸から少し沖に海岸線とほぼ平行に築いた構造物。波を直接ぶつけて弱めるもので、上部が海面上に現れている施設		消波堤 <span style="color: red;">（消波工含む）</span>	汀線( <span style="color: red;">ていせん・波打ちぎわ</span> )に沿って連続または不連続に築いた構造物。波を低減する効果がある施設	
施設の種類	整備目的、効果	整備事例																																										
（緩傾斜構造を含む） 堤防	海水の侵入を防止するとともに、陸地が侵食されるのを防止する施設																																											
（緩傾斜構造を含む） 護岸	陸地が侵食されるのを直接防止する施設																																											
胸壁	利用上の制約から海岸線付近に堤防・護岸等を設置することが困難な場合に海水の侵入を防止する施設																																											
（ヘッドランド含む） 突堤	海岸から海に突き出た形に築いた構造物。海岸に平行した流れによる砂の移動を止める施設																																											
離岸堤	海岸から少し沖に海岸線とほぼ平行に築いた構造物。波を直接ぶつけて弱めるもので、上部が海面上に現れている施設																																											
（消波工含む） 消波堤	汀線(ていせん・波打ちぎわ)に沿って連続または不連続に築いた構造物。波を低減する効果がある施設																																											
施設の種類	整備目的、効果	整備事例																																										
堤防 <span style="color: red;">（緩傾斜構造を含む）</span>	海水の侵入を防止するとともに、陸地が侵食されるのを防止する施設																																											
護岸 <span style="color: red;">（緩傾斜構造を含む）</span>	陸地が侵食されるのを直接防止する施設																																											
胸壁	利用上の制約から海岸線付近に堤防・護岸等を設置することが困難な場合に海水の侵入を防止する施設																																											
突堤 <span style="color: red;">（ヘッドランド含む）</span>	海岸から海に突き出た形に築いた構造物。海岸に平行した流れによる砂の移動を止める施設																																											
離岸堤	海岸から少し沖に海岸線とほぼ平行に築いた構造物。波を直接ぶつけて弱めるもので、上部が海面上に現れている施設																																											
消波堤 <span style="color: red;">（消波工含む）</span>	汀線( <span style="color: red;">ていせん・波打ちぎわ</span> )に沿って連続または不連続に築いた構造物。波を低減する効果がある施設																																											

頁	現行計画（平成 29 年 3 月）			改定素案		
38	表-2.4 各施設の特徴と写真の一覧表（その2）			表-2.4 各施設の特徴と写真の一覧表（その2）		
施設の種類	整備目的、効果	整備事例	施設の種類	整備目的、効果	整備事例	
潜堤・人工リーフ	海岸から少し沖に海岸線とほぼ平行に築いた人工的な暗礁。上部の幅をかなり広くとることで離岸堤と同じ効果がある施設		潜堤・人工リーフ	海岸から少し沖に海岸線とほぼ平行に築いた人工的な暗礁。上部の幅をかなり広くとることで離岸堤と同じ効果がある施設		
水門・樋門 排水機場	外水の侵入防止と内水の排水を行う機能を有する施設。自然排水能力に問題がある際は、排水機場も併設する		水門・樋門 排水機場	外水の侵入防止と内水の排水を行う機能を有する施設。自然排水能力に問題がある際は、排水機場も併設する		
陸開	前面の漁港・港湾・海浜等を利用するために車両や人が通行するために設置する施設。閉鎖時には堤防・護岸・胸壁の機能を有する		陸開	前面の漁港・港湾・海浜等を利用するために、車両や人が通行できるように設置する施設。閉鎖時には堤防・護岸・胸壁の機能を有する		
高潮防波堤 津波防波堤	高潮又は津波の侵入、低減に特化した海中構造物	県内に該当施設はない	高潮防波堤 津波防波堤	高潮又は津波の侵入、低減に特化した海中構造物	県内に該当施設はない	
(海岸管理者が指定した) 砂浜	来襲する波の砕波によってエネルギーを減衰させる効果があり、海岸線の堤防等の洗掘防止機能も期待される施設	県内に該当施設はない	海岸管理者が指定した砂浜	来襲する波の砕波によってエネルギーを減衰させる効果があり、海岸線の堤防等の洗掘防止機能も期待される施設	県内に該当施設はない	
(海岸管理者が指定した) 樹林	背後地の飛砂・飛沫の防止、低減を目的とし、景観の向上も期待される施設	県内に該当施設はない	海岸管理者が指定した樹林	背後地の飛砂・飛沫の防止、低減を目的とし、景観の向上も期待される施設	県内に該当施設はない	
閘門	水位（水面の高さ）が異なる水域を船舶がスムーズに往来できるように設置された施設	県内に該当施設はない	閘門	水位（水面の高さ）が異なる水域を船舶がスムーズに往来できるように設置された施設	県内に該当施設はない	

頁	現行計画（平成 29 年 3 月）	改定素案
		<p><b>1-3 海岸保全施設の計画的な整備</b></p> <p>気候変動による外力の変化は、様々な不確実性を有している中で、海岸保全施設の整備を手戻りなく、かつ、過剰な投資にならないように進めていくことが重要である。</p> <p>そのため、既存の堤防等の現行気候への対応で整備を行った海岸等において、将来気候に対応した再整備を行う際には、既存の堤防等を活かした嵩上げ等による対策を基本とする。</p> <p>また、将来気候に対応した堤防等の整備が、景観や環境、利用等に影響する場合は、面的防護方式等を組み合わせた対策を検討する。</p> <p><b>図-2.1 既存堤防等を活かした整備イメージ</b></p>

頁	現行計画（平成 29 年 3 月）	改定素案
39	<p><b>第 2 章 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項</b></p> <p>現在整備されている海岸保全施設の中には、築造後、相当時間が経過している施設があり、今後、急速に老朽化が進行する懸念がある。維持管理コスト（ライフサイクルコスト）を最小化していくためにも、予防保全型の維持管理を行って施設を長寿命化し、将来発生する施設の維持管理コストの軽減や平滑化を図る。そのための基本的かつ重要な取り組みとして、海岸保全施設の定期的な巡視・点検を行い、施設の損傷・劣化およびその他の変状を把握・記録し、情報を管理していく。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>油井漁港海岸（隠岐の島町）</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>菱浦漁港海岸（海士町）</p>  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>浦郷漁港海岸（西ノ島町）</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>知夫漁港海岸（知夫村）</p>  </div> </div> <p style="text-align: center;"><b>写真-2.9 海岸保全施設の老朽化の事例</b></p>	<p><b>第 2 章 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項</b></p> <p>現在整備されている海岸保全施設は、1970 年代から 1990 年代に多くの施設が整備されており、老朽化が急速に進行する懸念がある。このため、維持管理コスト（ライフサイクルコスト）の最小化や平準化を図る必要がある。</p> <p>そのための基本的かつ重要な取組として、海岸保全施設の構造、修繕の状況、気象・海象の状況等を勘案して、適切な時期に巡視・点検を行い、長寿命化計画を作成する。計画に基づき、予防保全の考え方に基づく、計画的かつ効果的な維持・修繕を推進し、点検又は修繕に関する記録を作成し保存していく。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>油井漁港海岸（隠岐の島町）</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>菱浦漁港海岸（海士町）</p>  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>浦郷漁港海岸（西ノ島町）</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>知夫漁港海岸（知夫村）</p>  </div> </div> <p style="text-align: center;"><b>写真-2.1 海岸保全施設の老朽化の事例</b></p>
40	<p><b>2-1 海岸保全施設の存する区域</b></p> <p>海岸保全施設は、背後地を高潮・津波等の災害から防護する機能を長期的に確保することが重要であり、そのためには適切な維持又は修繕を行っていく必要がある。</p> <p>本計画において定める維持又は修繕の対象となる海岸保全施設の存する区域は、「平成 29 年 3 月までの間に海岸整備事業が実施された区域」であり、第 3 章で後述する一覧表および付図で整理している。</p>	<p><b>2-1 海岸保全施設の存する区域</b></p> <p>海岸保全施設は、背後地を高潮・津波等の災害から防護する機能を長期的に確保することが重要であり、そのためには適切な維持又は修繕を行っていく必要がある。</p> <p>本計画において定める維持又は修繕の対象となる海岸保全施設の存する区域は、「令和 8 年●月までの間に海岸整備事業が実施された区域」であり、第 3 章で後述する一覧表および付図で整理している。</p>

2-2 海岸保全施設の種類の種類、規模及び配置

維持又は修繕の対象となる施設の種類の種類は「第 1 章 1-2」で示したとおりである。

下図に示すとおり、隠岐沿岸で維持又は修繕の対象となる施設では、護岸の総延長が 15.9km と最も長く、次いで堤防が 4.6km、離岸堤が 3.2km である。また、水門・樋門等は 21 箇所、陸閘が 109 箇所存在する。

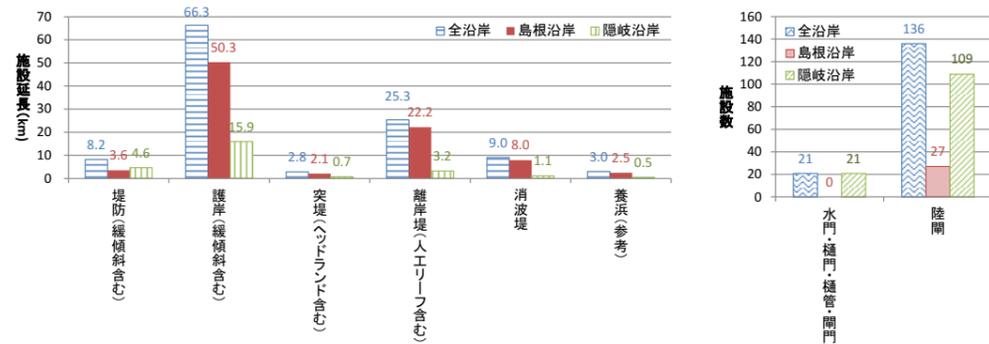


図-2.18 現存する堤防・護岸等の総延長（上段）と水門等の施設数（下段）

2-2 海岸保全施設の種類の種類、規模及び配置

維持又は修繕の対象となる施設の種類の種類は「第 2 編 第 1 章 1-2」で示したとおりである。

下図に示すとおり、隠岐沿岸で維持又は修繕の対象となる施設では、護岸の総延長が 16.3km と最も長く、次いで堤防が 4.6km、離岸堤が 2.5km である。また、水門・樋門等は 14 箇所、陸閘が 117 箇所存在する。

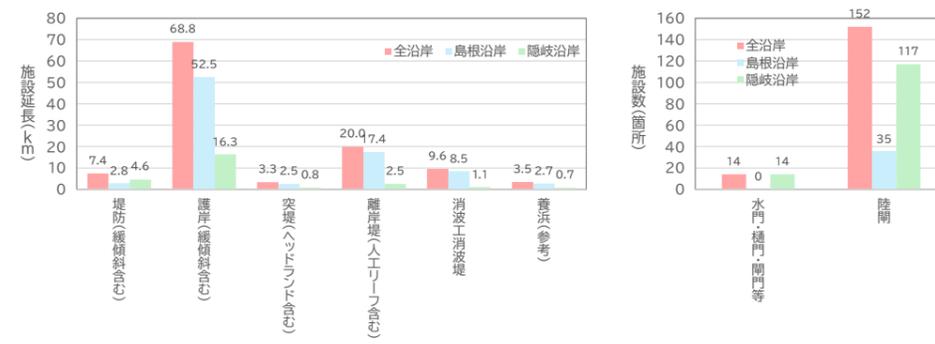


図-2.2 現存する堤防・護岸等の総延長（左）と水門等の施設数（右）

頁	現行計画（平成 29 年 3 月）	改定素案												
42	<p><b>2-3 海岸保全施設の維持又は修繕の方法</b>            海岸保全施設の巡視・点検の時期、頻度、方法として、1 回以上／年の頻度で調査員の目視による施設巡視および異常時の臨時点検を実施し、情報を記録・管理する。            その際、各管理者で適宜連携するとともに、施設背後の利用状況や重要度を踏まえ、効率的・効果的に施設の維持・修繕を行っていく。</p>	<p><b>2-3 海岸保全施設の維持又は修繕の方法</b>            海岸保全施設の点検は、初回点検、巡視（パトロール）、臨時点検、定期点検（土木構造物の一次点検・二次点検、水門・陸閘等の設備の管理運転点検・年点検）に分類される。その目的や内容、間隔・実施時期等を踏まえて、適切に実施する。            また、初回点検の結果の評価、対策工法等の検討、長寿命化計画を作成し、巡視や臨時点検、定期点検を繰り返し、適切な維持管理を図る。            その際、各管理者で適宜連携するとともに、施設背後の利用状況や重要度を踏まえ、効率的・効果的に施設の維持・修繕を行っていく。</p>												
	<p>現存する海岸保全施設については、以下に示す方法（方針）で施設の維持又は修繕を行っていく。</p> <p style="text-align: center;"><b>表-2.4 海岸保全施設の維持又は修繕の方法</b></p> <table border="1" data-bbox="433 716 1501 1230"> <tr> <td data-bbox="433 716 753 888">堤防・護岸</td> <td data-bbox="753 716 1501 888">施設の損傷・劣化等の変状について、調査員の目視による 1 年に 1 回以上の頻度の定期的な巡視、および異常時の臨時点検を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="433 888 753 1060">突堤（ヘッドランド含） 離岸堤（人工リーフ含） 消波堤</td> <td data-bbox="753 888 1501 1060">波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、調査員の目視による 1 年に 1 回以上の頻度の定期的な巡視、および異常時の臨時点検を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="433 1060 753 1230">水門・樋門 樋管 陸閘</td> <td data-bbox="753 1060 1501 1230">調査員の目視による 1 年に 1 回以上の頻度の定期的な巡視、および台風期前などにおける開閉点検を実施し、設置の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</td> </tr> </table> <p>なお、砂浜については現時点で海岸保全施設に指定されたものはないが、日常的な巡視や高潮や高波浪が発生した後に汀線や護岸前面等の状況を目視点検し、必要に応じて養浜等の土砂対策を実施して適切な維持に努める。</p>	堤防・護岸	施設の損傷・劣化等の変状について、調査員の目視による 1 年に 1 回以上の頻度の定期的な巡視、および異常時の臨時点検を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	突堤（ヘッドランド含） 離岸堤（人工リーフ含） 消波堤	波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、調査員の目視による 1 年に 1 回以上の頻度の定期的な巡視、および異常時の臨時点検を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	水門・樋門 樋管 陸閘	調査員の目視による 1 年に 1 回以上の頻度の定期的な巡視、および台風期前などにおける開閉点検を実施し、設置の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	<p>現存する海岸保全施設については、<b>予防保全の考え方に基づき</b>、以下に示す方法（方針）で施設の維持又は修繕を行っていく。</p> <p style="text-align: center;"><b>表-2.5 海岸保全施設の維持又は修繕の方法</b></p> <table border="1" data-bbox="1540 716 2608 1230"> <tr> <td data-bbox="1540 716 1860 888">堤防・護岸</td> <td data-bbox="1860 716 2608 888">施設の損傷・劣化等の変状について、調査員の目視による 1 年に 1 回以上の頻度の定期的な巡視、および異常時の臨時点検を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1540 888 1860 1060">突堤（ヘッドランド含） 離岸堤（人工リーフ含） 消波堤</td> <td data-bbox="1860 888 2608 1060">波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、調査員の目視による 1 年に 1 回以上の頻度の定期的な巡視、および異常時の臨時点検を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1540 1060 1860 1230">水門・樋門 樋管 陸閘</td> <td data-bbox="1860 1060 2608 1230">調査員の目視による 1 年に 1 回以上の頻度の定期的な巡視、および台風期前などにおける開閉点検を実施し、設置の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</td> </tr> </table> <p>なお、砂浜については現時点で海岸保全施設に指定されたものはないが、日常的な巡視や高潮や高波浪が発生した後に汀線や護岸前面等の状況を目視点検し、必要に応じて養浜等の土砂対策を実施して適切な維持に努める。</p>	堤防・護岸	施設の損傷・劣化等の変状について、調査員の目視による 1 年に 1 回以上の頻度の定期的な巡視、および異常時の臨時点検を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	突堤（ヘッドランド含） 離岸堤（人工リーフ含） 消波堤	波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、調査員の目視による 1 年に 1 回以上の頻度の定期的な巡視、および異常時の臨時点検を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	水門・樋門 樋管 陸閘	調査員の目視による 1 年に 1 回以上の頻度の定期的な巡視、および台風期前などにおける開閉点検を実施し、設置の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
堤防・護岸	施設の損傷・劣化等の変状について、調査員の目視による 1 年に 1 回以上の頻度の定期的な巡視、および異常時の臨時点検を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。													
突堤（ヘッドランド含） 離岸堤（人工リーフ含） 消波堤	波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、調査員の目視による 1 年に 1 回以上の頻度の定期的な巡視、および異常時の臨時点検を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。													
水門・樋門 樋管 陸閘	調査員の目視による 1 年に 1 回以上の頻度の定期的な巡視、および台風期前などにおける開閉点検を実施し、設置の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。													
堤防・護岸	施設の損傷・劣化等の変状について、調査員の目視による 1 年に 1 回以上の頻度の定期的な巡視、および異常時の臨時点検を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。													
突堤（ヘッドランド含） 離岸堤（人工リーフ含） 消波堤	波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、調査員の目視による 1 年に 1 回以上の頻度の定期的な巡視、および異常時の臨時点検を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。													
水門・樋門 樋管 陸閘	調査員の目視による 1 年に 1 回以上の頻度の定期的な巡視、および台風期前などにおける開閉点検を実施し、設置の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。													

頁	現行計画（平成 29 年 3 月）	改定素案
43	<p><b>第 3 章 海岸保全施設の整備（維持・修繕および新設等）の状況</b>  <b>3-1 一覧表</b></p> <p>海岸保全区域の延長、海岸保全施設（防護施設）の延長、堤防高、設計津波水位、海岸保全施設の種類および施設整備の状況を以降に示す。</p> <p>一覧表の見方を以下に示す。ここで、現況堤防高は対象海岸内で最も低い高さを表示しており、実際には表中の値よりも高い堤防が存在する場合もある。また、今回の改定で新たに追加した（発生頻度の高いレベル 1 津波による）設計津波水位が現況堤防高よりも低い海岸においても、（利便性等を優先し）堤防が整備されていない箇所などから津波が進入する可能性、地震や津波作用時の施設安定性が確認されていない場合もあるため、注意が必要である。そのため、今後は地域の実情に応じた適切な津波対策を講じていく必要がある。</p>	<p><b>第 3 章 海岸保全施設の整備（維持・修繕および新設等）の状況</b>  <b>3-1 一覧表</b></p> <p>海岸保全区域の延長、海岸保全施設（防護施設）の延長、堤防高、<b>必要天端高</b>、設計津波水位、海岸保全施設の種類および施設整備の状況を以降に示す。</p> <p>一覧表の見方を以下に示す。</p> <p><b>ここで、現況堤防高は対象海岸内における堤防・護岸の最も低い高さ（下限値）を表示しているが、実際には表中の値より高い施設が存在する場合もある。</b></p> <p><b>また、気候変動の影響を考慮した場合の「高潮対策として必要な天端高」と「設計津波水位」を示しているが、海岸ごとに代表的な位置及び断面等で試算したものであり、設計等における計画高さを示したものではないため、詳細な検討を行った場合は、示した高さと異なる場合がある。</b></p>

頁 現行計画（平成 29 年 3 月）

施設台帳より  
(海岸内で最も低い  
堤防の高さ)

H28 海岸統計より  
(H27 年度末時点)

(平成 27 年 11 月～平成 29  
年 1 月までに実施された)  
島根県地震津波防災対策検  
討委員会の検討結果

H28 海岸統計より  
(H27 年度末時点)

No. (時計 回り)	市町村 名	海岸名	よみがな	所管	管理者	海岸保 全 区域延 長(m)	防護施 設 延長(m)	現況 堤防の 下限高 (T.P.m)	設計 津波 水位 (T.P.m)	現存する海岸保全施設の種類の ◎新設 ○改良 □維持・修繕	施設整備		
											◎新設	○改良	□維持・修繕
1	隠岐の島町	西村港海岸	にしむら	港湾局	町	950	71	4.7	2.8	護岸堤			
2	隠岐の島町	中村漁港海岸	なかむら	水産庁	県	490	479	1.9	2.8	護岸、人工リーフ	◎		
3	隠岐の島町	飯美港海岸	いひび	港湾局	町	1,517	70	2.4	3.0	護岸、突堤			
4	隠岐の島町	布能漁港海岸	ふせ	水産庁	町	844	875	0.8	2.8	堤防、護岸、突堤、離岸堤			
5	隠岐の島町	卯敷港海岸	うずき	港湾局	町	1,681	294	1.0	2.4	護岸、突堤、離岸堤			
6	隠岐の島町	大久海岸	おおく	水産庁	県	1,012	-	-	1.7				
7	隠岐の島町	大久漁港海岸	おおく	水産庁	町	510	119	2.6	2.2	護岸	◎		
8	隠岐の島町	西郷海岸(釜地区)	さいごう 釜	農振局	県	257	148	5.2	1.4	堤防、消波工			
9	隠岐の島町	釜港海岸	かま	港湾局	町	-	-	1.6					
10	隠岐の島町	西郷海岸(犬来地区)	さいごう いぬぐ	農振局	県	150	146	5.2	2.4	堤防、消波工			

【所管毎に色分け】  
水管理・国土保全海岸  
港湾海岸  
漁港海岸  
農地海岸

海岸保全区域に指定され、防護  
施設が存在する海岸

海岸保全区域には指定されて  
いるが、防護施設が存在しない  
海岸

海岸保全区域ではない、その他に区分される海岸  
(水管理・国土保全所管は一般公共海岸も存在)  
今後、必要性や重要度に応じて海岸保全区域に追加  
指定し、施設整備を行う場合もある

改定素案

気候変動による影響を踏まえた高潮対策  
又は津波対策として必要な高さ  
※海岸ごとの代表的な位置及び断面等での試算

海岸の基礎情報

海岸保全施設の状況

No.	市町村 名	海岸名	よみがな	所管	管理者	海岸保 全 区域延 長(m)	防護施設 延長(m)	現況 堤防の 下限高 (T.P.m)	将来気候		現存する海岸保全施設の ◎新設 ○改良 □維持・修繕	施設整備		整備対象 候補海岸 ◎将来気候 評価
									高潮 必要天端高	設計 津波水位		◎新設	○改良	
1	隠岐の島町	西村港海岸	にしむら	港湾局	町	428	-	-	2.17	5.12	護岸堤			
2	隠岐の島町	中村漁港海岸	なかむら	水産庁	県	490	479	2.3	4.24	3.22	護岸、人工リーフ	◎		
3	隠岐の島町	飯美港海岸	いひび	港湾局	町	259	35	2.4	2.84	3.42	護岸、突堤			
4	隠岐の島町	布能漁港海岸	ふせ	水産庁	町	844	875	3.1	2.19	3.22	堤防、護岸、突堤、離岸堤			
5	隠岐の島町	卯敷港海岸	うずき	港湾局	町	676	294	1.0	2.99	2.92	護岸、突堤、離岸堤			
6	隠岐の島町	大久海岸	おおく	水産庁	県	1,012	-	-	4.21	2.12				
7	隠岐の島町	大久漁港海岸	おおく	水産庁	町	510	119	4.0	3.97	2.62	護岸	◎		
8	隠岐の島町	西郷海岸(釜地区)	さいごう 釜	農振局	県	257	148	5.2	3.49	1.82	堤防、消波工			
9	隠岐の島町	釜港海岸	かま	港湾局	町	-	-	-	3.77	2.02				
10	隠岐の島町	西郷海岸(犬来地区)	さいごう いぬぐ	農振局	県	150	146	5.2	2.68	2.82	堤防、消波工			
11	隠岐の島町	大来港海岸	おおい	水産庁	町	-	-	-	4.63	3.22				
12	隠岐の島町	汐浜港海岸(塩浜地区)	しおはま	港湾局	町	670	200	3.0	1.98	3.12	護岸、突堤、離岸堤			
13	隠岐の島町	汐浜港海岸(立木地区)	しおはま たつぎ	港湾局	町	-	-	-	3.49	-				
14	隠岐の島町	西郷海岸(津井地区)	さいごう さい	港湾局	県	564	389	0.9	1.44	1.42	護岸			
15	隠岐の島町	西郷海岸(東郷地区)	さいごう とうがら	港湾局	県	3,116	1,606	2.1	4.37	2.42	護岸			

新設・改良を進める海岸

計画的な維持・補修を進める海岸

整備対象の候補の海岸として、将来気候の高潮・津波  
対策に対して堤防等の高さが不足している海岸

海岸の基礎情報

背後地の状況

No.	市町村 名	海岸名	所管	管理者	海岸保 全 区域延 長(m)	防護施設 延長(m)	背後地の状況			
							人口 (人)	公共・公益施 設(施設数)	緊急輸送道路 の有無	鉄道の有無
1	隠岐の島町	西村港海岸	港湾局	町	428	-	0			
2	隠岐の島町	中村漁港海岸	水産庁	県	490	479	204	12	○	
3	隠岐の島町	飯美港海岸	港湾局	町	259	35	24	1		
4	隠岐の島町	布能漁港海岸	水産庁	町	844	875	96	6	○	
5	隠岐の島町	卯敷港海岸	港湾局	町	676	294	22	1	○	
6	隠岐の島町	大久海岸	水産庁	県	1,012	-	0			
7	隠岐の島町	大久漁港海岸	水産庁	町	510	119	70	2	○	
8	隠岐の島町	西郷海岸(釜地区)	農振局	県	257	148	0			
9	隠岐の島町	釜港海岸	港湾局	町	-	-	0			
10	隠岐の島町	西郷海岸(犬来地区)	農振局	県	150	146	1			
11	隠岐の島町	大来港海岸	水産庁	町	-	-	4			
12	隠岐の島町	汐浜港海岸(塩浜地区)	港湾局	町	670	200	0			
13	隠岐の島町	汐浜港海岸(立木地区)	港湾局	町	-	-	0	2		
14	隠岐の島町	西郷海岸(津井地区)	港湾局	県	564	389	3			
15	隠岐の島町	西郷海岸(東郷地区)	港湾局	県	3,116	1,606	391	7	○	

図-2.3 一覧表の記載事項

- 【参考：一覧表の記載事項】
- 市町村名、海岸名、よみがな、所管、管理者 … 海岸の基礎情報
  - 海岸保全区域延長、防護施設延長 … 海岸の基礎情報
  - 現況堤防の下限高 … 対象海岸内における堤防・護岸の最も低い高さ
  - 将来気候
    - 高潮必要天端高 … 気候変動による影響を踏まえた高潮対策として必要な高さ
    - 設計津波水位 … 気候変動による影響を踏まえた津波対策として必要な高さ
    - ※海岸ごとの代表的な位置及び断面等で試算した数値
  - 現存する海岸保全施設の種類の … 海岸内に現在設置されている施設
  - 施設整備
    - 「◎新設」、「○改良」 … 新設・改良を進める海岸
    - 「□維持・補修」 … 計画的な維持・補修を進める海岸
  - 整備対象候補海岸
    - 「将来気候評価」 … 気候変動を考慮した「高潮必要天端高」又は「設計津波水位」が、現況施設の  
下限高を上回っている海岸
  - 背後地の状況 … 将来気候における受益地域として、以下の範囲を設定
    - ・汀線から 1km 以内かつ地盤高が計画高水位+1/2 波高以下の範囲
    - ・汀線から 1km 以上かつ地盤高が計画高水位以下の範囲
    - 「人口(人)」 … 令和 2 年国勢調査の 250m メッシュから算出
    - 「公共・公益施設(施設数)」 … 国土数値情報の「公共施設、医療機関、市町村役場、福祉施設、  
文化施設、学校、国・都道府県の機関」から受益地域に含まれる施設数を算出
    - 「緊急輸送道路・重要物流道路の有無」 … 国土数値情報の「緊急輸送道路」及び「重要物流道路」  
から、受益地域に含まれるかを判定
    - 「鉄道の有無」 … 国土数値情報の「鉄道」から、受益地域に含まれるかを判定

現行計画（平成29年3月）

表-2.5 隠岐沿岸の海岸一覧

No. (時計 回り)	市町村 名	海岸名	よみがな	所管	管理者	海岸保 全区域延 長(m)	防護施設 延長(m)	現況 堤防の 下限高 (T.P.m)	設計 津波 水位 (T.P.m)	現存する海岸保全施設の種類の ◎新設 ○改良 □維持・修繕	施設整備		
											◎新設	○改良	□維持・修繕
1	隠岐の島町	西村漁海岸	にしむら	港湾局	町	950	71	4.7	護岸堤	◎		□	
2	隠岐の島町	中村漁海岸	なかむら	水産庁	県	490	479	1.9	護岸、人工リーフ	◎		□	
3	隠岐の島町	飯美漁海岸	いび	港湾局	町	1,517	70	2.4	護岸、突堤			□	
4	隠岐の島町	布施漁海岸	ふせ	水産庁	町	844	875	0.8	堤防、護岸、突堤、離岸堤			□	
5	隠岐の島町	卯敷漁海岸	うすき	港湾局	町	1,681	294	1.0	護岸、突堤、離岸堤			□	
6	隠岐の島町	大久海岸	おおく	水産庁	町	1,012	—	—	護岸			□	
7	隠岐の島町	大久漁海岸	おおく	水産庁	町	510	119	2.6	護岸	◎		□	
8	隠岐の島町	西郷海岸(釜地区)	さいごう 釜	農振局	県	257	148	5.2	1.4 堤防、消波工			□	
9	隠岐の島町	釜海岸	かま	港湾局	町	—	—	—	1.6			□	
10	隠岐の島町	西郷海岸(犬来地区)	さいごう いぬく	農振局	県	150	146	5.2	2.4 堤防、消波工			□	
11	隠岐の島町	犬来漁海岸	いぬく	水産庁	町	—	—	—	2.8			□	
12	隠岐の島町	汐浜漁海岸(塩浜地区)	しおはま しおはま	港湾局	町	670	345	3.0	2.7 護岸、突堤、離岸堤			□	
13	隠岐の島町	汐浜漁海岸(立木地区)	しおはま たつぎ	港湾局	町	510	—	—	—			□	
14	隠岐の島町	西郷海岸(津井地区)	さいごう さい	港湾局	町	564	389	0.9	1.0 護岸			□	
15	隠岐の島町	西郷海岸(東郷飯田地区)	さいごう とうごういいた	港湾局	町	614	580	2.1	1.6 護岸	◎		□	
16	隠岐の島町	西郷海岸(飯田地区)	さいごう いいた	農振局	県	874	834	1.8	1.2 護岸			□	
17	隠岐の島町	西郷海岸(東郷地区)	さいごう とうごう	農振局	県	440	—	—	2.0			□	
18	隠岐の島町	西郷海岸(小田地区)	さいごう おだ	港湾局	町	1,442	134	2.1	2.0 護岸			□	
19	隠岐の島町	西郷海岸(中町東町地区)	さいごう ちゅうちやうとうちやう	港湾局	町	1,060	891	0.7	0.9 護岸	◎		□	
20	隠岐の島町	西郷漁海岸	さいごう	水産庁	県	4,785	2,992	0.5	1.2 護岸、離岸堤			□	
21	隠岐の島町	今津漁海岸	いまつ	水産庁	県	175	135	1.6	1.6 護岸			□	
22	隠岐の島町	箕浦漁海岸	みのうら	水産庁	町	195	345	0.8	2.1 護岸、離岸堤			□	
23	隠岐の島町	加茂漁海岸	かも	水産庁	県	1,666	724	2.1	2.2 護岸			□	
24	隠岐の島町	都万海岸(ハプロ地区)	つま はぶら	農振局	県	64	63	2.5	2.4 堤防、消波工			□	
25	隠岐の島町	鱒木漁海岸	たぐき	水産庁	町	—	—	—	2.1			□	
26	隠岐の島町	津戸漁海岸	つど	水産庁	県	540	309	—	3.3 突堤			□	
27	隠岐の島町	都万漁海岸	つま	水産庁	町	3,300	721	1.6	2.8 護岸、離岸堤	◎		□	
28	隠岐の島町	都万海岸(屋那地区)	つま やな	農振局	県	400	419	2.8	2.3 堤防、消波工			□	
29	隠岐の島町	小津久漁海岸	おつく	港湾局	町	—	—	—	—			□	
30	隠岐の島町	大津久漁海岸	おおつく	港湾局	町	232	217	4.5	2.9 護岸			□	
31	隠岐の島町	那久漁海岸	なぐ	水産庁	町	150	22	—	2.4 突堤			□	
32	隠岐の島町	油井漁海岸	ゆい	水産庁	町	960	500	4.6	5.4 護岸、離岸堤			□	
33	隠岐の島町	長尾田漁海岸	ながごうだ	港湾局	町	725	153	5.5	4.2 護岸、突堤、離岸堤			□	
34	隠岐の島町	重柄漁海岸(福浦地区)	おもす ふくら	港湾局	町	1,064	187	1.7	3.5 護岸			□	
35	隠岐の島町	重柄漁海岸(重柄地区)	おもす おもす	港湾局	町	443	210	1.7	3.5 護岸、突堤、人工リーフ			□	
36	隠岐の島町	五箇海岸(重柄地区)	ごか おもす	農振局	県	918	719	1.8	2.6 堤防			□	
37	隠岐の島町	代波海岸	しろ	港湾局	町	340	175	6.0	3.6 堤防			□	
38	隠岐の島町	久見漁海岸	くみ	水産庁	町	330	289	6.1	5.3 護岸、離岸堤			□	
39	隠岐の島町	伊後漁海岸	いご	港湾局	町	—	—	—	5.6			□	
1	海士町	宇受智漁海岸	うすか	水産庁	町	—	—	—	3.3			□	
2	海士町	豊田漁海岸	とよだ	水産庁	県	—	—	—	3.1			□	
3	海士町	高石漁海岸	たけし	水産庁	町	—	—	—	2.4			□	
4	海士町	保々見漁海岸	ほほみ	港湾局	町	715	340	2.6	4.7 護岸			□	
5	海士町	知々井漁海岸(A地区)	ちちい えー	港湾局	町	85	—	—	2.1 護岸			□	
6	海士町	知々井漁海岸(B地区)	ちちい びー	港湾局	町	102	81	1.0	2.1 護岸			□	
7	海士町	御波漁海岸	みなみ	港湾局	町	1,096	541	1.6	2.9 護岸	◎		□	
8	海士町	多井漁海岸	おおい	水産庁	町	210	120	2.3	2.1 護岸、離岸堤			□	
9	海士町	崎漁海岸	さき	水産庁	県	150	—	—	1.8			□	
10	海士町	堤漁海岸	つみ	港湾局	町	—	—	—	1.4			□	
11	海士町	須賀漁海岸	すか	港湾局	町	541	204	1.6	1.5 護岸、離岸堤			□	
12	海士町	御波海岸	みなみ	水産庁	町	1,615	291	2.9	1.5 護岸、離岸堤			□	
13	海士町	日之津漁海岸	ひのつ	港湾局	町	308	237	1.6	1.5 護岸			□	
14	海士町	海士漁海岸	あま	港湾局	町	—	—	—	1.8			□	
15	海士町	菱浦漁海岸	ひしうら	水産庁	町	894	364	1.3	3.5 護岸			□	
16	海士町	諏訪漁海岸(今浦地区)	すわ いまうら	港湾局	町	1,103	630	1.8	3.4 護岸			□	
17	海士町	諏訪漁海岸(北分地区)	すわ きたぶ	港湾局	町	65	—	—	3.4			□	
18	海士町	海士海岸(平木地区)	あま ひらき	農振局	町	450	110	0.8	1.9 堤防			□	
19	海士町	海士海岸(福井地区)	あま ふくい	農振局	町	716	308	0.8	3.0 堤防			□	
20	海士町	海士海岸(諏訪地区)	あま すわ	農振局	町	536	536	2.0	3.1 堤防			□	
21	海士町	海士海岸(吉津地区)	あま よしづ	農振局	町	386	295	2.0	3.2 堤防			□	
22	海士町	海士海岸(北分地区)	あま きたぶ	農振局	町	429	345	2.0	3.4 堤防			□	
1	西ノ島町	宇智漁海岸	うが	港湾局	町	380	—	—	2.1			□	
2	西ノ島町	倉ノ谷漁海岸	くらのたに	港湾局	町	908	—	—	1.5			□	
3	西ノ島町	物井漁海岸	ものい	港湾局	町	1,083	630	1.6	1.4 護岸			□	
4	西ノ島町	別府漁海岸	べつふ	港湾局	町	820	739	2.2	2.1 護岸、突堤、人工リーフ	◎		□	
5	西ノ島町	波止漁海岸	はし	港湾局	町	1,101	200	1.0	1.5 護岸、離岸堤	◎		□	
6	西ノ島町	美田漁海岸(美田地区)	みた みた	港湾局	町	4,256	763	2.1	3.0 護岸			□	
7	西ノ島町	浦瀨漁海岸	うらごう	水産庁	県	2,753	1,004	2.3	3.1 護岸、消波工			□	
8	西ノ島町	珍崎漁海岸	ちんざき	水産庁	町	—	—	—	1.3			□	
9	西ノ島町	三度漁海岸	みたべ	水産庁	町	80	80	3.3	2.5 護岸			□	
10	西ノ島町	国賀漁海岸	くにが	港湾局	町	—	—	—	5.9			□	
11	西ノ島町	美田漁海岸(外浜地区)	みた そとはま	港湾局	町	430	120	0.9	4.2 護岸、突堤、離岸堤	◎		□	
1	知夫村	古海漁海岸	うるみ	港湾局	村	262	104	3.0	1.5 護岸			□	
2	知夫村	来居漁海岸	くりい	港湾局	町	—	—	—	1.6			□	
3	知夫村	竹名漁海岸	たけな	港湾局	村	—	—	—	—			□	
4	知夫村	木佐根漁海岸	きさね	港湾局	村	—	—	—	1.7			□	
5	知夫村	姫ノ浦漁海岸	ひめのうら	港湾局	村	323	213	1.6	2.3 護岸			□	
6	知夫村	知夫漁海岸(知夫地区)	ちぶ ちぶ	水産庁	県	1,300	—	—	3.1			□	
7	知夫村	知夫漁海岸(仁夫里地区)	ちぶ にぶり	水産庁	県	198	192	2.3	2.2 護岸、離岸堤			□	
8	知夫村	知夫海岸(仁夫地区)	ちぶ にぶ	農振局	県	100	105	5.5	1.5 堤防			□	

【所管】  
水管理・国土保全海岸  
港湾海岸  
漁海岸  
農地海岸

改定素案

表-2.6 隠岐沿岸の海岸一覧(1-1)

No.	市町村 名	海岸名	よみがな	所管	管理者	海岸保全 区延長(m)	防護施設 延長(m)	現況 堤防の 下限高 (T.P.m)	将来気候		現存する海岸保全施設	施設整備			整備対象 候補海岸 将来気候 評価	
									高潮 必要水深	設計 津波水位		◎新設	○改良	□維持・修繕		
1	隠岐の島町	西村漁海岸	にしむら	港湾局	町	428	—	—	2.17	5.12	護岸堤			□		
2	隠岐の島町	中村漁海岸	なかむら	水産庁	県	490	479	1.9	2.3	4.24	3.22	護岸、人工リーフ	◎		□	○
3	隠岐の島町	飯美漁海岸	いび	港湾局	町	359	35	2.4	2.84	3.42	護岸、突堤			□	○	
4	隠岐の島町	布施漁海岸	ふせ	水産庁	町	844	875	3.1	2.19	3.22	堤防、護岸、突堤、離岸堤			□	○	
5	隠岐の島町	卯敷漁海岸	うすき	港湾局	町	678	294	1.0	2.99	2.82	護岸、突堤、離岸堤			□	○	
6	隠岐の島町	大久海岸	おおく	水産庁	町	1,012	—	—	—	4.21	2.12					□
7	隠岐の島町	大久漁海岸	おおく	水産庁	町	510	119	4.0	3.97	2.62	護岸	◎		□		
8	隠岐の島町	西郷海岸(釜地区)	さいごう 釜	農振局	県	257	148	5.2	3.49	1.82	堤防、消波工			□		
9	隠岐の島町	釜海岸	かま	港湾局	町	—	—	—	—	3.77	2.02					□
10	隠岐の島町	西郷海岸(犬来地区)	さいごう いぬく	農振局	県	150	146	5.2	2.68	2.82	堤防、消波工			□		
11	隠岐の島町	犬来漁海岸	いぬく	水産庁	町	—	—	—	—	4.63	3.22					□
12	隠岐の島町	汐浜漁海岸(塩浜地区)	しおはま しおはま	港湾局	町	670	345	3.0	3.0	1.98	3.12	護岸、突堤、離岸堤			□	○
13	隠岐の島町	汐浜漁海岸(立木地区)	しおはま たつぎ	港湾局	町	510	—	—	—	3.49	—					□
14	隠岐の島町	西郷海岸(津井地区)	さいごう さい	港湾局	町	564	389	0.9	1.44	1.42	護岸			□	○	
15	隠岐の島町	西郷海岸(東郷飯田地区)	さいごう とうごういいた	港湾局	町	3,116	1,606	2.1	4.37	2.42	護岸			□	○	
16	隠岐の島町	西郷海岸(飯田地区)	さいごう いいた	農振局	県	874	834	1.8	1.37	1.62	護岸			□	○	
17	隠岐の島町	西郷海岸(東郷地区)	さいごう とうごう	農振局	県	440	—	—	—	1.37	2.42					□
18	隠岐の島町	西郷海岸(小田地区)	さいごう おだ	港湾局	町	4,785	2,992	0.9	2.22	1.62	護岸、離岸堤			□	○	
19	隠岐の島町	西郷海岸(中町東町地区)	さいごう ちゅうちやうとうちやう	港湾局	町	1,715	135	2.0	4.99	2.02	護岸			□	○	
20	隠岐の島町	西郷漁海岸	さいごう	水産庁	県	195	345	1.2	2.11	2.52	護岸、離岸堤			□	○	
21	隠岐の島町	加茂漁海岸	かも	水産庁	県	1,666	724	2.5	4.28	2.62	護岸			□	○	
22	隠岐の島町	都万海岸(ハプロ地区)	つま はぶら	農振局	県	64	63	2.5	2.07	2.82	堤防、消波工			□	○	
23	隠岐の島町	鱒木漁海岸	たぐき	水産庁	町	—	—	—	—	3.85	2.52					□
24	隠岐の島町	津戸漁海岸	つど	水産庁	県	540	309	—	—	2.29	3.72	突堤			□	○
25	隠岐の島町	都万漁海岸	つま	水産庁	町	3,300	721	2.0	1.86	3.22	護岸、離岸堤	◎		□	○	
26	隠岐の島町	都万海岸(屋那地区)	つま やな	農振局	県	400	419	2.8	4.05	2.72	堤防、消波工			□	○	
27	隠岐の島町	小津久漁海岸	おつく	港湾局	町	—	—	—	—	3.79	—					

表-2.7 隠岐沿岸の海岸一覧（1-2）

No.	市町村名	海岸名	所管	管理者	海岸保全 区域延長 (m)	防護施設 延長 (m)	背後地の状況			
							人口 (人)	公共・公益施設 (施設数)	重要文化財・史跡・埋蔵文化財 (施設数)	鉄道の有無
1	隠岐の島町	西村港海岸	港湾局	町	428	-	0			
2	隠岐の島町	中村港海岸	水産庁	県	490	478	204	12	○	
3	隠岐の島町	藤美港海岸	港湾局	町	359	35	24	1		
4	隠岐の島町	希延港海岸	水産庁	町	844	875	96	6	○	
5	隠岐の島町	卯敷港海岸	港湾局	町	678	294	22	1	○	
6	隠岐の島町	大久海岸	水国局	県	1,012	-	0			
7	隠岐の島町	大久島港海岸	水産庁	町	510	119	70	2	○	
8	隠岐の島町	西郷海岸（釜地区）	農振局	県	257	148	0			
9	隠岐の島町	釜港海岸	港湾局	町	-	-	0			
10	隠岐の島町	西郷海岸（犬来地区）	農振局	県	150	146	1			
11	隠岐の島町	犬来港海岸	水産庁	町	-	-	4			
12	隠岐の島町	汐浜港海岸（塩浜地区）	港湾局	町	670	200	0			
13	隠岐の島町	汐浜港海岸（立木地区）	港湾局	町	-	-	0	2		
14	隠岐の島町	西郷港海岸（津井地区）	港湾局	県	564	389	3			
15	隠岐の島町	西郷港海岸（家郷飯田地区）	港湾局	県	3,116	1,606	391	7	○	
16	隠岐の島町	西郷海岸（飯田地区）	農振局	県	874	834	68	1	○	
17	隠岐の島町	西郷海岸（東郷地区）	農振局	県	449	-	22		○	
18	隠岐の島町	西郷港海岸	水産庁	県	4,785	2,992	923	27	○	
19	隠岐の島町	今津港海岸	水産庁	県	175	135	9			
20	隠岐の島町	兵浦港海岸	水産庁	町	195	345	23			
21	隠岐の島町	加茂港海岸	水産庁	県	1,666	724	135	3	○	
22	隠岐の島町	都万海岸（ハプロ地区）	農振局	県	64	63	0			
23	隠岐の島町	鳩木港海岸	水産庁	町	-	-	42			
24	隠岐の島町	津戸港海岸	水産庁	県	540	309	0			
25	隠岐の島町	都万港海岸	水産庁	町	3,300	721	265	16	○	
26	隠岐の島町	都万海岸（原那地区）	農振局	県	400	419	21			
27	隠岐の島町	小津久港海岸	港湾局	町	-	-	0			
28	隠岐の島町	大津久港海岸	港湾局	町	265	217	1			
29	隠岐の島町	那久港海岸	水産庁	町	150	22	3			
30	隠岐の島町	浦井港海岸	水産庁	町	960	500	12			
31	隠岐の島町	長尾田港海岸	港湾局	町	275	153	1			
32	隠岐の島町	重栢港海岸（福浦地区）	港湾局	県	1,507	397	15	1	○	
33	隠岐の島町	重栢港海岸（重栢地区）	港湾局	県	-	-	0			
34	隠岐の島町	五箇海岸（重栢地区）	農振局	県	918	719	3			
35	隠岐の島町	代港海岸	港湾局	町	185	175	2			
36	隠岐の島町	久見港海岸	水産庁	町	330	288	53	2		
37	隠岐の島町	伊後港海岸	港湾局	町	-	-	0			
38	海士町	宇受賀港海岸	水産庁	町	-	-	4			
39	海士町	豊田港海岸	水産庁	県	-	-	22			
40	海士町	浜石港海岸	水産庁	町	-	-	0			
41	海士町	狭々見港海岸	港湾局	町	340	340	16			
42	海士町	短々井港海岸（A地区）	港湾局	県	85	-	15	1		
43	海士町	短々井港海岸（B地区）	港湾局	県	102	81	0			
44	海士町	御波港海岸	港湾局	県	1,096	541	50	1		
45	海士町	多井港海岸	水産庁	町	210	120	5			
46	海士町	嶋港海岸	水産庁	県	150	-	18			
47	海士町	堀港海岸	港湾局	町	-	-	0			
48	海士町	須賀港海岸	港湾局	町	425	204	5			
49	海士町	御波海岸	水国局	県	1,615	291	2			
50	海士町	日之津港海岸	港湾局	町	285	237	2			
51	海士町	海士港海岸	港湾局	町	-	-	0		○	
52	海士町	粟浦港海岸	水産庁	町	894	364	139	2	○	
53	海士町	諏訪港海岸（今浦地区）	港湾局	町	2,090	630	13	2	○	
54	海士町	諏訪港海岸（北分地区）	港湾局	町	-	-	0			
55	海士町	海士海岸（早木地区）	農振局	町	450	110	0			
56	海士町	海士海岸（福井地区）	農振局	町	716	308	17		○	
57	海士町	海士海岸（諏訪地区）	農振局	県	536	536	122	15	○	
58	海士町	海士海岸（吉津地区）	農振局	県	386	295	16			
59	海士町	海士海岸（北分地区）	農振局	県	429	345	17			
60	西ノ島町	宇賀港海岸	港湾局	町	-	-	9			
61	西ノ島町	倉ノ谷港海岸	港湾局	町	-	-	31			
62	西ノ島町	物井港海岸	港湾局	町	1,242	630	24			
63	西ノ島町	別府港海岸	港湾局	県	1,047	921	28			
64	西ノ島町	道止港海岸	港湾局	町	1,101	200	14			
65	西ノ島町	奥田港海岸（奥田地区）	港湾局	町	1,879	633	324	13	○	
66	西ノ島町	溝邊港海岸	水産庁	県	2,753	1,004	299	8	○	
67	西ノ島町	珍崎港海岸	水産庁	町	-	-	16			
68	西ノ島町	三度港海岸	水産庁	町	80	80	10			
69	西ノ島町	須賀港海岸	港湾局	町	-	-	0			
70	西ノ島町	釜田港海岸（外浜地区）	港湾局	町	430	120	2			
71	知夫村	古海港海岸	港湾局	村	181	104	4			
72	知夫村	栗居港海岸	港湾局	県	-	-	2		○	
73	知夫村	竹名港海岸	港湾局	村	-	-	0			
74	知夫村	木佐根港海岸	港湾局	村	-	-	0			
75	知夫村	堀ノ浦港海岸	港湾局	村	323	213	17		○	
76	知夫村	知夫港海岸（知夫地区）	水産庁	県	1,300	-	69	6	○	
77	知夫村	知夫港海岸（仁夫地区）	水産庁	県	198	192	39			
78	知夫村	知夫海岸（仁夫地区）	農振局	県	100	105	0			

頁	現行計画（平成 29 年 3 月）	改定素案																																																						
45	<p data-bbox="439 224 596 254">3-2 添付図</p> <p data-bbox="439 296 1516 428">(注釈) 本図に示す「整備にあたって配慮する事項」の記載内容は次のとおり。なお、実施段階においては、その記載内容について再度調査する必要がある。特にガラモ場・海中林については、季節変動が激しいので注意すること。</p> <p data-bbox="872 470 1092 499">表-2.6 記載内容</p> <table border="1" data-bbox="439 499 1516 1633"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>記載内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定植物群落</td> <td>確認された特定植物群落のうち、海岸林や砂浜植物など海岸に係わるものを示している。 (第 5 回自然環境保全基礎調査 平成 4~9 年度調査)</td> </tr> <tr> <td>藻 場</td> <td>確認された藻場(面積 1ha 以上)を示している。 (第 5 回自然環境保全基礎調査 平成 4~9 年度調査)</td> </tr> <tr> <td>自然公園区域</td> <td>該当地域のうち、海岸に隣接する地域を示している。 (平成 27 年 3 月現在)</td> </tr> <tr> <td>自然環境保全地域</td> <td>該当地域のうち、海岸に隣接する地域を示している。 (平成 27 年 3 月現在)</td> </tr> <tr> <td>鳥獣保護区 (特別保護区)</td> <td>該当保護区のうち、海岸に隣接する保護区を示している。 (平成 21 年 3 月現在)</td> </tr> <tr> <td>景観計画区域</td> <td>該当地域のうち、海岸に隣接する地域を示している。 (平成 26 年 3 月現在)</td> </tr> <tr> <td>自然景観資源</td> <td>抽出された自然景観資源のうち、海岸に係わるものを示している。 海岸線を有する各市町村の意見に基づいた区域を示している。 (平成 24 年 3 月現在)</td> </tr> <tr> <td>漁港・港湾</td> <td>当沿岸における漁港・港湾を示している。 (平成 26 年 3 月現在)</td> </tr> <tr> <td>海水浴場</td> <td>主要な海水浴場を示している。 (平成 26 年 3 月現在)</td> </tr> <tr> <td>所 管</td> <td>所管は、旗揚げ線にて示している。国土交通省水管理・国土保全局および農林水産省農村振興局の所管する海岸については、海岸保全区域の両端を示している。国土交通省港湾局および農林水産省水産庁の所管する海岸については、港湾区域および漁港区域の両端を示している。 なお、港湾区域内に、国土交通省港湾局以外の所管の海岸が旗揚げされている場合がある。この場合、2つの所管が重複するのではなく、国土交通省港湾局以外の所管海岸である。 (平成 29 年 3 月現在)</td> </tr> <tr> <td>施設の存する区域</td> <td>平成 29 年 3 月までの間に海岸整備事業が実施され、海岸保全施設が存在する区域。すなわち、今後、施設の維持又は修繕が必要な区域 (平成 29 年 3 月現在)</td> </tr> <tr> <td>施設を新設(改良)しようとする区域</td> <td>海岸整備事業が実施中、または今後着手予定の区域 (平成 29 年 3 月現在)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	記載内容	特定植物群落	確認された特定植物群落のうち、海岸林や砂浜植物など海岸に係わるものを示している。 (第 5 回自然環境保全基礎調査 平成 4~9 年度調査)	藻 場	確認された藻場(面積 1ha 以上)を示している。 (第 5 回自然環境保全基礎調査 平成 4~9 年度調査)	自然公園区域	該当地域のうち、海岸に隣接する地域を示している。 (平成 27 年 3 月現在)	自然環境保全地域	該当地域のうち、海岸に隣接する地域を示している。 (平成 27 年 3 月現在)	鳥獣保護区 (特別保護区)	該当保護区のうち、海岸に隣接する保護区を示している。 (平成 21 年 3 月現在)	景観計画区域	該当地域のうち、海岸に隣接する地域を示している。 (平成 26 年 3 月現在)	自然景観資源	抽出された自然景観資源のうち、海岸に係わるものを示している。 海岸線を有する各市町村の意見に基づいた区域を示している。 (平成 24 年 3 月現在)	漁港・港湾	当沿岸における漁港・港湾を示している。 (平成 26 年 3 月現在)	海水浴場	主要な海水浴場を示している。 (平成 26 年 3 月現在)	所 管	所管は、旗揚げ線にて示している。国土交通省水管理・国土保全局および農林水産省農村振興局の所管する海岸については、海岸保全区域の両端を示している。国土交通省港湾局および農林水産省水産庁の所管する海岸については、港湾区域および漁港区域の両端を示している。 なお、港湾区域内に、国土交通省港湾局以外の所管の海岸が旗揚げされている場合がある。この場合、2つの所管が重複するのではなく、国土交通省港湾局以外の所管海岸である。 (平成 29 年 3 月現在)	施設の存する区域	平成 29 年 3 月までの間に海岸整備事業が実施され、海岸保全施設が存在する区域。すなわち、今後、施設の維持又は修繕が必要な区域 (平成 29 年 3 月現在)	施設を新設(改良)しようとする区域	海岸整備事業が実施中、または今後着手予定の区域 (平成 29 年 3 月現在)	<p data-bbox="1546 224 1703 254">3-2 添付図</p> <p data-bbox="1546 296 2623 428">(注釈) 本図に示す「整備にあたって配慮する事項」の記載内容は次のとおり。なお、実施段階においては、その記載内容について再度調査する必要がある。特にガラモ場・海中林については、季節変動が激しいので注意すること。</p> <p data-bbox="1982 470 2202 499">表-2.8 記載内容</p> <table border="1" data-bbox="1546 499 2623 1787"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>記載内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定植物群落</td> <td>確認された特定植物群落のうち、海岸林や砂浜植物など海岸に係わるものを示している。 (特定植物群落調査 第 2 回調査(昭和 53 年度) 第 3 回調査(昭和 59~61 年度) 第 5 回調査(平成 9,10 年度))</td> </tr> <tr> <td>藻 場</td> <td>確認された藻場(面積 1ha 以上)を示している。 (藻場調査(2018~2020))</td> </tr> <tr> <td>自然公園区域</td> <td>該当地域のうち、海岸に隣接する地域を示している。 (令和 7 年 3 月時点)</td> </tr> <tr> <td>自然環境保全地域</td> <td>該当地域のうち、海岸に隣接する地域を示している。 (令和 7 年 3 月時点)</td> </tr> <tr> <td>海域公園地区</td> <td>当沿岸における海域公園地区(熱帯魚、さんご、海藻等の動植物によって特徴づけられる優れた海中の景観に加え、干潟、岩礁等の地形や、海鳥等の野生動物によって特徴づけられる優れた海上の景観を維持するための地区。)を示している。 (令和 7 年 3 月時点)</td> </tr> <tr> <td>鳥獣保護区 (特別保護区)</td> <td>該当保護区のうち、海岸に隣接する保護区を示している。 (令和 7 年 3 月時点)</td> </tr> <tr> <td>景観計画区域</td> <td>該当地域のうち、海岸に隣接する地域を示している。 <del>(平成 26 年 3 月現在)</del></td> </tr> <tr> <td>自然景観資源</td> <td>抽出された自然景観資源のうち、海岸に係わるものを示している。 (令和 7 年 3 月時点)</td> </tr> <tr> <td>漁港・港湾</td> <td>当沿岸における漁港・港湾を示している。 (漁港 令和 7 年 3 月時点) (港湾 令和 7 年 3 月時点)</td> </tr> <tr> <td>海水浴場</td> <td>主要な海水浴場を示している。 (令和 7 年 3 月時点)</td> </tr> <tr> <td>所 管</td> <td>所管は、旗揚げ線にて示している。国土交通省水管理・国土保全局および農林水産省農村振興局の所管する海岸については、海岸保全区域の両端を示している。国土交通省港湾局および農林水産省水産庁の所管する海岸については、港湾区域および漁港区域の両端を示している。 なお、港湾区域内に、国土交通省港湾局以外の所管の海岸が旗揚げされている場合がある。この場合、2つの所管が重複するのではなく、国土交通省港湾局以外の所管海岸である。 (令和 7 年 3 月時点)</td> </tr> <tr> <td>施設の存する区域</td> <td>令和 8 年 3 月までの間に海岸整備事業が実施され、海岸保全施設が存在する区域。すなわち、今後、施設の維持又は修繕が必要な区域 (令和 8 年 3 月時点)</td> </tr> <tr> <td>施設を新設(改良)しようとする区域</td> <td>海岸整備事業が実施中、または今後着手予定の区域 (令和 8 年 3 月時点)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	記載内容	特定植物群落	確認された特定植物群落のうち、海岸林や砂浜植物など海岸に係わるものを示している。 (特定植物群落調査 第 2 回調査(昭和 53 年度) 第 3 回調査(昭和 59~61 年度) 第 5 回調査(平成 9,10 年度))	藻 場	確認された藻場(面積 1ha 以上)を示している。 (藻場調査(2018~2020))	自然公園区域	該当地域のうち、海岸に隣接する地域を示している。 (令和 7 年 3 月時点)	自然環境保全地域	該当地域のうち、海岸に隣接する地域を示している。 (令和 7 年 3 月時点)	海域公園地区	当沿岸における海域公園地区(熱帯魚、さんご、海藻等の動植物によって特徴づけられる優れた海中の景観に加え、干潟、岩礁等の地形や、海鳥等の野生動物によって特徴づけられる優れた海上の景観を維持するための地区。)を示している。 (令和 7 年 3 月時点)	鳥獣保護区 (特別保護区)	該当保護区のうち、海岸に隣接する保護区を示している。 (令和 7 年 3 月時点)	景観計画区域	該当地域のうち、海岸に隣接する地域を示している。 <del>(平成 26 年 3 月現在)</del>	自然景観資源	抽出された自然景観資源のうち、海岸に係わるものを示している。 (令和 7 年 3 月時点)	漁港・港湾	当沿岸における漁港・港湾を示している。 (漁港 令和 7 年 3 月時点) (港湾 令和 7 年 3 月時点)	海水浴場	主要な海水浴場を示している。 (令和 7 年 3 月時点)	所 管	所管は、旗揚げ線にて示している。国土交通省水管理・国土保全局および農林水産省農村振興局の所管する海岸については、海岸保全区域の両端を示している。国土交通省港湾局および農林水産省水産庁の所管する海岸については、港湾区域および漁港区域の両端を示している。 なお、港湾区域内に、国土交通省港湾局以外の所管の海岸が旗揚げされている場合がある。この場合、2つの所管が重複するのではなく、国土交通省港湾局以外の所管海岸である。 (令和 7 年 3 月時点)	施設の存する区域	令和 8 年 3 月までの間に海岸整備事業が実施され、海岸保全施設が存在する区域。すなわち、今後、施設の維持又は修繕が必要な区域 (令和 8 年 3 月時点)	施設を新設(改良)しようとする区域	海岸整備事業が実施中、または今後着手予定の区域 (令和 8 年 3 月時点)
項目	記載内容																																																							
特定植物群落	確認された特定植物群落のうち、海岸林や砂浜植物など海岸に係わるものを示している。 (第 5 回自然環境保全基礎調査 平成 4~9 年度調査)																																																							
藻 場	確認された藻場(面積 1ha 以上)を示している。 (第 5 回自然環境保全基礎調査 平成 4~9 年度調査)																																																							
自然公園区域	該当地域のうち、海岸に隣接する地域を示している。 (平成 27 年 3 月現在)																																																							
自然環境保全地域	該当地域のうち、海岸に隣接する地域を示している。 (平成 27 年 3 月現在)																																																							
鳥獣保護区 (特別保護区)	該当保護区のうち、海岸に隣接する保護区を示している。 (平成 21 年 3 月現在)																																																							
景観計画区域	該当地域のうち、海岸に隣接する地域を示している。 (平成 26 年 3 月現在)																																																							
自然景観資源	抽出された自然景観資源のうち、海岸に係わるものを示している。 海岸線を有する各市町村の意見に基づいた区域を示している。 (平成 24 年 3 月現在)																																																							
漁港・港湾	当沿岸における漁港・港湾を示している。 (平成 26 年 3 月現在)																																																							
海水浴場	主要な海水浴場を示している。 (平成 26 年 3 月現在)																																																							
所 管	所管は、旗揚げ線にて示している。国土交通省水管理・国土保全局および農林水産省農村振興局の所管する海岸については、海岸保全区域の両端を示している。国土交通省港湾局および農林水産省水産庁の所管する海岸については、港湾区域および漁港区域の両端を示している。 なお、港湾区域内に、国土交通省港湾局以外の所管の海岸が旗揚げされている場合がある。この場合、2つの所管が重複するのではなく、国土交通省港湾局以外の所管海岸である。 (平成 29 年 3 月現在)																																																							
施設の存する区域	平成 29 年 3 月までの間に海岸整備事業が実施され、海岸保全施設が存在する区域。すなわち、今後、施設の維持又は修繕が必要な区域 (平成 29 年 3 月現在)																																																							
施設を新設(改良)しようとする区域	海岸整備事業が実施中、または今後着手予定の区域 (平成 29 年 3 月現在)																																																							
項目	記載内容																																																							
特定植物群落	確認された特定植物群落のうち、海岸林や砂浜植物など海岸に係わるものを示している。 (特定植物群落調査 第 2 回調査(昭和 53 年度) 第 3 回調査(昭和 59~61 年度) 第 5 回調査(平成 9,10 年度))																																																							
藻 場	確認された藻場(面積 1ha 以上)を示している。 (藻場調査(2018~2020))																																																							
自然公園区域	該当地域のうち、海岸に隣接する地域を示している。 (令和 7 年 3 月時点)																																																							
自然環境保全地域	該当地域のうち、海岸に隣接する地域を示している。 (令和 7 年 3 月時点)																																																							
海域公園地区	当沿岸における海域公園地区(熱帯魚、さんご、海藻等の動植物によって特徴づけられる優れた海中の景観に加え、干潟、岩礁等の地形や、海鳥等の野生動物によって特徴づけられる優れた海上の景観を維持するための地区。)を示している。 (令和 7 年 3 月時点)																																																							
鳥獣保護区 (特別保護区)	該当保護区のうち、海岸に隣接する保護区を示している。 (令和 7 年 3 月時点)																																																							
景観計画区域	該当地域のうち、海岸に隣接する地域を示している。 <del>(平成 26 年 3 月現在)</del>																																																							
自然景観資源	抽出された自然景観資源のうち、海岸に係わるものを示している。 (令和 7 年 3 月時点)																																																							
漁港・港湾	当沿岸における漁港・港湾を示している。 (漁港 令和 7 年 3 月時点) (港湾 令和 7 年 3 月時点)																																																							
海水浴場	主要な海水浴場を示している。 (令和 7 年 3 月時点)																																																							
所 管	所管は、旗揚げ線にて示している。国土交通省水管理・国土保全局および農林水産省農村振興局の所管する海岸については、海岸保全区域の両端を示している。国土交通省港湾局および農林水産省水産庁の所管する海岸については、港湾区域および漁港区域の両端を示している。 なお、港湾区域内に、国土交通省港湾局以外の所管の海岸が旗揚げされている場合がある。この場合、2つの所管が重複するのではなく、国土交通省港湾局以外の所管海岸である。 (令和 7 年 3 月時点)																																																							
施設の存する区域	令和 8 年 3 月までの間に海岸整備事業が実施され、海岸保全施設が存在する区域。すなわち、今後、施設の維持又は修繕が必要な区域 (令和 8 年 3 月時点)																																																							
施設を新設(改良)しようとする区域	海岸整備事業が実施中、または今後着手予定の区域 (令和 8 年 3 月時点)																																																							



頁	現行計画（平成 29 年 3 月）	改定素案
48	<p><b>第 3 編 その他重要事項、留意事項</b></p> <p>海岸の保全に関するその他の重要事項及び、今後の取り組みにおいて特に留意すべき事項を以下に示す。</p> <p><b>第 1 章 その他重要事項</b></p> <p><b>1-1 広域的・総合的な視点からの取組の推進</b></p> <p>一体的に社会経済活動を展開する地域全体の安全の確保、快適性や利便性の向上に資するため、海岸背後地の人口、資産、社会資本等の集積状況や土地利用の状況、海岸の利用や環境、海上交通、漁業活動等を勘案し、関係する行政機関とより緊密な連携を図り、広域的・総合的な視点からの取組を推進する。</p> <p>特に、連続した長い海岸線を広域的・統一的に保全していくためには、複数の海岸管理者間の連携はもとより、広域的・総合的な基礎データの取得、データベース構築による蓄積・共有が重要となる。</p> <p>そのため、ロボットや ICT 技術の活用（例：UAV 無人航空機による公共測量の実施）、海岸侵食問題に対する総合的な土砂管理、海岸保全施設の戦略的維持管理など、昨今の最新技術や取り組みの導入に努める。</p>	<p><b>第 3 編 その他重要事項、留意事項</b></p> <p>海岸の保全に関するその他の重要事項及び、今後の<b>取組</b>において特に留意すべき事項を以下に示す。</p> <p><b>第 1 章 その他重要事項</b></p> <p><b>1-1 広域的・総合的な視点からの取組の推進</b></p> <p>一体的に社会経済活動を展開する地域全体の安全の確保、快適性や利便性の向上に資するため、海岸背後地の人口、資産、社会資本等の集積状況や土地利用の状況、海岸の利用や環境、海上交通、漁業活動等を勘案し、関係する行政機関とより緊密な連携を図り、広域的・総合的な視点からの取組を推進する。</p> <p>特に、連続した長い海岸線を広域的・統一的に保全していくためには、複数の海岸管理者間の連携はもとより、広域的・総合的な基礎データの取得、データベース構築による蓄積・共有が重要となる。</p> <p>そのため、ロボットや ICT 技術の活用（例：UAV 無人航空機による公共測量の実施）、海岸侵食問題に対する総合的な土砂管理、海岸保全施設の戦略的維持管理など、昨今の最新技術や<b>取組</b>の導入に努める。</p>
	<p><b>（1）一体的・計画的な防災・減災対策の推進</b></p> <p>災害に対する安全の確保については、連たんする背後地を一体的に防護する必要がある。このため、海岸だけでなく沿岸部における関連する施設との防護水準の整合の確保等、関係機関との連携の下に、一体的・計画的な防災・減災対策を推進する。その際、必要に応じて協議会を設置し、防災・減災対策に係る事業間調整等について協議を行うものとする。</p>	<p><b>（1）一体的・計画的な防災・減災対策の推進</b></p> <p>災害に対する安全の確保については、連たんする背後地を一体的に防護する必要がある。このため、海岸だけでなく沿岸部における関連する施設との防護水準の整合の確保等、関係機関との連携の下に、一体的・計画的な防災・減災対策を推進する。その際、必要に応じて協議会を設置し、防災・減災対策に係る事業間調整等について協議を行うものとする。</p>
	<p><b>（2）海岸侵食問題に対する総合的な土砂管理</b></p> <p>海岸侵食は、土砂の供給と流出のバランスが崩れることによって発生する。この問題に抜本的に対応していくため、海岸地形のモニタリングを行いつつ、海岸部において、沿岸漂砂による土砂の収支が適切となるよう構造物の工夫等を含む取組を進めるとともに、海岸部への適切な土砂供給が図られるよう河川の上流から海岸までの流砂系における総合的な土砂管理対策とも連携する等、関係機関との連携の下に広域的・総合的な対策を推進する。</p>	<p><b>（2）海岸侵食問題に対する総合的な土砂管理</b></p> <p>海岸侵食は、土砂の供給と流出のバランスが崩れることによって発生する。この問題に抜本的に対応していくため、海岸地形のモニタリングの<b>充実や沿岸漂砂による長期的な地形変化に対する影響予測</b>を行いつつ、海岸部において、沿岸漂砂による土砂の収支が適切となるよう構造物の工夫等を含む取組を進めるとともに、海岸部への適切な土砂供給が図られるよう河川の上流から海岸までの流砂系における総合的な土砂管理対策とも連携する等、関係機関との連携の下に広域的・総合的な対策を推進する。</p>
49	<p><b>（3）広域的な海岸利用への配慮</b></p> <p>また、海岸は、海と陸が接する独特な空間であることから、様々な利用の可能性を秘めている。海岸の有する特性を更に広く適切に活用していくため、広域的な利用の観点も念頭に置きつつ、レジャーやスポーツの振興、自然体験・学習活動の推進、健康の増進及び自然との共生の促進等のため、海岸及びその周辺で行われる様々な施策との一層の連携を推進する。</p> <p>さらに、近年、洪水や高潮等により広範囲に大規模な流木等が海岸に漂着し、海岸の保全に支障が生じていることから、こうした問題に対しても適切に対応する。</p>	<p><b>（3）広域的な海岸利用への配慮</b></p> <p>海岸は、海と陸が接する独特な空間であることから、様々な利用の可能性を秘めている。海岸の有する特性を更に広く適切に活用していくため、広域的な利用の観点も念頭に置きつつ、レジャーやスポーツの振興、自然体験・学習活動の推進、健康の増進及び自然との共生の促進等のため、海岸及びその周辺で行われる様々な施策との一層の連携を推進する。</p> <p>さらに、近年、洪水や高潮等により広範囲に大規模な流木等が海岸に漂着し、海岸の保全に支障が生じていることから、こうした問題に対しても適切に対応する。</p>
	<p><b>1-2 地域との連携の促進と海岸愛護の啓発</b></p> <p>海岸の保全を適切かつ効果的に進めていくためには、地域の意向に十分配慮し、地域との連携を図っていくことが不可欠である。</p> <p><b>（1）災害に強い地域づくり</b></p> <p>災害に強い地域づくりを進めるため、海岸保全施設の整備と併せ、関係機関と連携し</p>	<p><b>1-2 地域との連携の促進と海岸愛護の啓発</b></p> <p>海岸の保全を適切かつ効果的に進めていくためには、地域の意向に十分配慮し、地域との連携を図っていくことが不可欠である。</p> <p><b>（1）災害に強い地域づくり</b></p> <p>災害に強い地域づくりを進めるため、海岸保全施設の整備と併せ、関係機関と連携し</p>

頁	現行計画（平成 29 年 3 月）	改定素案
	<p>て防災情報の提供や災害時の対応方法の周知等、地域住民の防災意識の向上及び防災知識の普及を図る。</p> <p>地域防災計画でも定めているように、統合型防災情報システム・防災行政無線・地域衛星通信ネットワーク等を活用し、（高潮や津波等の）自然災害発生時の予警報等の市町村への情報提供、被害情報等の集約・管理を県が一元的に行って情報共有を図る。</p> <p>また、平時の対応として、市町村が作成する避難計画等への技術的支援を行う。</p>	<p>て防災情報の提供や災害時の対応方法の周知に加え、<b>気候変動による地域のリスクの将来変化の情報提供</b>等、地域住民の防災意識の向上及び防災知識の普及を図る。</p> <p>地域防災計画でも定めているように、統合型防災情報システム・防災行政無線・地域衛星通信ネットワーク等を活用し、（高潮や津波等の）自然災害発生時の予警報等の市町村への情報提供、被害情報等の集約・管理を県が一元的に行って情報共有を図る。</p> <p>また、平時の対応として、市町村が作成する避難計画等への技術的支援を行う。</p>
	<p><b>（２） 海岸美化、希少動植物の保護</b></p> <p>海岸におけるゴミ対策や清掃等による海岸の美化、希少な動植物の保護については、地域住民やボランティア等の協力を得ながら進めるとともに、参加しやすい仕組みづくりに努める。また、無秩序な利用やゴミの投棄等により海岸環境の悪化が進まないよう、モラルの向上を図るための啓発活動の充実に努める。</p>	<p><b>（２） 海岸美化、希少動植物の保護</b></p> <p>海岸におけるゴミ対策や清掃等による海岸の美化、希少な動植物の保護については、地域住民やボランティア等の協力を得ながら進めるとともに、参加しやすい仕組みづくりに努める。また、無秩序な利用やゴミの投棄等により海岸環境の悪化が進まないよう、モラルの向上を図るための啓発活動の充実に努める。</p>
	<p><b>（３） 適正な海岸利用の促進</b></p> <p>適正な利用を促進していくためには、海岸は海への入口であり、時には人命を損なう危険な場所でもあるという認識に立ち、地域特性に応じた海岸利用のルールづくりを推進するとともに、安全で適正な利用に必要な情報を適宜提供していく。海岸の保全のために実施する行為の制限等については、利用者にわかりやすく表示するよう努める。</p>	<p><b>（３） 適正な海岸利用の促進</b></p> <p>適正な利用を促進していくためには、海岸は海への入口であり、時には人命を損なう危険な場所でもあるという認識に立ち、地域特性に応じた海岸利用のルールづくりを推進するとともに、安全で適正な利用に必要な情報を適宜提供していく。海岸の保全のために実施する行為の制限等については、利用者にわかりやすく表示するよう努める。</p>
50	<p><b>（４） 海岸愛護の普及、人材育成</b></p> <p>こうした地域住民との連携を緊密にしていくため、海岸愛護の思想の普及を図るとともに、環境教育の充実に努め、地域における愛護活動が推進されるような人材を育成する。具体的には、海岸愛護月間を有効に活用し、関係市町村とも連携のもと、海岸を活用した住民参加型のイベントを継続的に企画・実行し、地域住民が海岸に触れる機会を増やすための継続的な取り組みを目指す。</p>	<p><b>（４） 海岸愛護の普及、人材育成</b></p> <p>地域住民との連携を緊密にしていくため、海岸愛護の思想の普及を図るとともに、環境教育の充実に努め、地域における愛護活動が推進されるような人材を育成する。具体的には、海岸愛護月間を有効に活用し、関係市町村とも連携のもと、海岸を活用した住民参加型のイベントを継続的に企画・実行し、地域住民が海岸に触れる機会を増やすための継続的な取り組みを目指す。</p>
	<p><b>第 2 章 今後の取り組みにおける留意事項</b></p> <p><b>2-1 関連計画との整合性の確保</b></p> <p>国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、国土強靱化に関する計画、地域計画等関連する計画との整合性を確保する。</p>	<p><b>第 2 章 今後の取組における留意事項</b></p> <p><b>2-1 関連計画との整合性の確保</b></p> <p>国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、国土強靱化に関する計画、地域計画等関連する計画との整合性を確保する。</p>
	<p><b>2-2 関係行政機関との連携調整</b></p> <p>海岸に係る行政機関と十分な連携と緊密な調整を図る。特に、事業の詳細な計画や工事実施にあたっては沿岸市町村と連携して地元説明会を適宜開催するなど、地域毎の海岸の利用や周辺環境に即した海岸保全施設整備を実施していく。</p>	<p><b>2-2 関係行政機関との連携調整</b></p> <p><b>気候変動の影響による気象・海象の変化や長期的な平均海面水位の上昇は、海岸侵食の進行やゼロメートル地帯の増加、高潮や波浪による被害の激甚化等、海岸のみならず国土保全の観点から深刻な影響を生ずるおそれがあることから、海岸に係る行政機関と十分な連携と緊密な調整を図りながら効果的な対策を進める。</b></p> <p>また、事業の詳細な計画や工事実施にあたっては沿岸市町村と連携して地元説明会を適宜開催するなど、地域毎の海岸の利用や周辺環境に即した海岸保全施設整備を実施していく。</p>
	<p><b>2-3 地域住民の参画と情報公開</b></p> <p>計画の策定段階で必要に応じ開催される公聴会等だけでなく、計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても地域住民の参画を得る。その際、計画の策定段階から、環境保全や利用促進など海岸特性や地域特性に応じて重視・優先すべき事項を地域住民と共に協議し、地域に密着した事業計画・実施設計とする。また、事業の透明性の向上を図るため、海岸に関する情報を広く公開するよう努める。</p> <p>なお、本計画の検討途中でパブリックコメントを募集しており、パブリックコメントの結果は委員会で審議したのち、計画に適宜反映している。</p>	<p><b>2-3 地域住民の参画と情報公開</b></p> <p><b>本計画の策定段階で必要に応じ開催される公聴会等だけでなく、計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても地域住民の参画を得る。その際、計画の策定段階から、環境保全や利用促進など海岸特性や地域特性に応じて重視・優先すべき事項を地域住民と共に協議し、地域に密着した事業計画・実施設計とする。また、事業の透明性の向上を図るため、海岸に関する情報を広く公開するよう努める。</b></p> <p>なお、本計画の検討途中でパブリックコメントを募集しており、パブリックコメントの結果は委員会で審議したのち、<b>本計画</b>に適宜反映している。</p>

頁	現行計画（平成29年3月）	改定素案																																																										
	<p><b>2-4 計画の見直し</b>            地域や社会情勢、気象・海象など海岸を取り巻く諸状況の変化により必要に応じて、隠岐沿岸海岸保全基本計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直しを行う。            また、海岸保全施設の整備計画について、地形の急激な変化等により計画の変更が生じた場合には基本的事項に則り海岸管理者が関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じたうえで、施設の整備内容の見直しを行う。</p>	<p><b>2-4 計画の見直し</b>            地域や社会情勢、気象・海象など海岸を取り巻く諸状況の変化により必要に応じて、島根沿岸海岸保全基本計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直しを行う。  <b>特に、気候変動の影響は不確実性を有していることから、国や海岸管理者等との連携を図り、気候変動の影響に関する最新の知見や新たな工法等に関する技術、各種モニタリングの方法等の情報収集に努める。</b></p>																																																										
51	<p>(参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">決定及び改定の経緯</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>決定</th> <th>年月日</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">決定</td> <td>決定</td> <td>平成15年3月26日</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>施行</td> <td>平成15年3月26日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">改定第1回</td> <td>決定</td> <td>平成19年3月20日</td> <td rowspan="2">海岸保全施設の整備計画変更（水産庁1海岸）</td> </tr> <tr> <td>施行</td> <td>平成19年3月20日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">改定第2回</td> <td>決定</td> <td>平成29年3月24日</td> <td rowspan="2">施設設計外力となるレベル1津波への対応施設の維持・修繕、長寿命化の考え方 施設を新設・改良する対象海岸の変更 最新の社会動向の反映</td> </tr> <tr> <td>施行</td> <td>平成29年3月24日</td> </tr> </tbody> </table>	決定及び改定の経緯				区分	決定	年月日	備考	決定	決定	平成15年3月26日		施行	平成15年3月26日	改定第1回	決定	平成19年3月20日	海岸保全施設の整備計画変更（水産庁1海岸）	施行	平成19年3月20日	改定第2回	決定	平成29年3月24日	施設設計外力となるレベル1津波への対応施設の維持・修繕、長寿命化の考え方 施設を新設・改良する対象海岸の変更 最新の社会動向の反映	施行	平成29年3月24日	<p>(参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">決定及び改定の経緯</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>決定</th> <th>年月日</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">決定</td> <td>決定</td> <td>平成15年3月26日</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>施行</td> <td>平成15年3月26日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">改定第1回</td> <td>決定</td> <td>平成19年3月20日</td> <td rowspan="2">海岸保全施設の整備計画変更（水産庁1海岸）</td> </tr> <tr> <td>施行</td> <td>平成19年3月20日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">改定第2回</td> <td>決定</td> <td>平成29年3月24日</td> <td rowspan="2">施設設計外力となるレベル1津波への対応施設の維持・修繕、長寿命化の考え方 施設を新設・改良する対象海岸の変更 最新の社会動向の反映</td> </tr> <tr> <td>施行</td> <td>平成29年3月24日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">改定第3回</td> <td>決定</td> <td>令和8年●月●日</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>施行</td> <td>令和8年●月●日</td> </tr> </tbody> </table>	決定及び改定の経緯				区分	決定	年月日	備考	決定	決定	平成15年3月26日		施行	平成15年3月26日	改定第1回	決定	平成19年3月20日	海岸保全施設の整備計画変更（水産庁1海岸）	施行	平成19年3月20日	改定第2回	決定	平成29年3月24日	施設設計外力となるレベル1津波への対応施設の維持・修繕、長寿命化の考え方 施設を新設・改良する対象海岸の変更 最新の社会動向の反映	施行	平成29年3月24日	改定第3回	決定	令和8年●月●日		施行	令和8年●月●日
決定及び改定の経緯																																																												
区分	決定	年月日	備考																																																									
決定	決定	平成15年3月26日																																																										
	施行	平成15年3月26日																																																										
改定第1回	決定	平成19年3月20日	海岸保全施設の整備計画変更（水産庁1海岸）																																																									
	施行	平成19年3月20日																																																										
改定第2回	決定	平成29年3月24日	施設設計外力となるレベル1津波への対応施設の維持・修繕、長寿命化の考え方 施設を新設・改良する対象海岸の変更 最新の社会動向の反映																																																									
	施行	平成29年3月24日																																																										
決定及び改定の経緯																																																												
区分	決定	年月日	備考																																																									
決定	決定	平成15年3月26日																																																										
	施行	平成15年3月26日																																																										
改定第1回	決定	平成19年3月20日	海岸保全施設の整備計画変更（水産庁1海岸）																																																									
	施行	平成19年3月20日																																																										
改定第2回	決定	平成29年3月24日	施設設計外力となるレベル1津波への対応施設の維持・修繕、長寿命化の考え方 施設を新設・改良する対象海岸の変更 最新の社会動向の反映																																																									
	施行	平成29年3月24日																																																										
改定第3回	決定	令和8年●月●日																																																										
	施行	令和8年●月●日																																																										